

令和7年第2回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

令和7年6月2日 開会

}

令和7年6月16日 閉会

吉田町議会

令和7年第2回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月2日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議案第38号～議案第39号の一括上程、説明	9
○第2号報告～第4号報告の報告	12
○吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙	14
○散会の宣告	15

第 2 号 (6月9日)

○開議の宣告	16
○議事日程の報告	16
○議案第39号の質疑	16
○議案第40号～議案第42号の一括上程、説明	17
○散会の宣告	20

第 3 号 (6月11日)

○開議の宣告	21
○議事日程の報告	21
○一般質問	21
平 野 積	21
大 石 巖	35
蒔 田 昌 代	42
山 内 均	50
○議案第41号の質疑	61
○散会の宣告	66

第 4 号 (6月12日)

○開議の宣告	6 7
○議事日程の報告	6 7
○一般質問	6 7
大 石 裕 之	6 7
八 木 栄	7 8
楠 元 由美子	8 7
○散会の宣告	1 0 1

第 5 号 (6月16日)

○開議の宣告	1 0 2
○議事日程の報告	1 0 2
○議案第 3 9 号の討論、表決	1 0 2
○議案第 4 1 号の討論、表決	1 0 2
○議案第 3 8 号の質疑、討論、表決	1 0 3
○議案第 4 0 号の質疑、討論、表決	1 1 1
○議案第 4 2 号の質疑、討論、表決	1 1 1
○発議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、表決	1 1 4
○請願第 1 号の委員長報告、質疑、討論、表決	1 1 5
○吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙	1 1 7
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	1 1 8
○議員派遣について	1 2 0
○議会閉会中の継続調査について	1 2 0
○町長挨拶	1 2 0
○議長挨拶	1 2 1
○閉会の宣告	1 2 1

開会 午前 9時00分

○議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和7年第2回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いします。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 本当に議会の風景が変わってしまったんですけれども、それはさておき、この吉田町においても、いろんな動きというものが次から次へと起きてきています。

皆様におかれましても、ぜひとも行政のチェックによく当たっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） ありがとうございました。

◎開会の宣告

○議長（増田剛士君） 本日は、4番、盛 純一郎君から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は10名であります。これから、令和7年第2回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田剛士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、8番、大石 巖君、9番、三輪美由紀君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（増田剛士君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日6月2日から6月16日までの15日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日6月2日から6月16日までの15日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（増田剛士君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査及び定期監査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、系統議長会関係、その他に関することについてであります。5月27日火曜日、東京都内の東京国際フォーラムにおいて、「令和7年度町村議会議長・副議長研修会」が開催されました。

研修では、内閣府政策統括官、高橋謙司氏による「広域災害対応を含めた自治体の災害対応力強化に不可欠な「防災DX」と題し、講演をいただきました。

次に、明治大学名誉教授、青山 侑氏による「平成からの災害に学ぶ復旧・復興まちづくりの課題 ～自治体実務の立場から～」と題した講演及び同志社大学名誉教授、新川達郎氏による、「災害と議会・議員の役割」と題した講演が行われました。

5月30日金曜日、令和7年度静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会及び第1回政策研修会が静岡市内で開催されました。

定期総会では、令和6年度事業実績及び歳入歳出決算について、令和7年度事業計画案及び歳入歳出予算について審議が行われ、原案のとおり可決されました。

また、政策研修会では、明治大学政治経済学部教授、牛山久仁彦氏による「人口減少における議会の役割」と題した講演が行われました。

次に、本定例会へ説明員として委任または嘱託され、出席する者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。

お聞き取りのほど、お願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和7年第2回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概要等について御報告申し上げます。

新年度が始まり、2か月が経過をいたしました。新入生をはじめ新社会人の皆様方も新しい環境に少しずつ慣れ、夢や希望に向かってようやく地に足をつけて、歩みを始めたところではないでしょうか。

4月8日に行われました吉田中学校の入学式では、本年度から導入された、性別に関係なく多様な着こなしを選択できるブレザータイプの制服に身を包んだ新入生の姿を大変微笑ましく思うと同時に、新しい時代への幕開けを予感させるものでございました。

この新入生が生まれた平成24年度は、折しも東日本大震災を契機に、この町が津波防災町づくりへと大きく舵を切った年でございます。

この間、町は独自に作成しました津波ハザードマップに基づき、15基の津波避難タワーを完成させるとともに、避難路や防災公園などの整備を迅速に進め、さらには津波防災町づくりの1丁目1番地であります、1000年に一度の大津波を海岸線で食い止める防潮堤の整備に着手してまいりました。

そして、本年度からは本町の海岸線の残りの半分に当たります住吉海岸防潮堤の整備に着手し、町内に一滴も浸水させない全周防御の構築に向け、大きく動き始めるわけでございます。この全周防御が確立したとき、この町の安全は揺るぎないものとなり、明るい未来の吉田町がはっきりと現れてくるわけですが、今はこの町の未来を担う子供たちのためにも、1日でも早く確固たる安全を手にするよう気持ちを新たにしているところでございます。

さて、全国的に少子化が進み、歯止めがかからない状態が続いております。

昨年6月に発行されました「令和6年版こども白書」によりますと、令和4年度の合計特殊出生率は1.26で過去最低となっており、「社会において、共働き・共育てが推進されている」と思う人の割合は約3割、「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合は3割弱にとどまっております。

この日本社会全体が直面しております少子化の現状を打開するためには、こども基本法の基本理念の一つに掲げる「家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備」が急務であると考えております。

国では、経済的支援の強化、特に全ての子供・子育て世帯への支援などの次元の異なる少子化対策を重点として施策を展開しており、本町におきましても、従来のようにこ応援パッケージやこども医療費の無償化といった経済的支援に加え、待機児童ゼロを維持しながら幼保小連携の質の高い保育サービスを提供しているところでございますが、近隣市においても様々な施策を展開しており、都市間競争がますます激化してきているものと認識をしております。

本町が子育て世帯の生活の場として選ばれるためには、現在進めております、住吉海岸防潮堤の整備や吉田漁港のL2津波対策、県営吉田公園南側用地を活用したスポーツ、レジャーゾーン、東名吉田インターチェンジ周辺のバスターミナルの整備など、シーガーデンシティ構想に基づき、防災とにぎわいを一体的に進めることにより、確固たる安全を確保し、既存企業の生産活動を守るとともに、事業の拡大や新たな企業の進出により雇用の拡大を図り、そこに新しい富が生まれ、その富を子育て、教育、健康づくりなど、支える安心をサービス

として提供することで人々が集まり、町が活性化していくといった「安全でかつ安心して住み続けられるまち」をつくり上げることが重要であり、あわせて、この町の町づくりをより多くの方に知っていただく必要がございます。

昨年度、町の広報大使であります、ひかりんちょさんの協力により作成しました町のプロモーション動画が公益財団法人日本広報協会主催の全国広報コンクールの映像の部において、入選を果たしました。

この動画では、本町がコンパクトで住みやすい町であることをPRするとともに、ひかりんちょさんが津波避難タワーをはじめ、町内の保育園や小学校を訪問し、充実した子育て支援施策やICTを活用した教育環境を紹介するなど、全編を通してテンポよく構成されておりますことから、今後この動画をSNSで発信するほか、移住促進のイベントなどでも放映し、町の知名度向上と併せ、子育てや生活する場としてこの町を選んでいただけるよう積極的に活用してまいります。

それでは、本年度事業の進捗状況などにつきまして、第6次吉田町総合計画の施策体系に沿って御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、住吉海岸の防潮堤整備事業につきまして、御報告申し上げます。

1000年に一度のレベル2クラスの大津波から町を守るための住吉海岸の防潮堤整備につきましては、これまでもお伝えしておりますとおり、本年度から本格的に整備に着手いたします。

4月1日には用地調査業務の契約を締結し、背後盛土区間の用地取得に向けて動き出しているところでございます。今後は工事用道路の整備や樹木の伐採など、作業ヤードの整備を順次行い、9月頃から本格的に搬入される土砂の受入れに向けた準備を整え、防潮堤の整備を進めていく予定でございます。

町民の皆様の安全を確保するべく、防潮堤の早期完成に向け、国や県との調整を進めるとともに、地元の皆様の御理解の下、迅速かつ着実に整備を進めてまいります。

次に、木造住宅耐震化プロジェクトTOUKAI-0事業についてでございます。

県では、本年度までをTOUKAI-0事業の総仕上げに位置づけて取組を強化しており、町も同調して事業を進めております。

昨年度は、能登半島地震における多数の建物の倒壊や、南海トラフ地震臨時情報の発表を受け、町民の皆様から多くの申込みがあり、無料耐震診断事業を49件、木造住宅の耐震補強事業を19件、ブロック塀等の撤去事業を15件実施いたしました。

本年度は、「わが家専門家診断」を無料で受けられる最終年度となりますことから、対象となる家屋を所有する皆様に対しまして、県と連携して耐震化の重要性や補助制度などを周知し、耐震化事業のさらなる推進に取り組んでまいります。

次に、治水対策推進事業についてでございます。

二級河川坂口谷川流域の浸水被害軽減対策につきましては、二級河川坂口谷川水災害対策プランに基づき、昨年度からの債務負担事業及び繰越事業として宮裏川河口部の3号ポンプ場の増強に向けた整備を進めております。

現在は、機械設備の工場製作及び現地での躯体工事がおおむね完了いたしましたので、準備が整い次第、機械設備の据付事業に着手し、早期完成を目指して事業を進めてまいります。

また、集中豪雨等により、町内各地で頻繁に発生している浸水被害に機動的に対応するため、可搬式の排水ポンプ設備の導入を進めておりまして、去る5月23日に入札を執行し、契約予定者が決定いたしましたので、本議会の会期中に請負契約の締結について議決を求める予定でございます。

治水対策を喫緊の課題と捉え、町民の皆様が安心して暮らすことができるよう被害の状況を踏まえ、順次対策を進めてまいります。

次に、河川改修事業についてでございます。

令和6年度の繰越事業として進めております、大窪川改修工事につきましては、3月中に契約を締結し、出水期明けに着手できるよう準備を進めているところでございます。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、上水道事業につきまして御報告申し上げます。

上水道の整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して配水管の耐震化を進めており、第2配水池から災害時に応急給水拠点となる避難所までの配水本管や老朽管の布設替えなど2件の工事を予定しております。

また、水道施設の正常な運転と水道水の安定的な供給を維持するため、大幡地内の第3水源において予備ポンプの設置を予定しており、6月中旬に入札を執行する予定でございます。

次に、公共下水道事業についてでございます。

公共下水道事業の整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して事業を進めており、管渠整備につきましては、片岡地区において、債務負担行為を活用した1件の管路布設に加え、住吉・片岡地区において1件の工事を発注し、既に着手しております。

また、片岡地区において、1件の管路布設工事を予定しており、この工事の完了をもって概成となる予定でございます。

浄化センターの整備につきましては、ストックマネジメント計画に基づき、3年間の債務負担行為を活用して機械設備の更新を予定しており、早期の発注に向けて準備を進めてまいります。

そのほか、より効果的で効率的な下水道事業の運営を図るため、官民連携事業の導入に向けた可能性検討業務に取り組むとともに、昨年度改定しました下水道使用料につきましても、さらなる経営の安定化を目指し、吉田町下水道料金等審議会において審議をし、令和9年度の料金改定に向けた検証を進めてまいります。

次に、ごみ減量・リサイクル推進事業についてでございます。

ごみ・減量リサイクルの推進につきましては、昨年9月に不要品の一括査定サービス「おいくら」を運営する株式会社マーケットエンタープライズと協定を締結し、リユース促進によるごみ減量化の取組を推進しており、令和6年10月から令和7年3月までの取扱数は66件でございました。

また、4月からは各自治会にも御協力いただき、衣類の回収にも力を入れており、5月末までに2.18トンを回収している状況でございます。

今後も引き続き、町民の皆様にも周知を行い、リユース活動の促進、ごみの減量・リサイクルの推進に努めてまいります。

続きまして、「活力と魅力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、吉田インターチェンジ周辺の整備につきまして、御報告申し上げます。

本年度は、整備対象用地の鑑定評価や測量を行った後、一部用地の取得に着手する予定であり、4月に鑑定評価、5月に測量及び補償調査の業務委託の契約をそれぞれ締結したところでございます。

また、本事業は社会資本整備総合交付金を活用して事業を進めており、本年度交付分は4月に内示を受け、5月に交付申請を行ったところでございます。

吉田インターチェンジ周辺は、シーガーデンシティ構想における町の玄関口として、利便性を備えた重要な交通の結節点となりますので、引き続き事業の進捗を図ってまいります。

次に、吉田公園南側用地の整備についてでございます。

吉田公園南側の未利用地につきましては、新たなにぎわいの創出に向け、地域資源を活かしたローカルPFIの事業体制を軸とした事業化を検討しております。

本年度は、PFI法に規定する実施方針の策定などを予定しており、5月にアドバイザリー業務委託の契約を締結し、専門家の助言を受けながら、官民連携の実現に向けて事業の進捗を図ってまいります。

次に、ふるさと納税推進事業についてでございます。

本町における昨年度のふるさと納税の寄附額は12億9,953万5,300円で、令和5年度の寄附額11億2,246万3,000円と比較しますと、約16%の増額となっております。

昨年度は、新たに三つのふるさと納税ポータルサイトを追加したことに加え、サイトへの掲載内容や画像などを充実させたほか、事業者の皆様にご協力いただき返礼品の見直しを行うなど、町の特産品の魅力が十分に伝わるよう努めたことが寄附額の増加につながったものと捉えております。

本年度におきましても、寄附者の関心が高まるタイミングに合わせ、集中的かつ効果的な広告活動を行うことにより、広く町の魅力をPRし、寄附額の増加につなげてまいります。

次に、吉田町商工業振興事業費補助金についてでございます。

吉田町商工会では、原材料や食料品価格等の物価高騰対策といたしまして、第7弾のプレミアム付商品券発行事業を実施いたします。

本町では、町民の皆様の生活支援や消費の下支えを通じた事業者の経営の安定に寄与できるよう、本事業に対して4月4日付で吉田町商工業振興事業費補助金の交付を決定しております。

今回実施する事業は、これまでと同様にプレミアム率は50%と伺っており、現在、商工会において、7月の販売に向けた準備を進めているところでございます。町としましては、今回の事業が町民の生活や町内事業者の事業活動の一助となることを期待しております。

次に、大阪・関西万博静岡県ブースへの出展についてでございます。

吉田町及び川根本町のさらなる地域活性化を目指す、地域イノベーション推進事業では、今週6日に大阪・関西万博の静岡県ブースにおいて、ウナギを使ったメニューを来訪者に提供し、食材を中心に町のPRを行う予定でございます。

あわせて、ひかりんちょさん主演のプロモーション動画を放映し、町の魅力を来場者の皆様に発信することで、観光誘客やふるさと納税による寄附の促進といった関係人口の増加につなげてまいります。

続きまして、「多様な人々が快適に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、町内を走る新しい交通につきまして、御報告申し上げます。

町では、令和5年10月から、オンデマンド型乗合タクシー「“ぎゅっと”カーよしだ」の実証運行を行っております。当初は、通院や買物に利用される方が多くを占めておりましたが、最近では、イベントや御友人との会食におけるグループ利用など多様な使い方が見受けられるようになり、着実に認知度が高まってきていることを実感しているところでございます。

これまでの実証運行では、利用者の声を踏まえて停留所の追加や福祉割引・回数券の導入、運行時間の変更に加え、利用方法を動画で視聴できる二次元コードを付したパンフレットの配布などを行ってまいりましたが、本年4月からは従来の取組に加え、子育て世代の皆様に対し、お子様の塾や習い事などの送迎に伴う家族の負担軽減を図るための取組を実施してまいります。

今後も、誰もが気兼ねなく町内を移動できる交通環境の整備に向け、本格運行を見据えた実証運行を行なってまいります。

次に、初期日本語教室についてでございます。

町内に居住している日本語に不慣れな外国人住民の皆様を対象に、日常生活に必要な最低限の日本語を身に付けてもらうため、初期レベルの日本語教室「吉田町はじめてのにはほんご教室」の開催に向けた準備を進めており、現在、外国人住民と日本語でコミュニケーションを図っていただくサポーターを募集しているところでございます。

8月からスタートする教室の開催に向け、今月からサポーターを含む関係者の皆様を対象とした対話交流のための養成講座を実施してまいります。

また、本年3月には、住吉地内に民間企業が設置している日本語学校が、法律に基づく認定日本語教育機関として、県内で初めて文部科学省から認定を受けたところでございます。

この日本語学校と町及び吉田町国際交流協会が連携を図り、それぞれの役割における日本語教育を推進していくことで、外国人住民と日本人住民が共に地域で快適に生活できる町を目指してまいります。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、吉田町教育元気物語TCPトリピンスプランの実施状況につきまして、御報告申し上げます。

初めに、GIGAスクール構想に基づき、児童・生徒1人につき1台を配備しております、学習者用端末の更新につきましては、先の第2回吉田町議会臨時会におきまして、取得の契約についてお認めいただきましたことから、今後、端末の入替えに向けた作業を順次進めてまいります。

次に、劣化診断調査結果に基づく学校施設の改修についてでございます。

吉田中学校非常用放送設備及び住吉小学校自動火災報知設備改修工事並びに自彊小学校及び中央小学校バルコニー改修工事につきましては、現在、入札の手続を進めており、契約締結後、学校と日程等を調整しながら、工事を進めてまいります。

また、2か年で実施する予定の中央小学校給水設備改修工事につきましては、9月中の契約締結を目指し、発注に向けた準備を進めております。

次に、リーディングDXスクール事業についてでございます。

本年度も、町内全ての小・中学校がリーディングDXスクール事業の指定校に3年連続で認定されており、1人1台端末とクラウド環境を活用し、情報活用能力の育成に向けて重点的に取り組むとともに、より効果的な教育実践を全国へ発信してまいります。

また、信州大学の佐藤和紀准教授の御指導をいただきながら、町内の全教職員を対象とした研修会を7月から各校で順次開催してまいります。

デジタル学習基盤を活用した取組を通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を教職員が学び合うことで、資質や能力の向上につなげ、児童・生徒の学力向上を目指してまいります。

次に、吉田中学校における部活動の地域展開についてでございます。

スポーツ庁及び文化庁では、4月に開催しました地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめ素案の中で、学校内の活動を広く地域に開き地域全体で支えていくというコンセプトに基づき、従来の地域移行という名称を地域展開に改める方針が示されました。

町教育委員会では、令和8年度に3年生が部活動を引退する時期を境目としまして、休日の部活動から段階的に地域に展開していくことを目指し、吉田町部活動の在り方協議会を設置して協議を進めており、昨年度末に地域クラブの名称をよし活クラブと決定したところでございます。

本年度は、町教育委員会に新たにコーディネーター役として部活動に精通した会計年度任用職員を配置し、よし活クラブの開設に向け、制度の構築をはじめとした事務を進めるとともに、段階的な地域への展開に向けた協議を重ねてまいります。

次に、高齢者のスポーツ振興についてでございます。

町では、より多くの皆様が住み慣れた地域で、いつまでも心身ともに健全で豊かな生活を送ることができるよう、町内の65歳以上の方を対象としたシニアフィットネス教室を開催しております。

本年度は、6月から来年の3月まで、計15回を総合体育館で実施する予定でございます。この教室では、受講者皆様が楽しみながら運動習慣を定着させることができるよう、筋力トレーニングと軽スポーツを併用して体力づくりに取り組んでおり、受講者の皆様が各自で目標を立てて、筋力向上や生活習慣の質の向上に取り組んでいただくために、筋力や体脂肪などを測る体組成測定も実施をし、自己の結果を確認しながら健康寿命の延伸を推進しております。

以上が本年度の主な事業の進捗状況を御報告させていただきました。

コロナ禍に続く物価高騰、不安定な国際社会・経済情勢、気候変動の影響により多発する災害、待ったなしで押し寄せるデジタル化の波など、地方自治体を取り巻く環境は目まぐるしく変化しております。

中でも、少子化に起因する人口減少は、生産年齢人口の縮小による人手不足を深刻化させ、組織運営や人材マネジメント職員の働き方に関しましても、大きな変革を求められております。

本町におきましても、町民の皆様に満足していただける行政サービスを提供し続けるため、環境変化に柔軟に対応できる質の高い職員の育成に努めていくとともに、それぞれのライフキャリアに合った多様な働き方を推奨し、職員の満足度や幸福感を高めることで、生産性や創造性の向上と選ばれる職場づくりに取り組んでまいります。

議員各位をはじめ町民の皆様ににおかれましては、本日御報告申し上げました町の取組に対して御理解をいただき、今後、より一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

して、本議会定例会の行政報告といたします。

○議長（増田剛士君） ありがとうございます。

◎議案第38号～議案第39号の一括上程、説明

○議長（増田剛士君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第4、第38号議案から、日程第5、第39号議案までの2議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和7年第2回吉田町議会定例会に上程されました議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程されました議案は、条例の一部改正について1件、補正予算について1件の合計2件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第38号議案は、吉田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、下水道法で定められている公共下水道の事業計画を変更したことに伴い、条例に規定している下水道事業の経営規模について改正する必要が生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

第39号議案は、令和7年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、令和7年度の一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ149億5,011万円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

以上が上程をされました2議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

なお、今回の議会定例会中に、条例の一部改正についての議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補正予算についての議案、令和7年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について、財産の取得についての議案、令和7年度可搬式排水ポンプの取得についての3議案につきまして、準備が整い次第、追加で提出させていただきたいと考えておりますので、お願いいたします。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第39号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第1号）について

御説明申し上げます。

別冊の令和7年度吉田町一般会計補正予算（第1号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億5,011万円とするものでございます。

また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりとなっております。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和7年度吉田町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の3ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、49万4,000円を増額するものでございます。これは2項2目民生費国庫補助金におきまして、障害者総合支援事業費補助金49万4,000円を計上するものでございます。

次に、15款県支出金につきましては、10万8,000円を増額するものでございます。これは3項1目総務費県委託金におきまして、参議院議員選挙費10万8,000円を増額するものでございます。

4ページを御覧ください。

次に、18款繰入金につきましては、49万6,000円を増額でございます。これは2項1目基金繰入金におきまして、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございまして、財政調整基金から49万6,000円を繰入れさせていただくものでございます。

次に、20款諸収入につきましては、1万2,000円を増額でございます。これは4項1目農業者年金基金受託事業収入におきまして、1万2,000円を増額するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

2款総務費につきましては、10万8,000円を増額するものでございます。これは4項3目参議院議員選挙費について、執行経費基準法の制度改正に伴い、選管委員や投開票管理者の報酬単価の増額分として10万8,000円を計上するものでございます。

続きまして、3款民生費につきましては、99万円の増額でございます。これは、5ページから6ページにかけての1項5目心身障害者福祉費におきまして、心身障害者自立支援事業費について制度改正等に伴い、報酬請求システムのサービスコード修正に伴うシステム改修及び就労選択支援の創設に伴うシステム改修に係る経費として、99万円を計上するものでございます。

6ページを御覧ください。

続きまして、6款農林水産業費につきましては、1万2,000円を増額でございます。これは1項1目農業委員会費におきまして、農業者年金事務費について物価上昇、加算等による農業者年金基金受託事業収入の交付内示額の増額に伴い、農業者年金事務に係る経費として1万2,000円を計上するものでございます。

以上が第39号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についての内容でござ

います。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、内田宏一君。

〔上下水道課長 内田宏一君登壇〕

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第38号議案 吉田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書の1ページ、2ページを御覧ください。

本議案は、令和6年度に下水道法第4条第6項に定める公共下水道の事業計画の変更を行ったことに伴い、条例中に定める計画処理人口と1日最大処理能力を事業計画と整合させる内容の条例の制定につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

改正内容の前に事業計画の変更について御説明をさせていただきます。

公共下水道の事業計画は、以前は事業認可と言い、通常7年間ほどの期間を設定して事業を進め、期間末が近づくと区域を拡大するなどの見直しをしては期間を延伸していくもので、当町でも最初、平成2年に定めて以来、これまでに6回の変更と延伸を重ねてきております。

前回の変更は平成30年3月で、計画期間の末年は令和6年度でございましたので、昨年度、次の期間末を令和13年度とする事業計画をまとめ、県知事に対し協議をしていたところです。

その内容ですが、当町では前回の事業計画期間中に、汚水処理ビジョンや経営戦略の策定と、それを踏まえた全体計画の見直しをする中で、整備区域をこれ以上広げないことを既に決定しておりますことから、変更した事業計画においても、区域の面積は前回と同じ379ヘクタールから変えないものの、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基に、区域内における期間末、令和13年度時点の人口を1万2,296人と推定し、そこから排水される汚水の見込量から計画上の1日最大処理能力を5,900立方メートルとしたものです。

この協議に対し、3月25日付で県知事から協議を了とする旨の通知が到達したことから、本定例会において、条例中の計画処理人口と1日最大処理能力を事業計画の数値と整合一致させる改正を行いたいというものでございます。

それでは、その改正の内容につきまして、参考資料ナンバー1の新旧対照表を御覧ください。

第2条第3項第2号の計画処理人口をこれまでの1万4,700人から1万2,296人に改めるとともに、同条同項第3号の1日最大処理能力をこれまでの7,300立方メートルから5,900立方メートルに改めようとするものでございます。

また、附則により、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上が第38号議案 吉田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（増田剛士君） 以上で説明が終わりました。

◎第2号報告～第4号報告の報告

○議長（増田剛士君） 日程第6、法令に基づく報告を行います。

第2号報告 令和6年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について、第3号報告 令和6年度吉田町水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び第4号報告 令和6年度吉田町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての3件について、各担当課長から順次報告願います。

初めに、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課から、第2号報告 令和6年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてといたしまして、令和6年度の一般会計繰越明許費につきまして御報告申し上げます。

議案書の4ページ、5ページを御覧ください。

この報告は、令和6年度吉田町一般会計補正予算におきまして、地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費をお認めいただきましたものにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製して御報告させていただくものでございます。

計算書の内容につきましては、議案書の5ページを御覧ください。

令和6年度一般会計予算において、繰越明許費を設定させていただいた事業は、繰越計算書の表内にある8事業でございます。

それでは、それぞれの内容につきまして御説明申し上げます。

まず、3款1項の職員人件費でございます。

これは、物価高騰生活支援臨時給付金給付事業に係る時間外勤務手当として、68万2,836円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金68万2,836円でございます。

次に、3款1項の物価高騰生活支援臨時給付金給付事業費でございます。

これは、物価高騰生活支援臨時給付金給付事業に係る事業費として、4,583万8,797円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,583万8,797円でございます。

次に、4款1項の母子保健衛生費でございます。

これは、妊婦のための支援給付等のシステム改修委託料として、71万5,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金の新出産・子育て応援交付金71万5,000円でございます。

次に、6款3項の津波・高潮危機管理対策事業費でございます。

これは、吉田漁港津波対策検討業務委託の委託料として、2,525万円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として、県支出金、地震・津波対策等減災交付金1,262万5,000円、そして一般財源1,262万5,000円でございます。

次に、8款2項の吉田町内道路舗装修繕事業費でございます。

これは、大幡大井川線及び堤内3号線の舗装修繕に係る工事請負費として、4,600万円を

繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金の社会資本整備総合交付金2,250万円、そして町債2,350万円でございます。

次に、8款3項の治水対策推進事業費でございます。

これは、第3ポンプ場整備に係る工事請負費として、1,583万5,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として、町債1,580万円、そして一般財源3万5,000円でございます。

次に、8款3項の大幡川改修事業費でございます。

これは、大幡川水系の大窪川改修に係る委託料及び工事請負費として、5,140万7,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金の社会資本整備総合交付金1,500万円、町債3,640万円、そして一般財源7,000円でございます。

最後に、8款4項の西の宮雨水幹線整備事業費でございます。

これは、西の宮雨水幹線整備に係る工事請負費として、3,240万円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として、県支出金の静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金1,620万円、町債1,450万円、そして一般財源170万円でございます。

以上が第2号報告 令和6年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についての内容でございます。

これをもちまして報告を終わります。

○議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、内田宏一君。

〔上下水道課長 内田宏一君登壇〕

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは2件の報告事項について御説明申し上げます。

初めに、第3号報告の令和6年度吉田町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

議案書の6ページを御覧ください。

本報告は、令和6年度吉田町水道事業会計において、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づいて、予算の繰越しをした件につきまして、同法同条第3項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

7ページの別紙を御覧ください。

令和6年度吉田町水道事業会計予算において、令和7年度に繰越しをして使用する建設改良費の繰越額は、予算繰越計算書のとおりでございます。

それでは、その内容につきまして御説明申し上げます。

1款1項の岩留2号線外2路線配水管布設替工事につきまして、4,580万円でございます。これは、片岡の白鷺団地内において、下水道工事に併せて老朽化している水道管を布設替える工事でございます。その財源につきましては、企業債と損益勘定留保資金でございます。

繰越しとなった理由は、第4号報告とも密接に関連がございまして、既設水道管を避けて設計した下水道工事が現地を掘削したところ、当初想定とは異なる位置に水道管が布設され

ていることが分かり、急遽、水道管の仮設配管の設計と工事が必要となったため、年度内に完成することができない状況となったためでございます。

この原因でございますが、当初想定における既設水道管の位置は、水道管の埋設状況を地図上に表した管網図を基にしておりました。一方、現地の水道管は、この団地が今から48年前に民間によって宅地造成された際、造成者によって施工され、完成後に町に寄附移管されたものですが、寄附の際に提供された竣工図を基に、書き起こされたと料される管網図と実際の埋設位置とが異なっていたことによるものです。

以上が令和6年度吉田町水道事業会計予算繰越計算書の報告についての内容でございます。

次に、第4号報告の令和6年度吉田町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

議案書の8ページを御覧ください。

本報告は、令和6年度吉田町公共下水道事業会計において、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づいて、予算の繰越しをした件につきまして、同法同条第3項の規定に基づき、議会に御報告をさせていただくものでございます。

9ページの別紙を御覧ください。

令和6年度吉田町公共下水道事業会計予算において、令和7年度に繰越しをして使用する建設改良費の繰越額は、予算繰越計算書のとおりでございます。

それでは、その内容につきまして御説明申し上げます。

1項の川尻南部汚水幹線工事（第1工区）につきまして、2,326万1,000円でございます。これは、片岡地内の白鷺団地内において、下水道管を布設しようとする工事でございます。その財源につきましては、国庫補助金と企業債、消費税等資本的収支調整額等財源でございます。

繰越しとなった理由は、第3号報告と同じで、既設水道管を避けて設計した下水道管の埋設場所を掘削したところ、想定とは異なる位置に水道管が埋設されていることが分かり、工事を進めるため、新たに水道の仮設配管をする必要が生じたために、年度内に完成することができない状況となったためでございます。

次に、同じく1款1項の川尻南部汚水幹線工事（第2工区）につきましては、2,050万3,000円でございます。これも片岡地内の白鷺団地内において、下水道管を布設しようとする工事でございます。その財源につきましては、国庫補助金と企業債、消費税等資本的収支調整額等財源でございます。

繰越しとなった理由は、上の第1工区と同じでございます。

以上が、令和6年度吉田町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての内容でございます。

上下水道課からの報告事項についての説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

○議長（増田剛士君） 日程第7、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙について行います。

この件につきましては、吉田町牧之原市広域施設組合議会の吉田町選出議員が1名欠員したことに伴い、町長から補欠選挙の実施について依頼がありました。したがって、ここでは1名の補欠選挙を行います。

初めに、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙の方法についてですが、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に、7番、蒔田昌代君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました7番、蒔田昌代君を吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7番、蒔田昌代君が吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に当選されました。

ここで、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に当選されました7番、蒔田昌代君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時05分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会8日目でございます。

本日は、4番、盛 純一郎君から欠席の届けがあります。

ただいまの出席議員数は10名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第39号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第1、第39号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、第39号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

初めに、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

以上で本議案の質疑を終結したいと思います。まだ疑義があるようでしたら、全般にわたり特に質疑を許可しますが、いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これをもって、第39号議案についての質疑を終結します。

◎議案第40号～議案第42号の一括上程、説明

○議長（増田剛士君） 町長から、第40号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第41号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について、第42号議案 令和7年度可搬式排水ポンプの取得についての3件の追加議案が提出されました。

これから、町長から提案理由の説明を受けます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和7年第2回吉田町議会定例会に追加上程されました議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回、追加上程されました議案は、条例の一部改正について1件、補正予算について1件、財産の取得について1件の合計3件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第40号議案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が公布され、国会議員の選挙等の執行において、国が地方公共団体に交付する経費の基準が改定されたことに伴い、本町における選挙長等の報酬を法律に合わせて改定する内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第41号議案は、令和7年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、令和7年度の一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,013万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ149億6,024万7,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第42号議案は、令和7年度可搬式排水ポンプの取得についてでございます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、可搬式排水ポンプを指名競争入札により、契約金額9,680万円、株式会社日消機械工業、代表取締役、深沢英雄と売買契約を締結し、取得することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

以上が追加上程されました3議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

初めに、総務課長をお願いします。

総務課長、太田順子君。

〔総務課長 太田順子君登壇〕

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務課からは、第40号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

追加議案書の1ページ及び2ページ、参考資料ナンバー2を御覧ください。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が、本年6月4日に改定されました。当町はこれまで、条例に規定されている選挙の投開票に従事する者の報酬額を法律と同額にしていたことから、法律の改正に準じた額に本条例を改正しようとするものでございます。

なお、法律の改正は7月に予定されている参議院議員通常選挙から適用することが通知されていたことから、地方自治法第222条の規定に従い、第39号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第1号）において、増額分の報酬額を計上させていただき、国会の議決を待って条例改正を提出させていただいたものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料の1ページを御覧ください。

別表第1に規定されております特別職の職員で非常勤のものの報酬につきまして、選挙長は1回「1万800円」から「1万2,200円」に、投票所の投票管理者は日額「1万2,800円」から「1万4,500円」に、期日前投票所の投票管理者は日額「1万1,300円」から「1万2,800円」に、開票管理者は「1回1万800円」から「1万2,200円」に、選挙立会人及び開票立会人は1回「8,900円」から「1万100円」に、投票所の投票立会人は日額「1万900円」から「1万2,400円」に、期日前投票所の投票立会人は日額「9,600円」から「1万900円」に、指定病院等における不在者投票の外部立会人は日額「1万900円」から「1万2,400円」にそれぞれ引き上げるもので、法律に規定する額と同額とするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が総務課からの議案でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 以上で説明が終わりました。

次に、財政管理課長をお願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課から、第41号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和7年度吉田町一般会計補正予算（第2号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,013万7,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億6,024万7,000円とするものでございます。

また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりにお認めいただくとするものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和7年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の3ページを御覧ください。まず初めに、歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては929万1,000円を増額するものでございます。これは2項8目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金におきまして、国の経済対策に伴い追加交付のありました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金929万1,000円を計上するものでございます。

次に、18款繰入金につきましては84万6,000円を増額でございます。これは2項1目基金繰入金におきまして、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございまして、財政調整基金から84万6,000円を繰入れさせていただくものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

7款商工費につきましては1,013万7,000円を増額でございます。これは1項2目商工業振興費におきまして、国の経済対策に呼応し、当初予算にてお認めいただいた吉田町商工会が実施するプレミアム付商品券発行事業を拡充すべく、商品券発行セット数を追加するための経費として商工業振興事業費補助金を1,013万7,000円計上するものでございます。

以上が第41号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についての内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 次に、建設課長をお願いします。

建設課長、柳原真也君。

〔建設課長 柳原真也君登壇〕

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

建設課からは、第42号議案について御説明申し上げます。

追加議案書の4ページ、5ページと、参考資料ナンバー3を御覧ください。

本議案は、治水対策のため可搬式排水ポンプを取得することにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお認めいただくとするものでございます。

取得する品目は、可搬式排水ポンプ。

契約の方法は、指名競争入札による契約。

契約の金額は9,680万円。

契約の相手方は、静岡県焼津市東道原9番4号、株式会社日消機械工業、代表取締役、深沢英雄でございます。

参考資料ナンバー3の1ページを御覧ください。

入札結果表でございます。

令和7年5月23日金曜日午前10時から、吉田町役場2階町民ホールにおきまして、当該可搬式排水ポンプの指名競争入札を執行いたしました。

入札の結果、株式会社日消機械工業が金額8,800万円で落札しましたので、落札金額に100分10を加えた金額9,680万円で5月27日に仮契約を締結しております。

参考資料ナンバー3の2ページを御覧ください。

概要書でございます。

事業名は、令和7年度可搬式排水ポンプ購入。

事業目的は、水害時における災害対応能力の向上を図るものでございます。

業務の内容は、可搬式排水ポンプ2基を取得するもので、令和7年8月29日までに住吉川河口付近、衛生センター南側に配備することとしているものでございます。洪水や内水による甚大な浸水被害が発生した場合には、この可搬式排水ポンプを運搬し、運用する予定でございます。

以上が建設課からの1議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 以上で説明が終わりました。

ただいま説明のありました日程第2、第40号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第3、第41号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について及び日程第4、第42号議案 令和7年度可搬式排水ポンプの取得についての3議案の議案審議につきましては、11日本会議一般質問終了後、暫時休憩中に全員協議会を開いて、議案の内容確認を行います。

本会議終了後、第41号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についての質疑を行い、討論及び採決は16日の本会議で行います。

なお、第40号議案及び第42号議案の議案審議は16日の本会議で、質疑、討論及び採決を行いますので、よろしくお願いします。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前 9時17分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会10日目でございます。

本日は、4番、盛 純一郎君から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は10名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（増田剛士君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 平 野 積 君

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

〔10番 平野 積君登壇〕

○10番（平野 積君） 10番、平野です。

私は、通告のとおり、全国学力・学習状況調査の平均正答率に関する目標未達成についてと題して質問します。

TCPトリビンスプランにおいて、子供に関する施策、子供の「確かな学力」を保障する環境づくりの指標2に「全国学力・学習状況調査の平均正答率：県平均以上」が定められています。この指標と同内容の指標が、第5次及び第6次吉田町総合計画の学校教育分野の主な成果指標として記載されています。

しかし、この指標は長年にわたって目標未達成です。その理由について、3月の一般質問において教育長から「理由の特定は難しいが、読解力を高めていくとともに、低学年の段階から基礎的、基本的な学習内容を確実に定着させていくことが大切になります」との主旨の答弁が得られました。

そこで、以下の点について質問します。

(1) 上記指標 2 を小・中学校の教職員はどのように捉え、長年目標未達成であることについてどのように考えているか。

(2) 保護者は上記指標 2 が長年目標未達成であることをどのように捉えているか。

(3) 3 月の一般質問の教育長答弁についてお伺いします。

①「文章を読み解く読解力を高めていくとともに、低学年の段階から基礎的、基本的学習内容を確実に定着させていくことが大切になります」について、読解力の向上及び低学年からの基礎的、基本的な学習内容の確実な定着のためにどのような施策を打つのか。

②「読解力や思考力、表現力などを高めていくことが必要であると考えております。そのためには、教師の指導力の向上が求められますので、教育委員会といたしましては、全教職員研修会や学校訪問を通して、教師が児童・生徒、一人一人の状況を見取り、個に応じた支援によって学力向上を図っていくよう指導してまいります」について、教師に対して具体的にどのような指導を行うのか。また、その指導は今までの指導とどこが違うのか。

(4) 平成29年10月27日の総合教育会議の資料に、学力調査の調査結果に基づいた授業実践の例として「物語を読み自分の考えをまとめる」との記載がある。この授業実践は現在どのような状況か。

以上の質問です。よろしくお願いします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、山田泰巳君。

〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長（山田泰巳君） 全国学力・学習状況調査の平均正答率に関する目標未達成についての御質問のうち、1 点目の指標を小・中学校の教職員はどのように捉え、長年目標未達成であることについてどのように考えているかについてお答えいたします。

最近10年間の調査結果を見ますと、小学校におきましては、国語、算数共に平成27年度から令和元年度まで1年置きに県平均以上でありましたが、令和3年度に算数が僅かに県平均以下となり、令和4年度から昨年度までの3年間は、国語、算数共に県平均を下回る結果となっております。

また、中学校におきましては、議員御指摘のとおり、残念ながら平成27年度から令和5年度まで、長年にわたって国語、数学共に県平均を上回ることはできず、ようやく昨年度、国語において県平均を上回ったという状況でございます。

県平均正答率以上という指標につきましては、学力の定着について状況を客観的に計ることができるものとして、教職員と共有しております。

目標としている平均正答率県平均以上が達成できていない状況につきましては、各学校の研修主任で構成する町の学力向上会議においても議論しており、問題ごとの正答率を確認しながら、どのような問題でつまづいていることが県の平均正答率より低いという結果につながっているのか、毎年分析をしております。

また、正答率の状況は学校ごとに異なることから、それぞれの学校において課題として明らかになった問題について、授業でどのように扱うことが児童・生徒の深い理解や定着につながるのか、指導の在り方を含めて検討し、教職員がそれぞれ改善に努めているところでございます。

次に、2点目の保護者は長年目標未達成であることをどのように捉えているかについてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の分析結果は、保護者にも御確認いただけるよう毎年ホームページなどで公表しております。保護者がどのように捉えているかにつきましては、具体的な調査やアンケートなどを行っているわけではありませんので、把握はしていませんが、保護者の立場からは、調査結果が個人票として返却されますので、まずは、自分の子供の状況がどうであったかということに目を向けているのではないかと推察しております。

次に、3点目の3月一般質問の教育長答弁についてのうち、一つ目の読解力の向上及び低学年からの基礎的、基本的な学習内容の確実な定着のためにどのような施策を打つのかについてお答えいたします。

問いに対する答えを導き出すためには、何を問われているのかを理解し、根拠を持って考える力が必要となります。そして、問いを解く方向性は分かっている、書くことや読むこと、計算や証明の仕方などの基礎的、基本的な内容が身につけていなければ、正解にたどり着くことができません。

読解力の向上につきましては、一つの視点として、本年度、特に情報活用能力の育成に力を入れて取り組んでいくことを、教職員と共有しております。

問題解決のために、どの情報が有効かを選択したり、様々にある情報を整理・比較したり、得た情報を相手に分かりやすく発信するなど、情報を上手に活用する力をつけていくことが、読解力の向上にもつながるものと考え、情報活用能力の育成を本年度の重点として授業に取り組んでいくことといたしました。

1人1台端末の導入に伴い、児童・生徒が情報を取り入れる手段として、コンピューターの活用が定着してきましたが、多くの情報から適切な情報を抜き出したり、情報を鵜呑みにせず調べたり、長い文章を要約してまとめたりする力をつけていくことが、読解力の向上につながっていくと考えております。

基礎的、基本的な内容の確実な定着につきましては、一度学んで分かったつもりであっても、時間がたつにつれて忘れてしまえば、役立つ知識とは言えませんので、学年段階に応じて、繰り返し学習することが有効であると考えております。

繰り返しの学習としては、例えば、従来行っている計算や漢字などのドリル学習や端末を活用したデジタルドリルへの取組があるわけですが、授業においては、知識としてインプットしたことをそのままにせず、文字やプレゼンテーション資料としてまとめたり、自分の考えを発表したりして、アウトプットする活動を積極的に取り入れることで、学んだ知識を定着していくよう取り組んでいるところでございます。

アウトプットの機会が増えることは、発信者にとっては、学んだ内容を基に考えを整理し、相手に伝わるように表現する力を発揮することになりますし、受信者にとっては、他者の考えを聞くことで自分の考えと比較して整理する機会となりますので、知識を定着させていくことにつながっていくと考えております。

次に、二つ目の「教師に対して具体的にどのような指導を行うのか。また、その指導は今までの指導とどこが違うのか」についてお答えいたします。

一つ目の質問でもお答えしましたとおり、本年度は情報活用能力の育成に重点を置きますので、児童・生徒が課題解決に向けてどのように情報を収集し、整理・分析して、まとめ・

表現しているのか、そして教師が個々の児童・生徒の情報活用の状況をどのように見取り、どのように支援していけばよいのかなどに焦点を当てて、研修を深めてまいります。

情報活用能力につきましては、現在、中央教育審議会において、学習の基盤となる資質・能力として議論されており、次期学習指導要領においても重視されていくことが検討されております。

本町の学校を継続的に指導していただいている信州大学の佐藤和紀准教授には、本年度の全教職員研修会において、情報活用能力の育成の視点から授業を見ていただき、事後研修をしていただくよう依頼しており、教員の指導力の向上につなげてまいりたいと考えております。

最後に、4点目の学力調査の調査結果に基づいた授業実践の例として「物語を読み自分の考えをまとめる」との記載があるが、この授業実践は現在どのような状況か」についてお答えいたします。

物語を読むことに限らず、自分の考えをまとめる活動は、思考力や表現力を高める上で、大変効果的であり、特に1人1台端末の導入以来、積極的に授業に取り入れております。

児童・生徒のタイピング能力は、学年を追うごとに向上しており、ノートに書いていた頃に比べ、アウトプットの量は着実に増加しております。

今後は、アウトプットの量のみに着目するのではなく、アウトプットされた内容を評価することを教師が意識し、学びの質を高めていくことで、児童・生徒の学力向上につなげてまいりたいと考えております。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） どうも。では、まずその全国学力・学習状況調査の結果についてからお伺いします。

毎年、全国学力・学習状況調査の結果についての報告が教育委員会から出されております。この調査結果の分析というのはどなたがやっているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 調査の結果については、研修主任を代表とした学校の代表が、学力向上会議、年2回ほどやっているんですが、そこにそれぞれの学校の状況を持ち寄りながら分析をしております。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） そうすると、以前とはやり方が変わったということか、昔の記憶からすると、とある大学の研究室に出して分析してもらって、こちらでその結果を頂くということだったんですが、今はもうその結果、そのデータを学力向上会議で見直して、それで今後の評価のまとめとか今後の方針とかを出しているということなののでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 静岡大学の村山教授には、継続的に関わっていただいておりますので、本年度の分析に関しても村山教授からもアドバイスをいただいております。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） アドバイスというのは、要は教職員、教育委員会、学校教育課とい

うのが、どれだけそのデータを見て分析し、それを各学校にフィードバックしてやっているのかというのがちょっと流れが見えないので、今、基本的なところをお伺いしています。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 村山教授には、県のほうのまとめ役も担っていただいているというような状況もありますので、こういった分析の仕方をしていくのがいいのかというようなところのアドバイスをいただいているという状況でございます。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） 毎年、その学力向上会議においてまとめたり対策を出したりするんですが、対策を出しても出しても効果がないというのはなぜでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 効果そのものができめに表れているかどうかと言え、現実的には数値的な正答率の平均からすると、出ていないのが現状ではあります。

ただ、学校のほうでの取組としては、結果としてはそうやって出てくるんですけれども、どういうふうに進んでいくことが力をつけていくのかということの授業改善というのは、常に考えながら進めていますので、今できめにこの1年間の中でそれが表れているという状況ではありませんが、学校の授業改善についての意識というのはかなり高まっているし、子供の学び方についてはかなり変わってきているというふうに捉えています。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） 子供の学び方が変わってきているというのは認識しています。ところが、対策が即座に現れるものじゃないと言いながら、もう十数年以上前からそれを繰り返しているわけですよ。いまだに読解力がちょっと弱いんですというような話。ここは、なぜかという教育委員会として学校教育課として、どういう見解をお持ちなのか。そこをお伺いします。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） なぜかというところの答えにはなかなかちょっとならないかもしれませんが、例えば平均正答率の比較ということを考えていたときに、正答率で何点何ポイント低いですというようなことを言っている、実際に問題数に対する正答数がどれぐらいあるかというところを見ると、例えば昨年度の問題の中で、小学校の国語というのは全部で14問ありました。14問の中で吉田町の正答数というのが9.1問でした。それに対して、県の状況を見ますと、その14問中の正答数というのは9.4問でした。正答率からすると、吉田町のほうが低いという結果、目標が達成できていないという状況にはなっているんですが、ここの正答数の違いを見ると、僅か0.3問の違いということなんです。

それを多いと見るか少ないと見るかというところなんです、全国的な結果を見ても、かなり凝縮された中に結果がまとまっているというところで、正答数そのものが僅か1問以内の違い程度というところに収まっています。

平均正答率の数字だけの比較をしてしまうとそうになってしまうんですが、ここをどういうふうに見るかというところ、それとあと、やはり毎年問題の内容を見ながら分析をしていますので、昨年度の問題から見ると、こういう問題ができていなかったというのが明らかに県の状況と低いという問題が出てきます。それは毎年違うような状況も生まれてくるし、対象の学年が変わってきているというようなこともありますので、そのあたりは現実の問題とし

て、この学年についてこういうようなことができていなかったというような状況の中で、それぞれの学校がどうやって対策を取っていくかということを考えていくというような状況に今なっています。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） 今、正答の問題数というようなお話があったんですが、ここに一番最初に申し上げた指標2というのは、正答率が県平均正答率を上回るんだと、それが達成できていないというのは事実で、何かこの問題数でちょっとしか違わんよと言われても要するに上回っていないという事実は変わらない。

各学校で、対策を練っていると、教職員に指導をしているんだと思いますけれども、その今日の答弁を見ても、教職員そのものが皆さんがこの指標2というものを意識した上で授業を進めていっているのか、そこに関してはちょっとよく分からない答弁だったと思うんですが、どうなのでしょう。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 教職員に、この指標についてどう考えるかというようなアンケートは、特にやっているわけではありませんで、そのことについては把握はしていませんが、こういう目標の中でやっているということは職員とは共有をしています。

そうした中で、その平均正答率県平均以上というのを一つの指標に掲げた理由というのは、私たちは子供たちに確かな学力がついていくことを目指して、授業改善等取り組んで教育活動をしているわけなんです、その取組が結果としてどうなのかということを測る物差しとして、客観的に見ることが出来るものとはどんなことがあるかというのを様々に検討した中で、今やっている全国学力・学習状況調査というのが客観的に数値的に見ることが出来るものであるというところで、指標として押さえているという状況です。

ですので、教職員が日頃平均正答率を上げるためにということを意識しながら授業改善をしているというよりも、子供たち一人一人に力をつけるためにどうすればいいかということ意識して授業を進めているという状況だと思います。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） 今の答弁ですと、全国学力・学習状況調査の点というのは、まあ数値として出るから指標として挙げているけれども、実際に教職員の方々は子供たちがしっかり学力を向上させるために指導しているんであって、指標というのはそれほど意識してやっているわけではないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 言葉の言い方として、さっきそれほど意識しているわけではないというふうに話をしましたが、結果として自分たちの取組、子供の状況であるとか教師の授業のことであるとかというものが数値として表れてきていますので、ですので結果が表れたときというのは、当然そのことに対する意識というのは持っているというふうに思っています。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） 何かよく分かん。

今日のこの答弁は、どういうレベルの生徒を対象に答弁されているのか、要するによくできる子もいれば、なかなかついていけない子もいる。これは読むと、中間よりちょっと上の子に対して、こういうことができたらいいなというレベルの答弁のように思うのですが、こ

の答弁はある面、後で聞くかもしれませんが、個々に対応した教育をやっていきますよという中において、どういうレベルの子供を意識した答弁なのでしょう。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 今議員おっしゃるとおり平均の考え方というのは、できる子もいればできない子もいる。その中の平均ですので、平均を上げるためにはいろんな考え方があって、上位の子供たちが頑張れば平均が上がる、もしあまりできない子供たちがその子供たちがレベルが上がっていけば、それも当然平均が上がる。全体が少しずつでも上がっていけば平均も上がるということができます。

対象をどうするかといったときに、それぞれ今一人一人の状況が違うということを考えれば、できている子はさらにそこからどうやって伸ばすかを考えるし、低位の子に関しては、その子供たちが理解できていない、どこでつまづいているかということを教師も見取りながら個々に関わっていくということですので、どこに焦点を当ててどこを上げればとかというような固定的な考えではなくて、やっぱり一人一人かなというふうに思っています。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） 一人一人それぞれ能力があって、できる子とできない子の中で一人一人に対応していきますと言われると、例えば読解力の向上は、本年度、特に情報活用能力の育成に取り組んでいくと、この情報活用能力の育成と読解力の向上というのが、後ろで書いていますけれども、具体的に情報活用能力が上がれば読解力が上がるというのは結びつかないんですが、その辺はもうちょっと分かりやすく説明していただけますか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 読解力というのは、字のごとく読み解く力になると思うんですが、実は、いろんなことを学んでいこうと思ったときに、例えば国語の問題でこれこれこういうものは何かといったときに、前にあった文章の中のどこからその答えを導き出すかということがありますね。その答えを出す過程の中に。ということは、どこにその問われていることに対する情報というのが示されているのかということ、読み解かなくてはならないということになります。

それも一つの情報活用能力ですし、何かを考え出すときにこういう情報とこういう情報からこういうことが言えるんじゃないかというふうに、例えば情報と情報を結びつけながら答えを導き出していくとか、それも一つの情報活用能力だと思うですね。

ですので、その何かを考えようとするときに、いろんな情報がある中でその情報を整理しながら自分の考えをまとめていくというのは、問われていることに対して読み解く力がなければ、いわゆる読解力がなければ、答えを導き出せないではないかという意味で読解力と情報活用能力というのはつながっているのではないかなというふうに考えて、今年は私たち端末を活用しながらもやっていますので、いろんな情報をそこで得ることができるので、そうした情報を結びつけながら答えを導き出していく、そうした意味で読解力と情報活用能力というのは、つながりがあるのではないかというふうに考えながら重点を置こうとしています。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） 情報活用能力に関しては理解して、そのとおりかなというふうに思いますけれども、そもそもですよ、問題の意味が分からない子供たちが、情報活用能力いっぱいできたとしても基本的読解力が低い問題の意味が分からない子が、読解力をレベルアップ

プさせるために、情報活用能力が上がったとしてもそれほど分からない。優秀な子であれば、どんどんよくなると思うですけれども、まず読解力の全体的なレベルアップを図っていくということに関しては、そこはちょっと違うんじゃないかなと私は思いますけれども、そんなことはないというお話なら、そこをお願いします。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 読解力を高めていく、今のそもそも何を問われているか分からないという話に関しては、ある意味基礎的、基本的な内容の理解というのが理解できていないと、当然その読み解くことができないということにもつながっていくだろうと、例えば漢字が読めなかったら、何をこの言葉で表現しようとしているかが理解できないことになりますから、そうした意味では、基礎的、基本的な力というのが当然必要になってくるんだろう。だから読解力だけではなくて基礎的、基本的な力がなければ読解力には結びついていかないとこのように思っています。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） 情報活用とちょっと今結びつくような答えじゃなかったと思うんですけれども、今、言葉に出た基礎的、基本的学習内容の確実な定着ということに対して、答弁はいただいておりますけれども、これ東大の入学試験をコンピューターが合格できるかということに挑戦した東大ロボに貢献した新井紀子教授の本が最近「シン読解力」というのが出ておりまして、そこを見ますと小学1年生の平均的語彙量は3,500ぐらい、多い子は7,000、少ない子は平均の半分ぐらいということになっています。語彙量の少ない子は、学校で先生が話していることの理解が曖昧になってしまうということです。

子供の語彙量というのは、家庭環境に大きく左右されるということが、いろんな国の社会調査で明らかになっているんですが、それを補うために保育園や幼稚園において絵本の読み聞かせや童謡を歌うなど語彙を獲得させる。小学校に入っても絵本や児童書の読み聞かせや国語の教科書を音読したり、みんなで歌ったり、時間を十分に取ることが語彙の獲得に有効だと。

要するに、語彙をしっかり子供たちが獲得すれば、先生の言うことが分かりやすくなって理解できるということなんですけれども、吉田町及び吉田町教育委員会から出された吉田町幼児教育カリキュラム、ステップごとの「育てたい子供の姿」と「指導の留意点」の中の9番に「言葉による伝え合い」ということがありまして、その中には「先生や友達と心を通わせる中で絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身につけ、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる」と記載されています。

今、申し上げたようなことは保育園で実際に行われているということは、まず教育委員会としてはどういう認識なのでしょうか。

行われているかどうか、これ教育委員会が出した冊子ですね。そういうことを、教育委員会は常にチェックして幼・保・小・中・一貫教育とかそういうお話がある中で、教育委員会としてはそういうことを常にフォローされているのか、それともそれはこども未来課にお任せしているという話なのか、そこはどうなのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 幼・保・小のつながりという意味では、毎年会合もやっていますし、

そうした認識はそうした場の中でも共有をしています。

実際に、学校教育課の指導主事が幼稚園・保育園等を訪問するような機会もありますので、そうした子供の様子というの、適宜見ながらやっています。

例えば小学校の状況を見ますと、以前は毎日朝読書をするとかというような時間がありましたが、今このTCPトリビンスプランをやる中で、モジュールの時間を使って、今、総合的な学習の時間にもカウントしているんですが、そうした時間も確保するというようなことで、毎朝ではないですが読書の時間というのは確保されている。中学校、一旦途絶えた時期がありましたが、やっぱり読書は大事であろうと、文字に触れる機会というのは大事であろうというようにして復活をして今取り組んでいます。

そうした意味では、教職員の認識等も読書の価値というか、そうしたものには目を向けながら取り組んでいると、議員おっしゃるとおり言語能力の育成というのはやっぱり必要なんだろうなというふうに思っています。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） 私もそう思っている。小学校において、音読というのは今もやられているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 授業の中の一斉の場面で音読をしてというような機会というのは、これは必ずとは言いきれないかもしれませんが、そういう機会というのは担任が確保しながら取り組んでいるというふうに認識しています。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） 以前はそうだったかもしれない、よく読んでいた私の子供の頃、もう50年、60年も前の話ですが、そういう結構みんなで読んだという授業があったんだが、今、1人1台端末持って、その機会は減ってきているのではないかというのを懸念しているわけです。

音読するというメリットというのは、目で認識して、声に出して、耳で聞いて、しっかり理解力を高める。また、黙読すると飛ばし読みしやすい、私なんかそうなんです、先入観でもう文章分かったつもりになってしまう。

でも、音読する場合はしっかり声に出して読まなければならないから飛ばせない。そうすると、しっかりした書かれていることの文脈というのが理解できてくる。だから音読というのは重要なことだというふうに思っているんですが、今、吉田町ではやっぱりICT、1人端末で、そこで自分でその中で調べて対話的な会話で前に進みましょうという、ただ目で追って分かったつもりになって、相手が何を理解しているかよう分からんようなレベルで対話して、ああ、できたつもりになっているというようなことはないのか。もっと音読という時間を増やすべきではないかというふうに思うんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 今、情報化社会の中で1人1台端末取り入れながら、GIGAスクール構想を国のほうでも推進しています。

間違いなく子供たちというのは、これからはもう情報化社会の中で生きていくというようなところで、端末活用というのは必要になってくるだろうなと思っていますが、学年段階においてその使用量というのは、当然違ってきて当たり前ではないのかなというふうに思って

います。

先ほど基礎、基本の話が出ましたが、低学年の段階というのは、やっぱり書く作業とか読む作業とかということが、きちんとできていくというようなことが量的には多くなってくるはずですし、端末なのか、紙なのかというところの二者択一ではなくて、どちらもやっぱり大切な部分があると思うんですね。

ただ、その扱い方の量に関しては、学年に応じて変わってくるであろうし、当然音読をすることによって、その漢字が読めるのか読めないのかというところも力としてはついていくというふうに思いますので、その音読の必要性というのはあるのかなと思います。

すみません、私が今どの程度の音読を学校の中で取り入れているかというところを十分把握しているわけではありませんので、そのあたりは学校とも確認をしながら、議論をしながら進めていきたなというふうに思っています。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） ここで一つ、私の今日の提案の一つなんですが、以前教育長とお話ししたとき、子供たちのパソコンの使い方の覚え方というのは、すごいスピードで覚えていくというようなお話があったんで、小学校の1年、2年生にはそういうのは持たさない、しっかり本を読んで、理解して、語彙を増やしていくというふうにしたほうが、子供たちの成長、学力向上に効くんじゃないかというふうに私は思っているんですが、1年、2年というのが提案ですけども、3年でもいいんじゃないかというふうに私は思っているんですが、1年、2年というふうなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 先ほど申し上げましたとおり、端末か紙かという二者択一ではないというふうに思っていますので、低学年で扱う内容、学習の内容というのは、紙というか先ほど言ったように読み書きだとかという段階のほうが、よっぽど多い時間を占めているんだろうと思います。

全く使わせないということではなくて、1年生、2年生あたりの中でどのような活用ができるかというようなところは、やっぱり考えていく必要がありますし、実際に例えば写真を撮ったり、図としてイメージをしたりだとか、文字入力ではなくて違う使い方もあるんだろうなというふうに思うんですね。

そうした意味で、機械に慣れていくというようなことも当然必要になってきて、それが3年生、4年生、5年生、6年生につながっていくということになるんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） 今おっしゃったようなことが本当に行われているのか、我々分らないわけですよ。教育長から話を聞いて、あ、そうなのかもしれないぐらいしか思えないわけです。

だから、しっかりどういう授業が行われているかというのは、中央小学校でいけば地域住民の参観という、あれはもう参観というのは昔からですが、いいところを見せるための会ですよね。日常の姿ではないような気がします。先生、きれいなお化粧してやっているわけですよね。それはやっぱりある面、学校はすごいところだ、すごい教育をしているところだというのと、通常に授業を受ける、その辺をしっかり理解していただいて、見て、今どうい

教育が行われているのか、そこは学校教育課、主任だけにお任せするんじゃないくて、皆さんで見て、また教育委員で構成する教育委員会もしっかり見て、できればひそかに行ってのぞくぐらいのつもりでやっていただければいいというふうに思っております。

3番の②の教職員の指導力向上というところなんです、「情報能力の育成の視点で授業を見ていただき」という、これも子供と同じように先生もそうしていきますという話なんです、元に戻りますけれども、その平均正答率が県平均を上回らない、教育長としては教職員の指導力に問題があるのではないかという、そういう点でどういうところが教職員の指導力の不足だというふうに考えているのか、要するにこの情報能力活用育成すれば、先生方の、しっかり県平均を上回ることができるようになるというお考えをお持ちなのか、その辺はどうでしょう。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 教職員の指導力に問題があるとは言っていない。教職員の指導力の向上は必要だと思います。

例えば、先ほど端末を使った文字入力だとかというようなことの話がありましたけれども、そうしたところに自分の考えを書きなさいというところまではどの先生もやったとしても、その中でどういうような内容が書かれているかというところを読み取れるかどうかというのは、やっぱり教師によって力量は変わってくるんだろうなと思います。

こういうような子供にはこういうふうなことをアドバイスしていけば、力が伸びていくんじゃないかというところも、経験を積んでいるかいけないかというのも違いますし、個々の教師によって力というのは、違うのが現実かなと思います。

そうした意味で、そうした指導力を向上させるために、全教職員の研修会をやることによって、一つは大学の准教授からの知識等の講演もありますし、それは一方的に聞くだけではなくて教職員同士が語り合うというような時間もつくりながら進めていますので、それも一つのアウトプットをするという、教職員自身がアウトプットをするような機会になっていて、教職員同士の認識を高めたり、レベルアップにもつなげていくというようなところも考えて今取り組んでいるところです。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） 今取り組んでいるということはそうなんです、それにしても10年以上指標としている県平均を上回らないとすれば、単純に考えれば教職員の指導力が足りないのではないかというふうに思ってしまうのですが、それはそんなことはないということなのか、やっぱりそこになぜそれを指標として上げながら、上回らない理由は何だということを考えないと、まず学校教育課が方針を出さないと学校はそうついていけないし、やっぱり子供たちの学力も上がってこないというふうに私は思っているんだけど、やっぱりその原因はよく分かりませんがじゃ、まずいんじゃないですか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） だから毎年研修主任等も集まりながら、それぞれの学校ももちろん分析をしながら、町でそれぞれの学校の状況も話を出しながら、課題は何なのかというようなことを検討しているということなんです。確かに県の平均正答率を上回るという目標というのは持っているんですが、結果としてはそこに達成できていないという現状があります。

その原因は何なのかということ进行分析していったときに、例えば去年の国語なんかを見

ていくと、漢字が2問ありました。その漢字というのは、例えば、競技という漢字が書けるか書けないかというのが、明らかに県の平均よりも10%以上低いという正答率だった。そうすると、漢字あたりが十分理解できていないということに関しては、やっぱり漢字の学習の積み上げは必要だなというところで、漢字のドリルあたりを定着のために使ったりというところの取組はしているわけです。

そういう取組をしながら、そのときそのときに表れてきている課題については対応していくというようなことで、学校のほうは取り組んでいるし、それだけではなくて授業そのものというのをどうやって充実させていこうかというようなところも、広く考えながら対応していますので、何もしていないわけではないわけです。

結果としては表れていないというのは現実なので、じゃその原因は何かというところを一つに特定をしながら、こうすればというところが今なかなか施策としては打てていないというのが現状ではありますけれども、今年は先ほど言った読解力を高めるために情報活用能力というところに視点を置いてやりましょうということを、みんなで共有しながらやっていますので、そこをこの1年間は重視して取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） この全国学力・学習状況調査というのは、面白いもので小学校の6年生と中学校3年生がやっている。この結果出ました、対策打ちます、この6年生が受けるわけじゃないんですよね。次の学年の5年生が受ける。そうしたら、また学年ごとに違う結果が出て、じゃ、こうしましょう。また次の、以前からずっと言っていたんですが、昔は吉田町の全学年でテストをやっていたじゃないですか。

予算なのか、先生方がこんなもの忙しくてやっていられるかと言ったのかは知りませんが、やめましたよね。復活しようという話ししても全然受け入れる状況じゃなくて、もういつの間にか言うのも嫌になったんですが、要は1年生からどこが問題、この学年はどこが問題なんだと。その子供たちが足りないところというのをしっかり先生が教えていくということを積み上げていけば、結果として6年生とか中学校3年生で試験を受けるときには、ある程度全体的なレベルアップが図られているんじゃないかというふうに思う。そういう常にチェックを入れていくということが必要なのだと思うんですが、そこはどうでしょう。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 町の学力調査についてはやめたわけなんです、じゃ何も子供たちの学力を把握していないのかと言われればそうではなくて、小テストがあったり単元テストがあったりというような形でその単元で学んだことというのは、教員のほうも繰り返しチェックをしながら進めているわけです。それができなければ、その子なりの指導支援をしていくということはやっていますので、何もしていないわけではないということです。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） 誰も何もしていないわけじゃないなんてということは言っていないくて、まだそれが効果がないのであれば、何がしかの手を打たないとこれはずっと繰り返すことじゃないですかという話。

情報活用能力上がりました、次の5年生どうなの、それが全学年にこれ言ったらやっていますという答えしかないと思うのでやめますが、一つ先ほど紹介した新井紀子さんらが開発

した読解力を診断するリーディングスキルテスト、これ御存じだと思いますけれども、これについてはどのような御意見をお持ちでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 申し訳ありません。十分な理解が今できていないので、お答えできません。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） このリーディングスキルテストというのは、ちゃんと読めば誰でも正解できるはずのテスト、基本的には教科書の文章を正確に読解できる力だけを測定するテストです。

その成績というのは、全国学力テストの正答率や高校入試の総合点と強い正の関係があると。テストも紙じゃなくて、パソコンでやるみたいですね。パソコンでやるなら吉田町に適していると思うわけです。

幾つかジャンルがあるんですが、1問目が出ました。そうしたら正解の人は、ちょっと難しい問題に移るわけです。不正解だったら、ちょっと易しい問題になる。何問かそれがあって、どういうレベルなのかと把握していくということ。

今年、予算ということもございますので、6年度の吉田町の統計要覧によると、吉田町の教職員の数は177人というふうに出ていました。今年は教職員だけでもこのリーディングスキルテストを受けてみませんかというのが二つ目の提案です。

今年、そのテストを教職員の方が受けて自分のどこが足りないのか読解力に対してどこが足りないのか、それは自分でしっかりレベルアップを図っていくとともに、いっていただく。来年度は、全学年が受けるような予算を確保していただいて、みんなが受ける。

それを毎年やっていくことによって、そういうどうレベルが上がっていくのか、それが分かって全国学力・学習状況調査と相関があるのかというのを教育委員会、学校教育課が把握していくというようなことをやっていけば、全体的な読解力というのは上がっていくような気がするんですけども、そこに関してはどうでしょう。今年の話、来年の話がありましたけれども。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 一つの提案として伺わせていただきました。いろんな方法が考えられるんだろうなというふうに思います。今のそのことに関しても内容的にどんなものかというの、今、私承知していませんので、そうしたものをちょっと確認もしながら、あと議員おっしゃるとおり予算が絡みますので、そこの相談の中でどういうふうに取り入れることができるかどうかはちょっと考えてみたいと思います。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） 4点目のこれは平成29年はそういうことをやろうとしたけれども、それほどやれていないと、うちはやっていますというような話なんですけれども、もう時間もございませぬので、質問2の保護者に指標があること、そしてそのために学校が何をやっているかというのを知ってもらうというのは、私は重要なことじゃないかと思うんですが、そこに対して教育委員会、学校教育課はアンケートを取るとかそういうことは今後もやらないということなんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 指標をどのように捉えているかだとか、目標として持っているものに対して達成していない状況をどう捉えるかとかというのは、アンケートを取る予定は今のところありません。

ただ、保護者の立場からすれば、当然自分の子供の学習状況がどうなのかということの関心は高いのではないかなというふうに思いますので、そうした面では今、いわゆる校務支援ソフトを今年ある会社と提携しながら進めているんですが、そうしたその校務支援ソフトの中で、保護者も例えば子供がある授業をやったときに、どんな振り返りをしながら文章を書いているのかというようなことが見れたら、保護者も自分の子供はこんなことを考えながらやっているのかということが伝わっていきますので、そうした連携というのは取りながら保護者の意識も高めていくというようなことは、今考えているところです。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） 保護者が自分の子供がどうなのかというのは、それは関心あるでしょう。でも、それに対して学校がどういう方針で子供の指導をやっているんだというようなことを理解してもら。ある面指標として、しっかりテストの成績がいいようにというようなことを目指しています、こういうことをやることによってそれを目指していますということを理解してもらことによって、その家庭における家庭教育というそのやり方も変わってくるんじゃないか。学校はこれだけやってきてくれるんだから、うちの家でもこういうことをやっていこうとか、そういうことができることによって、家庭教育、学校教育の両立が図れる。そのために、やっぱり保護者の方に学校が何をやっているのか、どういうことを目指しているのか、それをしっかり理解していただくということが重要なことではないかと思うんですが、そこはどのように。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 発信をすることというのはとても大事なことだというふうに捉えています。いろんな広報の仕方があって、町は町で広報紙を使うということも考えられますし、今こうして、議会の中で取り上げていただいていることというのは議会だより等で保護者に伝わっていくということも一つの方法になります。

学校は学校でどういうふうな形でやっているかということ、例えば学校だよりであったりとか学年だよりであったりだとかというようなところが、今データ上でも送ることができるようになっていきますので、そうした方法も使いながら発信をしていくことは大事なことだというふうに捉えています。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） その発信して私たちは発信していますよだけではなくて、その発信が有効に機能しているのかどうかということを調べないと。私たちは発信しています、問題ありませんじゃなくて、それが有効に効果を出しているのかというところまでチェックしようと思えば、やっぱり何がしかのアンケートとか対面で話をするとか、そういうことが必要なんじゃないかなというふうに思います。

先の話になりますが、第7次の総合計画、当分先になるんですが、その頃には全国学力・学習状況調査の平均正答率が県平均以上を目指すなんていう状況じゃなくて、平均を少なくとも5ポイント以上もきれいに超えているというような状況をつくっていただきたいというふうに私は思って、それによって近隣市町、お母さん方、保護者の方、口コミで、吉田町

あそこで勉強すると成績いいらしいよ、いい学校に入れるらしいよみたいな口コミが流れると、子供たち、子供をお持ちの方が、じゃ、吉田町を目指しましょうというようなことで、この吉田町の人口増加にも寄与するのではないかというふうに思っているんですが、そのぐらいのレベルを目指しませんか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） その平均正答率を上げる、もちろんさっきも話しましたがけれども、一人一人の力をつけていくという先に正答率というのが向上していったというようなことで、今の段階でその次の総合計画の中で、どういう指標が確かな学力を測るものとしてふさわしいのかということについては、これからの検討課題だなど、主観的な指標というのはできると思うんですけども、それは主観はなかなか客観指標にはかなわないので客観指標として、どのような指標が持てるかというようなことについては、今後検討していきたいなというふうに思っています。

○議長（増田剛士君） 10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） ちょっと期待外れのお答えでございましたけれども、やっぱりそういうことを目指すぐらいの迫力で学校をしっかりと指導していくのをやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。もう時間もないので終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で、10番、平野 積君の一般質問が終わりました。

◇ 大 石 巖 君

○議長（増田剛士君） 続きまして、8番、大石 巖君。

〔8番 大石 巖君登壇〕

○8番（大石 巖君） 8番、大石 巖です。

私は、さきに通告しましたリニア中央新幹線建設工事が及ぼす吉田町への影響について、質問をいたします。

リニア中央新幹線の事業については、南アルプスの自然、それから大井川の水に与える影響、この吉田町にも及ぶ可能性が……。

○議長（増田剛士君） 傍聴者、お静かに願います。

続けてください。

○8番（大石 巖君） この工事の影響が吉田町にも及ぶということを大変心配をしております。

資料として、カラーのこれは静岡県の資料ですが、これを添付をいたしました。川根本町をはじめとして8市2町が大井川の水を利用をしています。

J R東海とは、現在、静岡県の生物多様性、そして地質構造・水資源の両専門部会で環境影響の問題について対話を行っている中で、毎秒2トンものトンネル湧水による大井川の水資源の減少、生物多様性への影響、トンネル発生土による南アルプスの環境への影響など、対話事項は28項目も残っているという状況でしたが、最近の報道ではその対話が進んでいるという話も出ています。

南アルプスのかけがえのない自然、そして大井川の流域の私たちの生活と産業に欠かせな

い「命の水」、この県のパンフにも表題に命の水といわれる大井川の水の利用状況というのがタイトルになっています。こうした大井川の水に甚大な影響を及ぼすことが大きな不安として残っているわけです。

8市2町の市長、町長そして議会議長と連名でＪＲ東海に要望書を提出をいたしております。資料に要望書という形であります。この要望書には、8市2町の市長、町長のお名前と判こ、それから各市町の議長の判も押したものがああります。これは省略をいたしました。

こうした要望書に基づいて、これまで大井川利水関係協議会、利水協と呼んでおりますが、その規約についても資料として添付をいたしました。要するに大井川の水資源の確保、水質の保全、これをしっかりと守っていこうということの規約になっております。

こうした利水協で調整・交渉を行ってきておりますが、私たちの不安を取り除くまでには至っていません。

そこで、以下の点について質問をいたします。

(1)山梨県側からのトンネル工事は静岡県境まで掘削が進んでおりますが、ＪＲ東海の姿勢と静岡県の対応策など、吉田町として現状をどう見ているのでしょうか。

二つ目として、大井川の水が毎秒２トン減少、水質汚濁問題も含めて、吉田町への影響をどう見ているのでしょうか。

三つ目、工事沿線各地で水枯れや地盤沈下などの問題が発生をしております。課題解決に明確な回答がない以上、工事の中止を求めるべきではないでしょうか。

また、将来にわたっての補償問題を文書で確認する必要があると考えますが、どうでしょうか。

以上の３点について質問をいたします。よろしくをお願いします。

○議長（増田剛士君） それでは答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 「リニア中央新幹線建設工事が及ぼす吉田町への影響につきまして」の御質問のうち、１点目のＪＲ東海の姿勢と静岡県の対応策など、吉田町として現状をどう見ているかについてお答えいたします。

リニア中央新幹線建設工事につきまして、ＪＲ東海は、法に基づく環境影響評価を踏まえ、国土交通省から工事実施計画の認可を受け、現在まで県と環境影響評価条例に基づく対話を行っているところでございます。

県は、リニア中央新幹線建設工事に対して科学的・工学的な検討を行うべく、有識者や関係団体などで構成する地質構造・水資源部会専門部会や生物多様性部会専門部会などからなる静岡県中央新幹線環境保全連絡会議を立ち上げるとともに、本町を含む大井川流域市町と利水関係者で構成する大井川利水関係協議会を発足させております。

これまで県は、ＪＲ東海からの意見に対しまして、専門部会における審議のほか、大井川利水関係協議会の意見を集約して対話に臨んでおり、環境影響に関する28の対話項目のうち、10項目が完了し、18項目が継続中となっております。

本町としましても、県とＪＲ東海との対話を引き続き注視していくとともに、大井川利水関係協議会のおきまして、意見を申し上げてまいります。

次に、２点目の吉田町への影響をどう見ているかについてお答えいたします。

国が設置したリニア中央新幹線静岡工区有識者会議がまとめた水資源問題に関する中間報告におきましては、トンネル湧水量の全量は大井川に戻せば、中下流域への影響は逆に小さいと推測をしております。この中間報告を受けＪＲ東海は、トンネル湧水の全量戻しの方策として、山梨県側に流れ出た湧水と同量を田代ダムから取水して大井川へ戻す、いわゆる田代ダム案を表明したことから、これまで専門部会において審議されてまいりました。

先ほど申し上げました対話項目のうち、田代ダム案を含め水資源に係る協議事項の６項目は全て完了しておりますが、今後、ＪＲ東海が実施する工事におきましては、専門部会で対話が行われた工事方法やリスク管理などが適切に実施されるよう注視していかなければならないと考えております。

最後に、３点目の課題解決に明確な回答がない以上、工事中止を求めるべきではないか。また、将来にわたっての補償問題を文書で確認する必要があると考えるがどうかについてお答えいたします。

リニア中央新幹線建設工事の影響と思われる岐阜県瑞浪市の井戸枯れや水位の低下、地盤沈下、また東京都町田市のリニア中央新幹線ルート上の地表面における湧水や気泡の発生などが報道されております。

これらの件につきましては、昨年１２月に開催された県の専門部会において、他工区で発生している事象は、現在進めている県とＪＲ東海との対話に影響を与えるものではないと結論が出ておりますことから、町としましては、今回の事象により直ちに工事中止を求めるべきではないと考えております。

しかしながら、リニア中央新幹線建設工事という大規模な工事が行われた場合、不確実性を伴うものであると考えておりますので、引き続きモニタリング結果等を注視してまいります。

大井川の最下流に位置する本町におきましては、生活用水だけではなく、あらゆる産業におきまして地下水を含む大井川の水資源から大きな恩恵を受けており、本町にとって命の水である水資源への影響は、住民の皆様や利用者の皆様の潜在的な不安として未来永劫続くものであると考えております。

ＪＲ東海は、水資源に影響があった場合の補償につきましては請求期限は設けないことを公表しておりますが、詳細はいまだ定まっていない状況でございます。

補償につきましては、議員のおっしゃる明文化を前提とし、万が一影響があった場合の調査の妥当性と信頼性や、ＪＲ東海の一企業としての継続性、工事等が与える影響の大きさを鑑みれば、国も関与することが必要であると考えておりますことから、県、流域市町とともに申入れをしているところでございます。

リニア中央新幹線建設工事が及ぼす影響につきましては、引き続き流域市町、県、国としてしっかり連携し対応してまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

８番、大石 巖君。

○８番（大石 巖君） ８番、大石です。

再質問をさせていただきます。

今、町長から答弁をいただきましたように、今の協議状況、対話状況の中では、私たちの

この水に対する不安が一向に解決をするということには至っていませんので、町長の答弁にありましたように引き続き努力をお願いをしたいとは思いますが、その上で幾つか質問をさせていただきますと思います。

まず、1点は、4月11、12日に片岡会館でＪＲ東海が説明会を行いました。その説明会に行きまして、その内容としては、説明会というよりもビデオ上映とパネルの展示をＪＲ東海の係員の方が説明をしていただくというような内容でありましたが、まず町長に伺いますが、その説明会について町長御覧になってどんな感想をお持ちだったのか伺いたいんですが、いかがでしょう。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） その説明会につきましては、直接そこに行っていたわけではございませんけれども、ＪＲ東海の方からそのあたりの状況につきまして説明を受けています。

○議長（増田剛士君） 8番、大石 巖君。

○8番（大石 巖君） 私もそのときに、ＪＲ東海の方といろいろお話をさせていただきました。そのときのパンフレットをこうして頂きまして、その表題が「大井川の水を守るために」という表題になっていまして、その中身についてはＱ＆Ａ的な中身になっておりましたが、設置されたパネルの中で、今の工事の進捗状況とか、あるいはリニアの模型などを使って、リニアとはどんなものかというような説明がありましたが、要するに、そのパネルの中では、どこにも水を守るということの説明はなかったんですよ。私の印象ですが。要するに、大井川流域の市、町の中でのこういう説明会であれば、当然に、今リニアの工事、全国的にいろんな問題が出てきておりますけれども、こうした工事によって、特にこの静岡県、いろいろＪＲ東海の工事によって迷惑、心配、そうしたことへの被害を被っていると大げさですが、そうした心配があるわけですね。ですから、こうした心配が今後ないように、ＪＲ東海としてしっかりやっていきますよというような説明があってしかるべきじゃないかなと私は思いました。

こうした各地でのトラブル、先ほど町長答弁にもありましたが、あるいはこの住民生活や環境に対して大きな影響が出ておりますけれども、先ほどの町長の答弁の中で環境影響評価ということがありました。しかし、その環境影響評価によって国のほうが認可をしたということですが、そもそもその評価がずさんであったのではないのか。そして、それを認可した国交省にも問題があったのではないかなと私は考えております。同じようなことが静岡県内でも起こらないように、利水協がＪＲ東海と合意をしたという中身の中で、リスク管理の徹底という言葉が出てきておりますが、これはどういう中身で、どういうふうに私たちの暮らしに影響があるのか、それについて説明をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

先月の利水関係協議会が合意したとされるリスク管理の徹底という内容ですけれども、この大井川利水関係協議会で合意した内容につきましては、山梨工区における山梨県側に流出する湧水の戻し方について専門部会の対話を尊重した上で田代ダム案で行うことを合意したものでございます。その内容につきましては、トンネル掘削時に突発的な湧水が発生したものであると、トンネル掘削に伴う地下水低下に伴う河川流量の減少などが行った場合に、その対話を行っております内容でその対応策について徹底していた

だくよう要請したものでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 8番、大石 巖君。

○8番（大石 巖君） 8番、大石です。

要するに、今、山梨県側から静岡県側のほうにボーリング調査を進めたいという話の中で、そのときに水がもし大量に出た、あるいはそうした湧水が山梨県側に流れるというようなことがあった場合の対応ということで理解をしたいと思いますが、今私たちが心配しているのは、そうしたボーリング調査もそうなんですが、南アルプス本体の中での水が今どういう状態になっていて、トンネル工事によって南アルプスの水がどういうふうに影響するのか、本当に毎秒2トンもの水が流れ出るのかどうか、その点のところの調査がまだ全然されていないということで、その点についてはもっと具体的に調査を徹底をしていただいて、本当にそういう問題が解決できるのかどうか、その点についてもっと議論を進めていただきたいと思います。6日に国交省のモニタリング会議で県の有識者会議専門部会での対話が終了したというような報道がありまして、その中身では、先ほどの町長の答弁の中に、一定期間では田代ダム案ということで、そのボーリングの中で出た水が山梨県側に流れた場合には、田代ダムの水で水量調整をするということで理解をしたいと思いますが、ただ、その量はどのくらいかとまだ分からないわけですね。ですから、その田代ダムの水で調整ができるのかどうか、その点もまだはつきりしませんので、その点についてはさらに慎重に利水協のほうで議論をするというか、対応していただきたいなと思います。

引き続き、まだ残る課題の解決に向けた対話を進めていくというような報道がされております。その場合に、残る課題ということは、私が今言いましたような水問題が中心になっているのかどうか、その課題についてはどうなのでしょう。

○議長（増田剛士君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

議員のおっしゃいますとおり、6月6日に国のモニタリング会議が開催されました。その前に、6月2日におきまして県の地質構造水資源部会専門部会が開催されまして、その際に、28項目のうちの6項目が水資源に関する対話項目となっておりますが、その6項目につきましては6月2日に開催された水資源部会において了承をされています。

残った課題としましては、あとの14項目の生物多様性編に関する対話項目とトンネル発生土につきましの対話項目が4項目残っております。やはり水資源だけではなく、生物多様性あるいは発生土につきましてもしっかり対話をさせていただくということで、町としましてはそちらのほうを注視していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 8番、大石 巖君。

○8番（大石 巖君） 8番、大石です。

まさにこれからが対話・協議の本番になるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひこの命の水を守るという点での協議・対話をしっかりやっていただきたいと思いますというふうに思います。そうした会議の評価を受けて、島田の染谷市長さんが流域の市長、町長さんを代表してという私は印象を受けたんですが、今の対話が進んでいる中で残る課題ということに関連をして、政治的課題が残るというような発言をされたということで、テレビの記者会

見の中で話をしておりますが、その政治的課題が残るということについては、これは流域市町全体として、そうした合意の下で染谷市長がそういう発言をされたのか、その政治的課題という中見は何なのか、その点については町長、お分かりですか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 別に染谷さんが流域の市町を代表してまとめて意見を言ったわけではありません。染谷市長が定例記者会見で記者に問われて、自分の意見として言ったなど、そのように捉えております。

○議長（増田剛士君） 8番、大石 巖君。

○8番（大石 巖君） 8番、大石です。

そうしますと、染谷市長が言われた政治的課題が残るという政治的課題というのは何か、その点についてはどうなのでしょう。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 最終的な問題は、流域市町のそれぞれの首長さんの共通して持っている問題がありまして、水に関して基本的に様々な専門部会であるとか、そういうところでクリアされたとしても、最終的に想定外の事態が出た場合、これについてどういうふうな対処をするか、最終的に河川法上の権限を持っている県知事とJR東海とが恐らく工事のことに関して協定を結ぶということになると思うんですけれども、その場合に、今申し上げているのは想定以外の事態が起こる、すなわち我々の言葉で言うと、潜在的な不安、これを抱えてずっといくわけでございますので、そういったことが出た場合にどういうふうなことになるのか。最終的には立証責任の問題、工事期間を超える、公共工事は30年ですから、それを超えるそういう問題、それから最終的には立証責任、誰が立証責任を負うか、我々はもうそういう能力はないと言っていますんで、立証責任は誰が負うのか、それから、会議において最終的にそれを補償をするということになるわけですけれども、それについて誰が決めるのか、最終的にそのさらに先に行くんですけれども、いわば国が最終的に担保してもらいたい、文書化の問題が最終的に残るわけですけれども、まだいわゆる国交省がそれについて確実なこととは言っていないので、最終的にその辺が恐らく鍵になると私は思っております。

○議長（増田剛士君） 8番、大石 巖君。

○8番（大石 巖君） 8番、大石です。

今町長が言われたように、今、南アルプスの下をトンネル工事で水が出ないように対応するということができるかどうかという課題がありますが、そうした結果については吉田町にその水が影響が出てくるのは今後30年以降ですか、そのぐらいの期間が多分かかるんじゃないかなと思います。影響が出るのが期間が長くなる、そうしますと、我々の代ではなしに、孫の代やあるいはひ孫の代という世代の人たちが影響があるかどうかということになると思いますが、その点については、私たちの世代がそれをしっかりと担保をしておかないと、後の人たちが何で先代の人たちはそんなことをしたのかということの批判は免れないと思いますので、そうしたことの批判が出ないように、今ここの吉田町で孫の代、ひ孫の代まで皆さんが水を使わずずっと安心して暮らせるような、そうした社会をつくっていくということで責任は重大だなというふうに思っております。

今問題なのはトンネル工事、残土の重金属の問題、あるいはユネスコパークの認定をされている南アルプスの山体の水位が下がればそうした自然が崩壊をするというような危険性が

あるということが、これは環境評価の中でもそういう心配なことは言われております。特に一番下流の吉田町の場合には、大井川の水が駿河湾に注ぐということで、この吉田町だけの水問題でなしに、駿河湾の環境、生物の問題にも影響が出てくるのではないかなと考えますので、そうした影響が出ないようにといいますか、そうした心配を後世の人にさせないような対応、防止策、先ほど町長は文書での約束ではありましたが、それだけで防止策ができるかどうか、心配は未来永劫続くわけですね。防止策を今この時点で何ができるのか、その辺のＪＲ東海に話をする案というのがおありでしょうか。

○議長（増田剛士君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） その問題は、私も流域８市２町の会議で何度も何度も言っていることなんですけれども、私が言った表現が採用されておりますけれども、潜在的な不安は科学的・工学的にそれなりに確実性、妥当性な結論が出て、水についてはこうこうこういうふうなことをやれば問題はありませんよとなったとしても、やっぱり水というのは潜在的な不安をずっと我々は抱えておりますので、申し上げたように、公共工事では補償が30年なんですけれども、30年を超える、それは国交省、ＪＲ東海は認めておりますので、そういう我々の子供の世代、我々の孫の世代、で起きた場合でもその問題は当然そういう場に持ち出されるということは認めています。

だから、先ほど申し上げましたように、河川法上の権限を持つ知事と、それから工事をやるＪＲとの間で結ばれる協定にどういうふうな形でそれが盛り込まれていくのか、盛り込まれた場合でも、最終的に担保するということですね、国が文書化するかどうか、そういうところに問題がいつていますので、恐らくこれからの話はその辺で焦点になってくると私はそういうふうに思っています。

○議長（増田剛士君） ８番、大石 巖君。

○８番（大石 巖君） ８番、大石です。

先ほど冒頭に、カラーのこの資料を紹介をしましたが、その大井川流域の地図の下に環境影響評価（アセスメント）とはということで書いてあります。これは要するに国の環境影響評価の基準、そうしたものがその下の環境影響評価法ということで、こうした環境を守るといふ点での基本的な点でもここはしっかり押さえていおく必要があるというようなことで書かれております。

その中で、県の資料のその次に、これは資料としてはつけてありませんが、県のこうしたリニア中央新幹線建設の環境評価に係る県とＪＲ東海の対応の状況という資料がありますが、その資料の10ページ、環境評価に対する環境大臣と国交大臣の主な意見ということが書かれておりまして、環境大臣はユネスコエコパークとしての利用も見込まれることから、当該地域の自然環境を保全することは我が国の環境行政の使命でもあるというふうに言っています、また国交大臣は、地元の理解と協力を得ることが不可欠であるというふうなことで意見を出しております。

私は、こうした国の姿勢も基本的にしっかり堅持をしていただいて、地元の声をしっかりと反映をしていただきたいというふうに考えますが、先ほどの４月の片岡会館での説明会のときに御一緒した人が一言言ったんですね、「狭い日本そんなに急いでどこ行くの」というふうな一言なんですけれども、大変気に入ったなと思いました。

このリニア新幹線については、これは開業しても赤字だというふうなことが当初から言わ

れている事業であります。そして、大量の電気も消費をするということで、その電力をどこで求めるのかということも問題になっておりますし、また、先ほどの話でもありますように、各地でもいろんな被害が出ているという状況の中で、完成の時期が遅れているのは静岡県の影響だということが盛んに話が出ていましたけれども、それだけではなしに、こうした計画全体について当初から問題があったんじゃないかなと私は考えております。今夜7時からテレビでリニア問題を放映するそうです。その中には地元の各首長さんのインタビューも出るようですので、ぜひ見てみたいと思っておりますが、今後とも利水協を中心として命の水を確保していただくように御尽力をいただきたいなと思いますので、重ねてお願いをして、質問を終わります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 以上で8番、大石 巖君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時45分いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（増田剛士君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。

引き続き一般質問を行います。

◇ 蒔 田 昌 代 君

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

〔7番 蒔田昌代君 登壇〕

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田昌代です。

私は、令和7年第2回吉田町議会定例会において事前に報告してあるとおり、災害時における避難所の施設整備について町長に質問いたします。

令和6年1月に起きた能登半島地震の被災地に町からトイレカーの配備などの支援活動を行いました。そのときの活動報告が各自治会に提示されており、自治会館において私もその報告を見させていただきました。この支援活動で得た知見や経験を生かし、町の防災計画に反映させていただきたいと考えます。

災害時には避難を必要とする住民が避難所に避難し避難所で生活することが想定されますが、避難所での生活環境が少しでもよいものとなるには、食料や飲料水、生活のための水やトイレ、寝ること（睡眠）をどうするかが重要になると考えます。また、住民が避難所に避難したものの、その後の状況により在宅避難者になることも想定されます。

そこで、吉田町地域防災計画の中の第1編共通対策編、第2章災害予防の第6節住民の避難体制の中にある避難所の施設整備について、在宅避難時も含め、以下質問します。

(1)貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常電源とあるが、この中で井戸について、避難所における整備の状況や管理体制はどのようになっているか。

(2)使用されていない個人所有の井戸も町内にはあるが、災害時にその井戸を使用できるようにするための考えはあるか。

(3)トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努めるものとするがあるが、この3つの保健衛生に関する物資を増やすために購入する考えはあるか。

以上、答弁をよろしくお願いします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 災害時における避難所の施設整備についての御質問のうち、1点目の井戸について、避難所における整備の状況や管理体制はどのようになっているかについてお答えいたします。

本町の避難所における井戸の整備状況につきましては、指定避難所20か所のうち9か所で整備されており、これらの井戸につきましては、それぞれの施設管理者が日常的に使用しながら管理をしております。

発災により避難所が開設された際には、自主防災会や避難所の方々に管理をしていただくこととなりますので、本年度から来年度にかけて実施する避難所運営マニュアルの策定において、管理方法なども協議をしております。

次に、2点目の使用されていない個人所有の井戸も町内にはあるが、災害時にその井戸を使用できるようにするための考えはあるかについて答弁いたします。

町では、災害に備えた水道施設の耐震化や円滑な応急給水、応急復旧に対応できるよう吉田町水道事業応急給水復旧計画を策定をしております。

昨年第3回議会定例会の山内議員からの一般質問でもお答えしましたとおり、3つの配水池と2つの浄水場で合計8,385立方メートルを貯水しております。これは3万人が1日当たり20リットルを使用するとして、約2週間分の水を確保できていることとなります。

仮に、議員の御質問にあります個人所有の井戸を利用する場合には、それぞれの井戸について、常に利用できる状態を維持しておく必要があります。また、災害時の利用に当たりましては、個人の敷地に様々な方が入ることが想定されますことから、導入には課題も多いと考えております。

このため、町では早急に個人所有の井戸の活用を導入する考えはございませんが、個人や事業所が所有する井戸を災害時に利用できることは、水を確保する方法の選択肢を増やすこととなりますので、導入の可能性について引き続き検討しております。

最後に、3点目の保健衛生に関する物資を増やすために購入する考えはあるかについてお答えいたします。

避難所におけるトイレ対策につきましては、避難所用の簡易トイレや車椅子対応組立式トイレ、マンホールトイレなどを静岡県第4次被害想定に基づき必要数の備蓄を進め、想定している約1万人の避難者が3日間使用できる量を確保しております。

令和5年度には、能登半島地震の被災地に派遣しました自走式の水洗トイレカーを1台購入しており、災害時に早急に対応できるよう対策を講じております。

シャワーシステムにつきましては、小中学校の体育館や保育園など10か所の避難所に設置済みとなっており、災害時に多数の避難者が想定される小中学校の体育館などには既に設置されております。

このため、議員のおっしゃるトイレカーやトイレトレーラー、シャワーシステムなどの保健衛生に関する物資を新たに購入することは、現時点では考えておりませんが、災害の状況によりましては保健衛生設備が利用できないことも想定されますので、今後の避難所運営マニュアルの策定における、自主防災会のなどとのグループワークの中で必要性が示されるようであれば、導入も検討し、よりよい避難所環境が整備されるよう努めてまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

今答弁いただきました。再質問ですが、まず3番のほうからさせていただきます。トイレカー、トイレトレーラー、シャワーシステムについて購入の考えはということをお聞きしましたが、シャワーシステムについては各小中学校の体育館、保育園など10か所の避難所に設置済みとされています。20か所あるとおっしゃっていましたので、そのうち半分の避難所にはついているということを確認しました。

お風呂はもちろん大事ですけれども、やっぱりトイレが一番大事だと思います。去年9月に北区では地域防災指導員たちが主になって能登半島でもトイレの様子だとか、簡易トイレの使い方を日の出公民館で、北区の住民を対象に、来ていただいてビデオを見たり、トイレの使い方を指導しておりました。そのときに簡易トイレ、簡単にできるトイレというのがあるんですよというのを紹介していただいて、ちょっと使い方を聞いてきました。その中でも、ビデオを見ていて、防災士の方の話を聞いていても、やっぱりトイレというのは重要な問題であって、健康、命の問題に関わってくるので、トイレだけはしっかりしてもらいたいというふうに地域防災指導員さんも言うておりました。

現在、町にトイレカーあるんですけれども、能登に行ったトイレカー。そのトイレカーというのは今後購入することは現時点では考えていないということなんです、今このトイレカーというのはどのように使っているんでしょうか。町で購入したトイレカーというのはどういった場面で使っていくのか、そのままずっと置きっ放しにするのか、何かの機会に生かしていくのか、今どういう状況なのかちょっとお聞きしたいです。

○議長（増田剛士君） 防災課長、鈴木尚雄君。

○防災課長（鈴木尚雄君） 防災課です。

今、トイレカーの使い方ということで、恐らく平時のときどのような使い方をするかという質問だと思いますので、そのあたりについてお答えのほうをしたいと思います。

トイレカーにつきましては、もともと災害時に利用することを想定しておりますので、平時というとは活躍する場がないということになります。具体的にこういった使い方というものは持っていない状況ではありますが、もちろんほかのところ、能登半島地震のようにほかで何かあったときに行くのがありますけれども、そうでないようなときは、常に使えるように整

備というか、手入れをしておくということが必要になるかと思います。また、そういったものがあるということを住民の方々にも知ってもらう必要もあるかと思うので、何かイベント等で展示をするようなところがあれば、そういったところで見せていくようなことも考えられるかと思います。

実際にそういったところで使用するということになりますと、なかなかその後のお手入れといいますか、清掃のほうとかが結構大変なこととなってしまいますので、まずは、こういったものがあって、こういった使い方ができるものだよというのを周知するような場所があれば、そういった情報提供のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

今、トイレカーについて現状を聞きました。あと、トイレトレーラーというのがあるんですけども、そのトイレトレーラーというのは購入するという考えはあるのか。

トイレトレーラーを所有している団体があって、災害時に行きますよという団体があるんですけども、そういった団体と提携をして、災害時にはトレーラーに来てもらうというような考えというのは、トレーラーの数を増やすことは現時点で考えていないんですが、災害時にトイレトレーラーを運転してきてくれる団体、NPO法人があるんですけども、そういった法人と提携をするという考えというのはあるんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、鈴木尚雄君。

○防災課長（鈴木尚雄君） 防災課です。

今、2つ質問があったかと思いますが、まず、1つ目のトイレトレーラーについての購入を考えているかということですが、こちらは先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、現状では考えていないという状況になります。

参考までに申し上げますと、トイレカーとかトイレトレーラーは非常に高価なものでして、あれば便利なのは分かっているんですが、増やそうとした場合、今あるよし吉のトイレカーを例にしますと、あれ1台で500万ほどの値段のものとなります。さらに、トイレトレーラーになりますと何千万、2,000万、3,000万といったような金額ということも伺っておりますので、なかなか増やすのは現実的にちょっと難しいかなというところがあります。

もう1点のトイレカー等の相互派遣の関係だと思いますが、そちらにつきましては、現在、町のほうではそういった協定というものは結んでおりません。自治体のトイレカーの災害協定、そういう派遣に関する協定の事例があるということは、承知のほうはしております。

一例としまして、愛媛県、兵庫県、長崎県、福島県、大阪府、大分県の県や市が協定のほうを結んでいるというものも承知はしているんですけども、この例のように、かなり広範囲の地域に及ぶ、県境をまたいでやっているようなものになっているかと思います。これは災害が発生した際には、やはり近隣市町は同じような状況になってしまうだろうということで、離れた複数地域との協定でないと、相互協定、効果を出さないんじゃないかなということでこうなっているものと理解はしているんですが、このため、町単独で協定のほう、ほかのところのものを進めていくというのはなかなか難しいんじゃないかなと考えております。

なので、県などが主導していただいて、そのような動きになれば当町のほうも進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7 番、蒔田昌代君。

○7 番（蒔田昌代君） 7 番、蒔田です。

私もトイレトレーラーの話进行いろいろ勉強させてもらって、価格も大きいというようにことと、あと、牽引の免許が必要ということなので、牽引の免許を持っている人があるのか、町だとトラック協会とかもあるので、そこと提携してトイレトレーラーを牽引するというのもありなのかなというふうになちょっと考えていますけれども、何しろトイレトレーラー購入するのも価格が高いというのと、災害時には多分、静岡県に災害が来たときにどこから応援が来るのかという問題もあるので、自分ちで何とかしなきゃいけないのがあるかなと思います。

トイレトレーラーも、少し災害が落ち着いた頃に来てもらえるものじゃないかなというふうにな考えておりますが、まず、トイレトレーラー、トイレカーというのも必要だとは思いうんだけれども、まずそこから、自分たちですぐにできることからやっていたらと思っています。

最初の質問に戻っていきますが、井戸について、ここに書かれている中で井戸というふうにな書いてあったので、この避難所における井戸の整備というのは、答弁では自主防災会とか、避難所の方々がしておりますというんですけれども、管理というのは、水質検査とか、そういったのも全部自主防災会の方がやっているんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、鈴木尚雄君。

○防災課長（鈴木尚雄君） 防災課です。

避難所における井戸の管理ということの御質問ですけれども、まず、今こちらのほうで答弁させていただきました避難所における井戸等につきましては、飲むのを前提としたものではないということで御理解いただければと思います。ですので生活用水に使うようなものとイメージしていただければいいと思いますけれども。そのため、水質検査等については、正確には分かりませんが、恐らく行っていないものと判断しております。

例えば小学校なんかにある井戸といったものは、住小の場合ですと池とか川のビオトープとか何かのそういったところへ常に流しておいたりしながら使っているような例もありますし、自彊小なんかの場合は散水なんかにも使っていると聞いておりますので、そういったような利用がメインになっているかと思います。これが平常時の井戸を持っている方の管理ということになるんですけれども、いざ実際発災した場合は、それぞれのところの避難所が開設された場合は、そちらのほうの避難所の運営のほうと合わせて、徐々にそういった自主防災会の方ですとか、避難所の避難者の方に管理をしていただくとものになると、そのように考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7 番、蒔田昌代君。

○7 番（蒔田昌代君） 7 番、蒔田です。

避難所、今現在 9 か所井戸が整備されていると言ったんですけれども、小学校は全部井戸が整備されているんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、鈴木尚雄君。

○防災課長（鈴木尚雄君） 防災課です。

小学校三つには全て井戸のほうが設置をされている状況です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

避難所における井戸の整備状況についてお聞きしましたが、2点目の使用されていない個人所有の井戸も町内にはありますけれどもという質問ですけれども、吉田町って、特に北区とか、吉田町全体だと思いうんですが、掘るとお水が出てくるところなんですよ。なので、お水があつてすごい豊かな場所だと私は思います。

先日、5月3日の静岡新聞で、「災害用井戸、自治体支援も」ということが報道されています。それを見ていくと、やはりこれって必要なんじゃないかなと私は思いました。そもそもなぜこの質問になったかというと、町民の方がこの記事を読まれて、私もこの災害井戸の登録に協力したい、井戸を掘りたい、補助金ありますかというのが来たんですよ。その当時、補助金よりも、井戸を掘る費用、30メートル以上掘る、年間の水質検査をするというふうにかかるコストを考えていくと、電気代とか、結構コストがかかるんですけども、それでもいいですみたいな感じで言っちゃったんですけども、でも、この5月3日の静岡新聞を見ると、災害井戸登録ということが書いてありまして、登録した井戸の所有者に対してポンプの設置や修繕、水質検査などの費用を補助している自治体もあるというふうに記載しています。その中で9市町が導入していて、我が吉田町もどうなんだろうと思って見ていると、今そういうのは導入はしていないんですけども、導入を目指して準備、または導入の可能性を検討しているという市町の中に吉田町は名前が載っています。

実際、これ進めていただきたいなと思っているんですが、私に相談された方は、新しく井戸を造るという方だったんですけども、そもそも自噴している井戸があるので、川尻とか、農協のところの前あったんですけども、今なくなってしまったんですけども、そういった川尻地区に自噴している井戸があるので、そういった井戸を災害時の協力井戸として登録するということに対して町はどうお考えなのかお聞きしたいです。

○議長（増田剛士君） 防災課長、鈴木尚雄君。

○防災課長（鈴木尚雄君） 防災課です。

先ほどの答弁と重なる部分がありますが、まず、吉田町につきましては、吉田町水道事業応急給水復旧計画というものを策定しておりまして、災害時も水が確保できるような体制を整えているというふうに考えております。

そういった中で、これも答弁の中でも説明させていただいたところですけども、個人や事業者等が所有する井戸を災害時に利用できるようにすることは、水を確保する方法の選択肢を増やすこととなりますので、そのあたりについては引き続いて考えていきたいということではと考えております。

その上で、災害用井戸を登録を進める考え方はということだと思いますが、新聞のほうを見られたということですので、そちらにも載っておりますが、災害用井戸の登録では、所在地ですとか、利用可能な時間を公表したり、標示を設けたりするのが一般的な取扱いになるかと思います。この所在地を周知することで、そこに不特定の方が土地に入ってくるということに不安を感じるということもございます。

また、登録される災害用の井戸は、水質、ポンプ、維持管理も継続的に行って、常に使える状態にしておく必要があるかと思います。また、手動のポンプでない場合、停電している

場合はちょっと用意してあげないといけないのかなというの也有ります。そのような維持管理に対して補助金を交付する制度を取り入れているという自治体もあるのは、新聞のほうも見て承知のほうはしておりますが、当町では、先ほど申し上げました吉田町水道事業応急給水復旧計画により対応することとしていますので、現時点で補助制度の導入は考えてはおりません。

ただ、登録制としなくても、町のほうで公に周知することでもなくとも、個人所有の井戸が災害時に使用できるようであれば、先ほどおっしゃられた自噴しているようなものとか、そういうものがあれば共助として御近所同士で助け合えるような形で地域で情報共有をしていただければ、顔の見える方々の利用ということであれば安心して所有者の方も提供していただけるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

今、考えてないということでお聞きしました。でも、この周辺の方々が顔が見える範囲で災害時に井戸を利用するというのは理解ができるということと今お話があったんですけども、もちろんそれはそうだとは思いうだけけれども、いろんな人が避難してきたりするので、この周辺の住民だけではなく、ほかから来るので、声をかけてくださいということで一言ちょっとお願いすれば、お水に困っている人がトイレの水をもらうことができると思います。

水道事業応急給水復旧計画というのを策定して、この三つの配水池と二つの浄水場で8,385万立方メートルを貯水していて、これは3万人の人が1日当たりに20リットル使用するとして約2週間分の水を確保できているということとなりますけれども、確保はされているけれども想定外のことがあるということが考えられるので、何が起こっても対応ができるために災害用の井戸がせつかく吉田町はあるので、そういった井戸を登録するシステムをつくって、ホームページで公表したり、こういう井戸がありますよと協力できる方を公表したほうがいいと思うんですよ。また、それに対して町民の方も、企業もお手伝いします、協力できることがあればという方もいらっしゃると思うので、そういった方々のお力も借りながら、災害用の井戸というのをつくって登録するというのを町にもやってもらいたいと思いますが、今のところは考えていないということですよね。

今後、自主防災会とか、地域の防災員とかと話をする機会がありましたら、またそれも、そういうことをどう考えているかというのを話ししていただいて、井戸に関してどうするかということをお話をしてもらいたいと思いますが、そういうことというのは、町から自主防災会、防災指導員の集まりに対してやれることでしょうか、お願いすることはできるでしょうか。課題として投げるということではできませんか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、鈴木尚雄君。

○防災課長（鈴木尚雄君） 防災課です。

今後、そういった自主防災会の方なんかと話をしていく機会というのは出てくることになるかと思いますが、また、先ほど申し上げた避難所運営マニュアルの策定においても御協力をいただきたいと思っていますので、そういった中で、そういった災害用井戸の話も触れていくことになるかとは思っています。

先ほど議員のほうからも、そういった災害井戸として提供したい人がいるよということで

情報のほういただいんたんですけれども、実際のところ、防災課のほうではあまり個人的に、そういったものがあるんですか、欲しいんだけどもというようなものをいただいていないというような状況もありますので、そういった方が一定数いるようであれば、そういった登録というのも進んでいくかなとは思ってますけれども、ただやはり先ほど言ったように、自分の土地なり、持ち物のところへ人が入るというところを御理解いただいた上で、現状、町ではそれこそ補助金なんかも設定をしていませんので、それでも無償で提供したいよという方が複数いるようでしたら、こういったものも進んでいけるんじゃないかなとは考えております。

いずれにしても、地域の情報とか、そういった考え方を自主防災、自治会の方なんかと話す機会に情報のほうをいただければと考えております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

ぜひ地域の方、自主防災会、自治会の方、地域防災指導員の方とお話をしていただきたいと思います。確かに災害井戸登録、自分の敷地に入ってきたりとか、いろいろして課題もありますが、やはりこれは井戸が近くにあって、あそこへ行けば水がもらえる、なかなか遠くへ水を取りに行けない方もいらっしゃるので、近くにそういった井戸があって取りに行けるような、住民の皆さんに情報をもちろん共有するんですけれども、ぜひともそれをちょっと広げていっていただきたいと思います。

今のところは、全く吉田町では導入の可能性はないということでしょうか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、鈴木尚雄君。

○防災課長（鈴木尚雄君） 防災課です。

導入の可能性を一切否定するものではありませんけれども、早急に、今直ちに導入に向けて進めていかなければいけないというふうには考えていないということです。

以上です。

○議長（増田剛士君） 7番、蒔田昌代君。

○7番（蒔田昌代君） 7番、蒔田です。

了解しました。

この記事を見てから、町民の方で井戸というのに、吉田町は本当に水が豊富なので補助をいただけたら自分で掘らせてもらって、地域の皆さんにお水を提供しますということをおっしゃっている方がいるというのを知っていただいて、この災害井戸登録に対して、地域の人の話をよく聞いていただいて井戸の登録を進めていってもらいたいと私は要望します。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で7番、蒔田昌代君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は13時0分といたします。

休憩 午前11時18分

再開 午後 零時57分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。

引き続き一般質問を行います。

◇ 山 内 均 君

○議長（増田剛士君） 12番、山内 均君。

〔12番 山内 均君登壇〕

○12番（山内 均君） 山内 均でございます。

今日は通告のとおりゾーン30などによる安全と安心な通行空間の整備についてお聞きいたします。

一番もとになるのは町民の人たち、地元の人たちの安全、そして安心を求めていくのが私たちの使命だと思っています。その中身に入っていきます。

吉田町の小学校児童数の減少が目立つ。少子化を実感している中、小学校の児童の登校時に自動車事故に巻き込まれるニュース報道が目につく。吉田町では幸い、最近は事故の記憶はないが、特別ではない。できる対策は行わなくてはならない。

特に最近は、カーナビ技術の開発と普及率が拡大し、大きく行動範囲を広げ、地理に詳しくなくても目的地への誘導が確実に行われる。どんなに道路幅員が狭くても、どんなに危険な道路であっても確実に誘導をする。そして、最も怖いのは、目的地への抜け道として利用されることである。同時に、車の大型化、高性能化、馬力の強化は危険性を感じさせる。

警察は、ゾーン30、ゾーン30プラス等により生活道路における人優先の安全・安心な町の整備を進めている。

警視庁のホームページには、ゾーン30とは生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的にした交通安全対策の一つである。区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における車の走行速度や通り抜けを抑制しますと掲載されている。

また、ゾーン30プラスとは生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備のさらなる推進を図るため、最高速度30キロ毎時の区域規制と狭窄やスラローム等の物理的デバイスの適切な組み合わせにより交通安全の向上を図ろうとすることをいい、警察と道路管理者が連携して全国的に整備を進めているものとある。

そこで質問をします。

1、ゾーン30、ゾーン30プラスについて。

(1)警察と道路管理者が連携して整備を進めるとあるが、道路管理者である担当課はどこか。連携の具体策及び目標は。

(2)警察と道路管理者それぞれの役割及び住民との関連は。

2、中央小学校を中心としたエリアでのゾーン30について。

(1)現在、中央小学校を中心としたエリアでゾーン30を設定している。設定に至る経緯と、どのような効果を求めたのか。

(2) 設定前と設定後変化は検証しているか。

(3) ゾーン30とスクールゾーンとの相関関係は。

3、自彊小学校区では自彊小学校、放課後児童クラブ、わかば保育園、いきいきセンターが位置的にまとまった。近隣の住宅開発により児童数も増加している。そのため、人優先の安全・安心な通行空間が重要な要素となった。しかし、学校北側を走る青柳北原3、4号線は最高速度30キロ毎時の規制はあるが、東名インターへの通り抜けのため車走行速度は30キロ毎時を大幅に超過する車が大半である。また、この道路の資料にあるとおり、わかば保育園の園児の散歩道になっている。

(1) 車の減速は安全確保には有効な手段である。ゾーン30プラスには速度減速のためのハンプや滑り止め等がある。危険から町民、児童を守るため、このエリアはゾーン30プラスを活用した安全・安心の確保が必要と考えるが、町の考えは。

(2) 近隣住民からの要望に町は対応するのか。

4、住吉小学校のエリアは道路幅が狭く危険箇所も多くある。

(1) 人口減少への対応からもゾーン30プラスは必要である。町の考えは。

回答をお願いします。

○議長（増田剛士君） 答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） ゾーン30などによる安全・安心な通行空間の整備についてのご質問のうち、1点目のゾーン30、ゾーン30プラスについての1つ目の警察と道路管理者が連携して整備を進めるとあるが、道路管理者である担当課はどこか。連携の具体策及び目標はと、2つ目の警察と道路管理者それぞれの役割及び住民との関連については、関連がございますので併せてお答えいたします。

初めに、ゾーン30の区域指定を行うまでの流れにつきまして御説明申し上げます。

まず、住民からの区域指定の要望を受けた地元自治会が、地域の総意として土木事業等要望箇所調書による住民要望を町に提出をします。その後、その要望について牧之原警察署が開催する牧之原警察署交通規制審議会で協議され、審議会で同意が得られますと、静岡県警察本部交通規制課に上申された後、最終的に静岡県公安委員会の決定を得て指定に至ることになります。

ゾーン30に指定されますと、警察は道路交通法における交通規制及び規制標識、路面標示の設置等を行い、道路管理者は道路交通法に定めるもの以外の路面標示、標識などの設置等を行うこととなります。

なお、町道であれば担当課は建設課でございます。

また、道路の構造を変更し、ハンプや狭窄などの物理的デバイスを設置することでゾーン30はゾーン30プラスとなり、速度規制に加えて物理的な対策を行うことにより、さらなる自動車等の速度抑制が図られることとなります。

一方で、ゾーン30プラスにおける物理的デバイスの設置につきましては、ハンプ設置による騒音の発生などの副作用が生じることで生活環境の悪化につながるおそれがございますので、区域指定の要望を検討される段階において、近隣住民、町内会、地元自治会で十分に調整を行っていただき、あらかじめ合意形成を図っていただく必要がございます。

次に、2点目の中央小学校を中心としたエリアでのゾーン30についての御質問のうち、1つ目の設定に至る経緯と、どのような効果を求めたかについてお答えいたします。

現在、町内では、川尻区の2つの区域がゾーン30に指定されております。このゾーン30につきましては、平成25年当時、牧之原警察署から区域の設置に関する意向調査があり、川尻区自治会が設置を希望したため、区域が指定されたものでございます。

なお、2つの区域は、大幡川幹線と東名川尻幹線の間の区域のうち、町道高畑高島線を境として、北側の川尻1地区は国道150号までの区域、南側の川尻2地区は本田山通り線までの区域となります。

この2つの区域は、ゾーン30に指定されることで区域内における車両速度の抑制や幹線道路を避けて抜け道として通用する車両の抑制を図り、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保しております。

次に2つ目の、設定前と設定後の変化は検証しているかについてお答えいたします。

町ではゾーン30の設定前と設定後の比較検証は行っておりませんが、牧之原警察署に人身事故の件数を確認したところ、この区域において過去5年間で重傷死亡事故は起きておりませんので、一定の効果は得られていると考えております。

次に3つ目の、ゾーン30とスクールゾーンとの相関関係はについてお答えいたします。

スクールゾーンは昭和47年の春の全国交通安全運動から始まった制度で、小学校に通学する子供たちを交通事故から守るために設定された交通安全対策の重点地域の呼び名となります。

小学校を中心としたおおむね半径500メートルの範囲が該当しますが、スクールゾーンそのものに交通規制の効力はございません。スクールゾーンにおいては、道路管理者が歩道や路側帯の設置等を促進をし、警察が駐車禁止や速度規制、大型車両通行禁止などの交通規制を児童の登下校時間に限って実施をすることで、歩行者の交通事故防止を図っております。

一方、平成23年度から開始されたゾーン30は、学校周辺だけではなく、住宅地などの生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的として、区域を定めて速度規制などを実施するものです。

通学路対策であるスクールゾーンと生活道路対策であるゾーン30は、その設置目的が異なりますが、ゾーン30の区域内にスクールゾーンが含まれることもございます。この場合スクールゾーンの区域はゾーン30の車両速度制限とスクールゾーンの時間帯規制が併用されるため、歩行者の安全性がより高まるものと考えられます。

次に3点目の、自彊小学校区の交通に関する安全安心対策に関する御質問のうち、1つ目の、ゾーン30プラスを活用した安全安心の確保に関する町の考えはと、2つ目の近隣住民からの要望に町は対応するのかにつきまして関連がございますので、併せてお答えいたします。

まず町に、住民や事業者から交通安全対策に関する相談があった場合、地元自治会に相談の上、住民の総意として土木事業等要望箇所調書により、御要望いただくように伝えてあり、町ではそういう要望を基に、町と原警察署に住民要望を進達をしております。交通規制とは一般の交通に一定の規制をかけることで住民の自由を制限するものであることや、さきに述べました物理的デバイスを設けた場合の副作用が生じる可能性がありますので、議員御質問のゾーン30プラスの設定を要望する場合は、事前に地域住民の合意形成をしていただく必要がございます。その上で、要望が提出されましたら町としましては速やかに必要手続を行っ

てまいります。なお、議員御指摘の自彊小学校北側にございます町道青柳北原3号線につきましては、過去5年間に於いて、自動車の速度超過に対する交通安全対策に関しまして自治会を通じた住民要望はございませんでした。

自彊小学校区におきましては、吉田町子供移動経路に関する交通安全プログラムに基づく危険箇所として小学校から町に報告があり、道路管理担当課である建設課、交通安全担当課である防災課、牧之原警察署、教育委員会、町内小中学校による合同点検を行った上で、取りまとめた交通安全対策を実施した箇所は幾つかございます。特に議員御指摘の町道青柳北原3号線におきましては、合同点検の結果に基づく通学路の安全対策として令和5年度に消失していた外側線を復旧いたしました。

また、合同点検の結果によるものが、牧之原警察署からの依頼を受けて、同年に町道青柳北原3号線と町道谷川東線との交差点部への横断歩道の新規設置に伴い、ポストコーンを新たに設置するなど、ハード対策を講じております。

今後町では、自治会を通じて寄せられた要望につきましては、さきに答弁しましたように、警察と連携をして対応を進めてまいりたいと考えております。

最後に4点目の住吉小学校のエリアにおける人口減少への対応としてのゾーン30プラスの必要性についてお答えいたします。

さきの答弁で申し上げましたとおり、規制区域の設置には地域住民の総意が必要となります。今後住吉小学校のエリアにおいて、歩行者の通行実態や道路の構造、地域住民の意見が総合的に判断され、ゾーン30プラスの設置に至った際には、町としても警察と連携をして制度整備を進めてまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） 今の答弁を聞かせていただきまして、非常に一種安心をしたところがございます。実はこの問題をやるために長源寺3号線、あれから下ってきた土地の方が要望が来たんですね、危なくてしょうがない、もうあそこでは何回か子供が落ちてみたりやっていることがあるんです。表に出ませんけれども。

それとあと、その4号線その自彊小学校の裏のところが今年、今町長の答弁の中にありました交差点のコーンをつけてもらいましたけれども、あそこに警察のほうで要望していて、今年の3月横断歩道つけてくれたんです。それによって、大分町のほうの警察のほうも朝写真を撮りに来てくれたり、通学の様子を見に来てくれたりして、要望したことに関して皆さんが要望したんですけれども、に関していい結果が得られました。ただいま先ほど言いましたように、あの前の信号が今までは手押しだったんです。ところが手押しから外れて、それであの信号手押しから外れた信号の怖さというのは、黄色になると今の中には突っ込んできますよね。手押しが分かっていると止まるんです。分かっていますから走ってきた車は。その怖さがそのまま自彊小学校の裏を通って行ってそして、今参考の資料としてこれ出させてもらいましたけれども、この状況です。裏の道路がこれがこの道路実はこの小糸からずっと東名へ向かう本当の抜け道です。その抜け道の中に、大型のなんですかアメリカのかい車は何台も走るんです。多分地元で持っている人いませんから、多分抜け道だと思います。その場所に、こういう家がこういう小学校のではなくてわかば保育園の幼児がこういう形で遠

足って言っているようですけれども、子供、幼児をカートに乗せて4台5台ずっとこの形で、もっと長いんです実際は。こういう形で行くもんですから、この道路が残念ながら7メートルくらいしかない道路ですので、大型が突っ込むこと、常に想定をしていまして、もっと悪いことには、コーンをつけてもらったちょっと自治会に要望に対して応えてくれて、7時から8時まで皆さん通らんでくださいね。7時から8時入ることは禁止です。もう警察に切符切られます。確実にあれ取られます警察に。だからあそこだけはちょっと8時まではやってください。私立哨やっていて、毎日つけていますけれども、それでも何台も入ってくるんです。一番危ない車というのは、無視して目の前に素通りしますよね、でかい車が。そういうところなもんですから、ぜひそういう形で今回やって、それで今町長の答弁の中にはそれを町の人たち、住民の人たちとこうコラボして全部で要望書を出して、そうした危険性を提出することによって、それが少しでも改良される、それが今分かりましたので、これは大変ありがたいことですし、その人たちにはさっそく言おうと思っていますけれども、そういう形でいるんです。

あと、ゾーン30とゾーン30ちょっと余談になるんですけれども、余談というか、実は平成26年に産業建設常任委員会で岐阜県の土岐市と滋賀県の彦根市これ視察に行きました。そのときには、多分皆さん想像してほしいんですけれども、彦根城の横、あそこはもうでかいまちですので、彦根城の横がもう全部ゾーン30の中でもう30キロ規制です。両方にグリーンベルトが張ってあって。そこは市ですから吉田町とはちょっと環境違いますけれども、もう一つの土岐市に関しては、いろんな施策があって、例えばグリーンベルトの横にグリーンベルトでなくてピンクのベルトで安全を確保するとか、そういうやつやっていますので、そういうのをぜひまたこの中もこれから要望をしていかなきゃいかんと思っているんですけれども、これからだんだんとやっていこうと思っています。

あと、今回特に聞いたかったのが、道路管理者が町長の答弁にあるように建設課なと思うんですけれども、実際にはあそこに学校の関係スクールゾーン含めた学校の関係とか、それぞれ防犯の関係とかいろんな関係があるもんですから、吉田町で例えばどこの課が道路のゾーン30は道路の建設課でしょうけれども、多分今後教育委員会の問題であるとか、そういうとき防災課の問題があると思うんですけれども、その辺の教育委員会としてはこういう問題に関してやっぱり当然いろいろ考えていると思うんですけれども、どんな思いとかどんな考え方とそれについてのアクセスというのはどういう形でやっているんでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

教育委員会としての通学路の安全というところですが、町長答弁にもございましたように、現在町では建設課のほうで子供の移動経路に関する交通安全プログラムというのを令和3年度からやっています。そのメンバーの中には、当然建設課、防災課、こども未来課、あと町の教育委員会としまして、学校教育課と各小学校も入ってございます。このほか警察署、県道もあるということで島田土木所で構成されているものになります。これを毎年年度当初に危険箇所抽出してその後に合同点検とか行って、ハード整備、ソフト整備を検証しながら実施していくというものを毎年度していくようなものになります。これを通して、学校から出てきたあそこが危ないよとかというのをここで取り上げていただいて町長答弁にもございましたように通学路を変更したり、外側線の引き直しをしたり、そういったものを道路管理者

のほうでやっていただいている、そういう流れになります。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） もう一つは教育委員会と防災課というんですか、防災課の観点から見たこのゾーン30、こういう地域の安全性というのはどういう形で関わっていくんでしょう。

○議長（増田剛士君） 防災課長、鈴木尚雄君。

○防災課長（鈴木尚雄君） 防災課でございます。

防災課としましては、この子供の移動経路に関する交通安全プログラムに関しましては、自治会等の意見を吉田町の交通安全対策委員会のほうを通じて吸い上げるような形になっておりまして、それをこちらのプログラムのほうへつなげていくというような、そういった関わり方をしてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） 今それぞれの意見聞かせてもらいました。あとやはり重要なのは保育園とか、ちっちゃな子供たち、いきいきセンターであるとか、そういう人たちのそれをどういうような形でみんなで保っていくかというのが必要だと思うんです。これから多分申請をしていくことになるでしょうけれども、そういう要望する人たちがいますので、町長の答弁の中から順番を聞かせていただきますので、あとはこれから農協のところに放課後児童クラブが来ますよね。放課後児童クラブがあそこへ。そうすると、あの一帯が自彊小学校を中心とした500メートルぐらいがすごい勢いで施設が集中していきますので、その辺のよりよい強烈な意識が町としての意識が必要と思うんですけれども、その辺の意識というのは、これはどこへ聞いていいのか。建設課になりますかね、主なあれは。要するに聞きたいのは、どういう形でみんなで関わっていくかというやつ聞きたいもんですから。範囲で答えていただければと思いますけれども、どのような形でこういうプロジェクトには関わっていきますか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設でございます。

全体的にということのお話でございますけれども、まず道路の交通安全の関係どうするかというところにはなってくるかとは思いますが、そこにつきましては、先ほどの子供の移動経路の関係のプログラム等もございますように、各課でまた所管されているところの御意見等を吸い上げながらどのような対策をしていくかというところを考えていろんな安全対策をしていくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） この子供たちがいる写真を保育園の先生と園長さんとはこども未来課かな一緒に見ていただいて、中にこのちっちゃい子供の顔が隠したやつがあるんですけれども、要するにこういうものが月にどんくらい通るのか1回か2回通るのかな、もしここに突っ込んだらという想像しますので、そういうやつ想像の中でやってほしいですね。対応してほしいですね。それとここで見えたとおり、子供が通るところがこれ30キロ規制なんですけれども、警察の設定が非常にまずくて、これを過ぎると30キロが見えるんです。うちの

隣の家の柿の木をやると30キロに見えて、あと何にもないんです。その辺も建設課のほうですよね、担当はどこになるか、まあその所にどういうふうな形でどうやってほしいんですけれども、早急になかなかこっちが言えないもんですから警察に対して。そういうふうなできれば上げたいと思いますが、そういうことできるんですか。意識していただけますか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

速度規制の関係になります、それこそ警察のほうになりますので、そちらのほうにどのような対策といいますか、どのような効果的なものがあるかというのは、また議員のほうから御意見ございましたので、そういうところのものも何か機会がありましたときに警察のほうに伝えさせていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） 今だんだんと要求というか自治会のほうに出していこうと思っています。あと、先日町長が東名のインターの周りがこれから爆発的に変わっていきますよと、どこかで聞いたことがあるんですけれども、恐らく今うちの周りの自彊小学校の北側のあそこ東名行くまでの間に、それ子供たちの量がすごいです。えらい増えちゃって、それで川をずっと下がってきて今までなかったんですけれども、そのところ十何人通るかな、要するに言いたいことは、これからその地域が住宅としてプラットフォームが順調にいて、私はもっとあそこにどでかい東名のバスが引き込めるようなものができればと思っていますけれども、そういうものができたときに爆発的な住宅が増加すると思うんです。子供たちの増えることに対して、非常にそういうの危惧していますので、それに関しては、また意識をしていただきたいんですけれども、間違いなく増えていきますので、そのやつを特に教育委員会にお願いしたいのは学校の子供たちがどういう形で増えていくかというやつを統計とかちょっと取ってもらうといろいろ分かると思うんです。当然大幡のほうだとか日之出のほうからもたくさん来ますので、その辺は本当にゾーン30、ゾーン30プラスできればと思っているんですけれども、そういうゾーン30の手法は聞きましたので、今まで町としてはそういうシステムというか、そういうものを取り入れるような、そういうような町の中での話、相談、話題とか、そういうものというのはどこの課でも構いませんけれどもあるんですか、あったんですか。

○議長（増田剛士君） 防災課長、鈴木尚雄君。

○防災課長（鈴木尚雄君） 防災課でございます。

ゾーン30、またゾーン30プラスについて、町のほうで何か整備をしていくような話というのは扱われたことがあるかということでもよろしいですかね。

そうしますと、これまでゾーン30につきましては町内では議員御存じのとおり川尻地区のみの設定となっております。それ以外のところについて、これまで特に住民からの要望等が出てきたということはないかと思います。そういった中で、ゾーン30またはゾーン30プラスを用いて、何か地域をつくっていくような、そういった話というのもこれまでのところ出たことはございません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） 恐らくこういうものが吉田町だけではなくて、今先日浜松でも大きく取り上げられていました。そういうのを見ていくと、もうそれが当然になってきて、少なくとも子供たちを事故から抹殺するような死亡事故起こすようなことどんなことしても避けにやいかんと、それは皆さんと多分同じだと思うんですよね。それに対してまたどういうことができるかを相談しながらいきますけれども、町の人たちと結構その近くに意識をする人たちが多いものですから、ぜひその辺はまたやってお願いをしたいと思います。

あと、それと、先ほど言いました土岐市でそうしていろんな情報を得てきました。先ほどいろんな課をお聞きをしましたけれども、土岐市ではやはりそういうすべての課、警察も含めたすべてのそれぞれの課が全部連携をしてやってくれているわけです。特にこの中で町でもやってほしいのは、通学をしている子供たち、小学校の子供たち、中学の子供たち、その子供たちに危ないところのアンケートを取って、それを基にしてやっている、非常に合理的な話だと思うんですけども、そういうものをまたやってほしいんですがね、これどこでやるのか分かりませんけれども、教育委員会になりますかね、それまでできたときにそういうぜひそういうアンケートのようなそういうものをちょっと子供たちに危なかったところを聞いてもらう。大人が交通の安全という概念で聞くではなくて、子供たちの危険な概念、それで聞いてもらうと本当に我々大人が思っていないところがやはり出てくると思うんです。それをやっていただきたいと。多分それ教育委員会になると思うんですけども、どうですかね、その辺はまたそういう意識をもってやっていただきたいと思うんです。どうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

子供たちからそういう危険箇所洗い出したらどうかというお話ですけども、今現実どの学校でも毎年交通安全リーダーと交通安全を語る会というの実施しています。これは教職員、高学年になりますが5、6年生だったりその保護者が入って、その学区の通学路の危険箇所とかの確認をして、そういうところから拾ってきたのが先ほどのプログラムのほうに反映されているような形になっています。そういったところで子供たちからも、児童からもうこういうところが危ないと思ったという意見は拾っていますので、これも引き続き続けながら広く集められるような考えたいと思いますけれども、今も現実そういうことはやって反映のほうはさせてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） 先ほどの平成26年度に土岐市のときの土岐市が何をしているかアンケートみたいなあって、その中にやはり検討はその地区の安心方向エリア整備促進協議会のやはり設置をするんです。そして、協議会に地元住民、各種団体関係者代表、学校関係者、道路交通管理者、警察署交通課課長、オブザーバーに岐阜県の警察本部交通管理、これだけの大きな一つのプロジェクトをつくってこれをやることによって、これだけ動いてくれば、恐らく自彊小学校だけじゃなくて、住吉小学校も、まして今度は中央小学校ちょっとあとで聞きますけれども、もう一回見直しさせながら、こういうやつを吉田町全体をカバーできるようなものをつくってほしいですかね。その辺の多分どうでしょうか。やはりそういう考えをもってしてあげたいと、改めてその思いというか、それに対する感想とか、そういうものというのはあればお願いをしたい。どの課でも構いませんがね。基本的にはどこがいくんで

すか、やはり中心になるのはどこになりますかね。教育長どうなんですか。

○議長（増田剛士君） 建設課長。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

まず先ほどの子供の移動経路にかかわるもの、交通安全の対策というところの中に、子供の移動経路、交通安全推進会議という会議のほう設置してございまして、この中に先ほどの担当する課というところで、町でいいますと建設課、あと防災課、こども未来課、学校ですと教育委員会のほうもございます。その中で牧之原警察署、あと島田土木事務所ということで、道路関係と子供に関係する各課のほうが集まって交通安全対策のほうを進めていくということでそういう推進会議のほうをもって対応のほうさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） お願いしたいのは、全体でみんなで吉田町でまとめてほしい。

それと、ここに写真出さなかったですけども、これが彦根の彦根城の横、彦根城の横に道路があって、その道路の横にグリーンベルトが2つ両方にあるわけですね。どうやらこのときに聞いたのが今吉田町がグリーンベルトを道路の一方のほうにやっていますよね。ところがここで聞いたのは、それをもう15センチ、30センチぐらいにしてそれでも十分に効力を発揮すると。そして両方でやるのがいいですよというのを聞いてきたんです。そして、そういう関心を持って見ていると、牧之原市の中学校、昔の牧之原中学の東側の道路ずっと山に向かっていく道は、もうあそこずっと同じようにやってあるわけですねグリーンで、1回見てみてください。多分同じところへ行っただけじゃないかという感じがしています。それで以前にも言ったことあったんですけども、そういうものをやっていくことによって、やはり視察大事だなと、その中でそれをみて吉田町にないところを探し出すと。

ただ、一つだけ困るのは恐らくグリーンベルト両方やると子供らが分散したときに困ります。それがちょっと心配なんですけれども、ただ行くときと、帰り、子供みんな右を通りなさいって言うじゃないですか、片っぽしかない片方しか通らんから車にとっては非常に安全なんです、両方あるよりは。どっちみち遊びながら行きますもんで。行くときはみんなまとまるんですけども、帰りがばらばらで行くでしょう。そういう意味でこれからぜひお願いしたいのは、そういう意識を持ってちょっとまた住吉小学校もそう、中央小学校もそう、自彊小学校もそう、その意識をしてちょっと見てほしいと思うんです。これ見てもらうなら多分教育委員会になるじゃないですか。1回その辺の経過、教育長お願いします。この辺もすごいいいと思います。教育委員会。危機管理監お願いします。今言った防災、例えば道路の子供たちがしっかり見ていくとちょっと見ているとよく分かるんですけども、行くときは一緒に行きます。帰りは遊びながら行くもんですから、あの道路をそういうものをやはり危険な部分をやはりしっかり見てそのやつを危機の部分、危険な部分を本当はこういう形でどこかでいつかは反映させていただけたらと思うんです。ぜひ、その辺で1回吉田町今川尻地区も含めて、また再点検もしていただきたいと思います。その辺のことをどういうふうにするかをお聞きしたいと思うんですけども。そういう再点検していただけるかどうかをお聞きしたい。

○議長（増田剛士君） 危機管理監、白井和幸君。

○危機管理監（白井和幸君） グリーンベルト両方にとということで、ちょっと確認していませんけれども、県内でも彦根だけじゃなくて県内にもあるんじゃないかな、牧之原については今お話がありましたので、私は見に行きたいと思えますけれども、道路形状もありますし、今議員おっしゃったように、子供が分散するというのもありますので、一概に全部がそれがいいわけではありませんので、その辺も含めて、いずれにしても牧之原にあるということで見に行きたいと考えています。

○議長（増田剛士君） 12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） 今見ていただくときに牧之原は中学校ですので、中学生ですよ。だから遊びながら帰るということはないもんですから、多分その辺も含めてしっかりとした対応も含めて見てほしいなと。そしてぜひその先ほど町長の答弁の中ではゾーン30やってから1回もそういうものはないということな形だったので、それはやはりゾーン30には限らないかもしれないけれども、大事なことがそこで起きていると。それで、住吉小学校と中央小学校と川尻のところ、そのまずゾーン30の設置したコンセプトというのは何だったんですか。何かありますか。当然何か目的があると思うんですけれども。

○議長（増田剛士君） 危機管理監、白井和幸君。

○危機管理監（白井和幸君） 町長答弁にもありまして、26年12月に設置の川尻のゾーン30なんです、明確にこうだって言い切れないんですが、平成23年に全国的にゾーン30を設置なさいということで、全国でそんな話が警察庁から各県警に降りてきて、牧之原警察署において、ゾーン30というのができたから作ってくれないかということで、牧之原署管内ですから、吉田町と牧之原とみんなで協議をしたと思うんですが、そのときに川尻自治区のほうでうちがというような話があったのと、場所的にも150号の抜け道になりますのでいいんじゃないかと、そんな経緯で川尻についたんじゃないかというふうに認識しています。

○議長（増田剛士君） 12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） 今長々言っていますけれども、警視庁の出しているゾーン30プラス、これに対してやはり一番の先ほどありましたけれども抜け道になる車というのはスピード関係ないです。とにかく時間いっぱいにきますので、ちょうどその先ほど言った土地は本当にまっすぐ来ると東名の左曲がった東名行くんです。本来はでかい道が通るはずだったんです。でも本当は通らなくてよかったんですけれども、やったらもう分断されますから、違う町ができたと思うんですけれども。そういう意味で意識を込めてちょっとその辺を見ていただきたいのかな。

あともう一つは、長源寺そのずっと坂の上のほうから滑り止めがついているんですけれども、もう結構長い距離を。ああいうものというのはあのときに滑り止めをつけた誰か分かっている人いますかね、なんか滑り止めをつけた経緯というのは分かるんですかね。要するに言いたいことは、今もちろん町の人たちの副作用があるということは分かりますけれども、それでも作ってくれという人たちがやはり結構多いんですよ。そんな経緯って誰か御存じの人がいれば長源寺のところを坂の途中下りてくるところ、誰か御存じの方いますか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

議員言われているところの箇所につきましては、その道がカーブになっている箇所だと思います。そのところに赤い色をちょっと矢形になっているといいますが、それをつけてカー

ブでスピードのほうが出ないような形、注意喚起になるものをということであそこのところに設置のほうがされているということだと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、町の人たちに対する確かな音出ますよね。がたがたって音、それに対してのそういうあそこに住んでいる人たちはそれでも後で造った家が多いからあれなのかな、その了解というか、そういうやつの説得というか、納得というか、そういうものをあの地域の人たちは納得をしているわけですか。

○議長（増田剛士君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

設置にあたってについて、地元とのほうでも話等もさせていただいているのではないかと
いうふうに思っておりますので、それにつきましては、地元の了解も得ながら進めている作
業だと思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） 要するに何が言いたいかというと、そこも先ほど副作用があります
よ町長の答弁の中で、ところが川の下見えないところスピードきますので、どの家もそうな
んです。ああいうものをつけてくれと、とにかくスピードを下げてくれと、そういうやつで
思っている人中でも言いましたけれども、最近関税の影響で日本の車をアメリカが日本の車
をもっと買えと、アメリカの車を日本人が買えと、最近特に増えてきたです。ランドクルー
ザーの大きいやつ、もっと大きいやつ、あれが本当に通るようになってきた。そうすると、
今言ったこの問題に関しては非常に早急に対応したいな、周りの人たちとちょっと相談しま
すけれども、そういう形で行動を起こしたいと思っています。

実をいうと、町がちょうど進入禁止じゃなくて8時から8時までの間作ってくれた時には、
あの前にはあそこに12トントラックがもう毎日5台、6台通っていたんです。そのくらいの
道だったんですあんな狭いところで、だって本当に狭くてあの間曲がるんですね。そういう
こともありますので、結果やってくれたことによってトラックは月に1台か2台になりました。
でもまだ走ります。

そういう意味で今日の質問に関してはやはり町がどういうふうな形で携わってくれるか、
携わっていて、町が残ってそういう安全な部分をたくさんつくってほしいか。あと、もっと
聞いとくとあれですけども、答弁の中になかったんですけども、川尻地区と中央小学校
の地区あれありましたよね。あのときに確か交通事故はなくなったと、でもその結果の検証
というのはなかなか先も出ていますけれども、全然やっていないんですか。あれをつくった
ことによってどういう結果が生まれたか。

○議長（増田剛士君） 危機管理監、白井和幸君。

○危機管理監（白井和幸君） 町で検証は答弁にもあったようにしていませんが、牧之原警察
署に聞くと、26年12月に設置していますが、27年から10年間で人身事故が20件あったと区域
の中でありました。町長答弁にあったように、過去5年では重傷事故も死亡事故もありませ
ん。ただ20件のうち1件だけ、平成30年に1件重傷事故があったということは確認していま
す。ですから、19件は軽傷の人身事故だったということで、過去5年はないとそんな状態で

あります。

○12番（山内 均君） それを聞くと余計やってほしいと思いますので……

○議長（増田剛士君） 発言を求めてください。

12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） 今言ったように、この事故がその検証の結果がそういうことであれば、たまたま土岐市の中では20%減らすと、結構あるでしょうね。そういう目標持っていますので、やはり目標を持つことによって、実は先ほど町長の答弁にあった3号線うちのすぐ西のところ、あそこは僕が何で立っているかという、以前は子供が自転車ごと車の下に入ったり、そういう経験があったんです。なかなかそういうのは表に出ませんので、出なかったもんですから、そういうのを含めてこれから答弁いただきましたように心配をしている方々と何かいい方向へ動けるようにやっていきたいと思っています。そのときにはまた無理をいうかもしれませんが、お願いをしてこの質問を終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で、12番、山内均君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたします。

本会議の再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時49分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。

◎議案第41号の質疑

○議長（増田剛士君） 日程第2、第41号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから第41号議案についての質疑を行います。

質疑は最初に歳入全体についての質疑を行います。

引き続き歳出について質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また発言は簡潔明瞭に審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） これプレミアム付商品券となるわけですが、これまでも何回かやってきて、最初やったばっかのときは結構買う人がお金がもっている人がたくさん買っちゃった雰囲気もあったっけんですけども、この頃は大体1世帯にどんくらいというのは割り当てでやっているもんですから均等にいつていると思うんですけども。今吉田町で暮らしている人も普通に暮らしている人がいたり、生活保護を受けている人がいたり、また非課税世帯の人がいたり、中には独り住まいで年金暮らしで、それでも納税をしているよという低所得者といいますか、なかなかお金が自由にならないという方もいると思うです。それでプラスアルファになった部分を本当は買いたいなと思ってもなかなか生活が大変だもんでという低所得者といいますか、生活保護とか非課税じゃない方、そういう方にちょっと配布するというか配るといふかそういうような考えというのは全然なかったんですか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今回のプレミアム商品券使います今回国からきています重点支援金のほうなんですけれども、この先ほど全員協議会のほうでも説明させていただきましたけれども、そもそも重点支援交付金の中では低所得者支援枠という枠と、あと今回の枠であります、事業推奨メニュー枠という2つの枠がありまして、今まで去年まで低所得者の方に給付金をあげたり交付したりしている事業につきましては、あれは低所得者枠として国から交付金が配分されているという事業でやったものでございます。今回につきましては推奨事業メニューということで、消費喚起というところに事業費を交付されているというところでございます。

先ほど言った特別な人に低所得者を特別救う今回のものではなくて、あくまでも消費喚起を促すという大前提がございまして、そういう面ではプレミアム、全員に行き渡るプレミアム商品券において、消費を喚起するというのが主な目的となりますので、今回はこのような使い方をさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 非課税世帯とかというと最近でもそういう方に給付金が国からあるわけですね。だけれどもそれさえもらえない納税者で貧乏って言い方ちょっとあれですけども、低所得ってあくまでも低所得という感覚が企画課長と私とは違うかも分かりませんけれども、私も将来なるかもしれませんけれども、年老いて年金でアパート暮らし、その日暮らしでなかなかお金がない。そういう方が幾らこういうプレミアム商品券割安ですよって、本当は欲しいです誰も。だけれどもそれさえなかなか手にするにはなと見えちゃう人がいるかもしれないそれはまあ役場の方は把握しているかどうかというのは私分かりません。ですけども、そういう方もちょっとした思いやりといいますか、そういうものでそういう方に少しでも使っていただけるように配布する、そういうことも考えられるんじゃないかなというふうに私が思ったもんですから今質問いたしました。ですから、あくまでも低所得者向けの給付金とかそういうのじゃなくて、このプレミアム商品券というものを納税している方全

部に配布するような形で買える方は買っていただく、買えない方はちょっとそれじゃ幾らか提供しますよというような形でそういうことができないかなということでもた私が伺ったわけですけども。

○議長（増田剛士君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今までは所得のない方、いろんな基準がございます。ただ、今議員がおっしゃるどこを低所得者としてみなすか、どこを基準にじゃこの方は無料でいいですよ。この方は有料ですよというところの基準をどこに設けるかというのは大変難しい問題になると思います。それによっては、その納税額になるのか、本当の収入のあれになるのか、どこを基準に果たしてその無料の方と有料の方を分けるかというところの基準が非常に難しい判断になると思いますので、そういう面ではなかなかそこで分けるというのは難しいかなというふうに判断します。以上です。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） それは役場のほうでいろいろ調べてそういうことも分からないということですか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

役場のほうで分からないというよりは、役場のほうで納税を税金がじゃ幾ら払っている方が幾ら払っている方というふうなことで払っている方は分かると思います。ただ、その基準をどこに設けるかというのは大変難しい問題になるという説明をさせていただいたと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 基準がつかれないからそういうことはやらないということですか。

○議長（増田剛士君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

例えばそういう基準が例えば国とかで示されてくれば、それはそれでやれるということはあるんですけども、それを町のほうで一概に判断するのはなかなか難しいというふうに判断しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 吉田町ではなかなか難しい問題であると、おいそれとできないということよろしいですね。

○議長（増田剛士君） 答弁をお願いします。

企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

現状、そのどこにただの無償な方を設けるのかという基準を設けることは難しいというふうに判断しております。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） 今聞いていて、言っていることはそういうこと言っているわけじゃないです。思いやりが持てないか。だから今今回やれということではなくてこれをやったときに、そういう弱者に対しての吉田町の考え方はどうですかって聞いているわけです。やはりそれは回答としたら検討しましょうということくらいしかないじゃないですか。やりませんって切っちゃうんじゃないで。それは吉田町のあるべく姿だと私は思うんですけれども。どうですかその辺は、あまりちょっとすごく寂しい感じが。

○議長（増田剛士君） 八木議員が言われているのは、今までこのプレミアム商品券を買うことすら厳しい人もあるよ。そういう中で今回のこの追加の部分をそういったものに使えないかということですよ。それに関しては町のほうではそこをどこを基準にするのかということで、なかなかできないよというのがこちらの言い分ですよ。そういうことです。だから、納税はされていても幾らの所得がある人を低所得とするのかというその線引きを町としてはなかなかできないよというのが今までの話です。

10番、平野 積君。

○10番（平野 積君） いやちょっといろいろあるんで、例えば1,000万ですよ、補助、八木議員がおっしゃるような基準を決めるのがどこで基準を決めるのかが難しいというんであれば、この1,000万ほどの補助をこっちへ持ってきたらどこまで配れるかという判断もできるわけでしょう、どっかで。要するに判断するのが難しいよ、決めるのが難しいよとおっしゃっているんであれば、この1,000万円分のものを補助できる所得納税額とか、そういうのだって決められるし、何がしかの決め方があると思うんだけど、一方的に難しい難しいからできませんというのはちょっとおかしいんじゃないですかということだと思うんですけれども。

○議長（増田剛士君） 理事。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

今御質問議員の皆さんからもいただいております。そうした中先ほど、企画課長が冒頭一番最初の八木議員の御質問にお答えをちょっと一部させてもらったんですけれども、交付金の使い道の中で、低所得世帯を対象にしたもの、消費喚起をしたものということで、その使える種別というのがありまして、今回使えるものがまず消費喚起というところになります。ですので、低所得のいわゆる給付金であるとかそうしたものについては、そこは別のお金になるのか、今回のものはそこには充当ができないということになるかというふうに思います。

一つ、八木議員が言われたように低所得のところも考えるべきじゃないかというのは当然そうした消費等で困られている方々に対してどうするかというのはありますが、今回の国から追加で示されたものについては、一応消費喚起ということでしたので、そちらを重点ということで今回プレミアム商品券で広く皆さんの消費全体的なところで今回事業としてそこに充当させていただくと、併せて消費者もそうですけれども、それと事業者の方々、そうしたことで広くするというところでやらせていただいています。昨年度も低所得世帯につきましては給付金という形でさせていただいています。八木議員がおっしゃるように例えば生活保護であるとか、そうした非常に生活弱者といわれる方々も対象になっていますので、そうしたことで今回制度を区分けを交付金の使い道ということで区分けをさせていただいたということで、決して弱者のというのではなくて、そうしたことで事業を今回充当させていただいたということですので、その点まず答弁のほうさせていただきます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 広く町民の皆さんにということなら、どこまでが広くかなって逆に、買えない方は買えない方で枠の外じゃね結局、広くじゃなくて範囲がもっと本当は広いけど変える方だけの範囲ってことじゃね。ということを私は言いたいわけです。だもんで、そういう消費っていつてうまく回っていくというのはそれは町内全部の方にそういうことをああして得をしてもらいたいということは自分思うです。だもんでそれでもなかなか買えない方がいるって、じゃどこの誰っていわれても私は答えられませんけれども、そういう方たちがいるんじゃないかなというふうに。じゃ、役場の中で調べてそういう人はいませんというならそうですかで終わりますけれども、ですから役場のほうでもし調べてそういうことがある程度分かるようなら、先ほど平野議員が言いましたけれども、じゃあるものを下から順番にあるだけ一番下のほうから順番に配布するとかという考え方もいいじゃないかなというふうに思ったもんですから、あくまでも低所得者のためのことじゃ今回ないですよというですけれども、広くというお話なもんで、広くの中にそれじゃ買いたいけれどもなかなか買えないねという人、それじゃお金がある人が1世帯幾つって決まっているもんで、決まっていますけれども、だけれども、それで吉田町全世帯が行き届くようになるような感じはなっているかどうかあれだもんですから、ということで今言ったわけなんですけれども。

○議長（増田剛士君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） この商品券につきましては、当町今回商工会のほうで実施をしていただきますプレミアム商品券を広くということで、全世帯には通知が行くということで必ず1世帯にはそのまず最初に乗れるというのは必ずいくというところがまず一つありますので、そこについては町民全体誰にでも同じものがまず先に行くと、乗るか乗れないかというのはちょっと何とも、乗らないという方もいらっしゃるかもしれませんが、広く全体にということではあるかと思います。例えば、これ他市町がどうか分かりません他市町なんかではクーポン券をデジタルでやるというところありますけれども、こうしたのよりは私たちは広くいくんではないかというふうに考えて、商工会もそうしたことでデジタルではなくて紙でということで各世帯に行っているというふうに私たちは思っていますので、一応そうしたことで全体には行き渡るということで考えております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 全世帯に行き渡るということでは私も納得しております。ですけれども、そういうなかなか買えない方がいるかなということが私がと思って言ったものですから、また今後そういうことも調べられるようなら調べてまたその辺どうするかということはまた一応検討していただけたらと思って、それで要望になっちゃうですけれどもそれで終わります。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

これをもって第41号議案についての質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 3時06分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会11日目でございます。

本日は、4番、盛 純一郎君から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は10名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（増田剛士君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 大 石 裕 之 君

○議長（増田剛士君） 3番、大石裕之君。

〔3番 大石裕之君登壇〕

○3番（大石裕之君） おはようございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

大きく2問、質問をいたします。

まず第1に、重度障害者（児）医療費助成制度の拡充について質問をいたします。

現在、重度障害者（児）医療費助成制度は、身体、精神、知的障害などに対し、それぞれに基準が設けられ、障害の程度に応じて助成が行われています。その中で、療育手帳は、AまたはBに分けられており、それぞれにA1、A2、A3とB1、B2、B3と、6段階の判定基準が設けられています。県基準では、療育手帳Aに限り医療費助成が行われ、療育手帳Bには助成がありません。しかしながら、静岡県が公表している資料によりますと、12市3町が県基準よりも拡充し、療育手帳Bまでを助成の対象としています。現在、吉田町は県基準どおりとなっていますが、近隣では、島田市、藤枝市、焼津市が療育手帳Bまでに助成

を拡充している状況です。

そこで、以下の点について、質問します。

- (1) 重度障害者（児）医療費助成制度の現状の在り方及び考え方は。
- (2) 療育手帳の制度と、現在生じている地域間格差についてどのように考えているか。
- (3) 療育手帳の助成対象の拡充についてどう考えるか、を質問いたします。

次に、小・中学校の校舎内乱入による暴行事件を事例とした当町の対策について質問いたします。

5月8日の午前11時頃、東京都立川市の市立小学校で、男2人が教室などで暴れ、取り押さえようとした教職員5人がけがをし、駆けつけた警官が2人を暴行容疑で現行犯逮捕したという事件が発生しました。この事件は、児童間のトラブルを巡り学校側と相談していた母親が、思うような話し合いにならず、知人の男に連絡し、そもそも学校とは無関係の男2人が校舎内に入り、教職員に暴行をしたという事件です。子供にけががなかったことは不幸中の幸いでしたが、立川市の教育長が話しているように、想定を超えていた事件だと思います。

そこで、以下の点について質問します。

- (1) この事件を受けて、どこに問題や課題があると分析されているか。
- (2) このような事件を起こさないために何が必要だと考えるか。
- (3) 今後の具体的な取組は。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 重度障害者（児）医療費助成制度の拡充についての御質問のうち、1点目の制度の現状の在り方及び考え方はについてお答えをいたします。

町の重度障害者（児）医療費助成制度につきましては、町内に住所を有し、身体障害者手帳1、2級、身体障害者手帳3級の内部障害、特別児童扶養手当1級、精神障害者保健福祉手帳1級の障害に該当する方、療育手帳の障害の程度がAと判定された方を対象としており、そのうち所得要件に該当する方に対して受給者証を交付をし、自動償還払いまたは償還払いにより、対象の保険診療分の医療費から自己負担額を除いた額を助成しております。

現状につきましては、令和6年度末の医療費助成の支給対象者数は約500人で、その内訳の主なものは、身体障害者手帳1、2級が約380人、療育手帳Aが約60人などとなっており、助成金額は合計で約4,600万円でございます。

本制度は、心身に重度の障害のある方々の医療費を助成することで、経済的負担を軽減し、その療育を推進することを目的としておりますので、本町では、県の制度における対象者を重度の障害がある方と捉え、現在のところ、議員のおっしゃるとおり、県と同様の基準の助成内容としております。

次に、2点目の療育手帳の制度と、現在生じている地域間格差についてどのように考えているかについてお答えいたします。

まず、療育手帳制度につきましては、国が定めた要綱に基づく制度であり、知的障害のある方々に対して、一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、手帳を交付し、もって知的障害のある方々の福祉の増進に資することを目的としており、

実施主体は都道府県知事等で、市町村その他の関係機関の協力を得て行うものでございます。

本町における療育手帳の交付方法につきましては、町に提出された申請を県へ進達し、県知事が県児童相談所または知的障害者更生相談所における判定結果に基づき手帳の交付を決定し、町を通して申請者に手帳をお渡しする流れとなっております。

判定の基準は、重度のAとそれ以外のBに区分されており、静岡県においては、独自にA1を最重度、A2と3を重度、B1を中度、B2を軽度、B3を発達障害として6つに細分化し判定を行っております。

また、現在の県内市町の重度障害者（児）の医療費助成制度の状況につきましては、静岡県が公表している静岡県内重度障害者（児）医療費助成実施状況にもございますが、35市町中で県基準どおりの市町が本町を含め20市町、県基準に単独に上乘せしている市町が15市町という状況でございます。

各市町の単独上乘せ内容といたしましては、身体障害者手帳3級に該当する未就学児、療育手帳B、特別児童扶養手当2級、精神障害者保健福祉手帳2級の方などを対象に加えるなど市町によって内容は異なっております。

この制度は、実施主体である各市町が県の補助制度を基に、市町の状況を総合的に判断し、実情に応じた制度内容としているものですので、結果として、各市町で制度内容が異なる状況となっており、本町におきましても地域のニーズを踏まえ検討していくものであると考えております。議員のおっしゃる地域間格差をなくすとすれば、全県で統一した制度となるよう、県の補助制度の在り方を検討すべきであると考えております。

最後に、3点目の療育手帳の助成対象の拡充についてどう考えるかについてお答えをいたします。

町の令和7年3月31日時点における療育手帳の所持状況につきましては、Aの方が84人、Bの方が253人、全体で337人という状況でございまして、令和2年3月31日時点と比べますと、全体で60人増加をしており、そのうち、Bの所持者数が50人増加している状況でございます。

また、療育手帳判定基準は先ほど御説明いたしましたが、特にBの手帳を所持する方は障害の程度により、知的能力や社会生活能力など、援助を必要とする状態は多様でございます。

本制度の対象は、日常的に高い医療的支援を必要とする重度の障害がある方を対象としており、療育手帳の助成対象の拡充につきましては、特定の支援層に対し、医療費助成制度を拡充することになるため、制度全体のバランスや公平性、他の障害種別や等級との整合性の観点からも慎重に検討すべき課題であると認識をしております。

町といたしましては、個々の障害の程度や勘案すべき事項を踏まえ、他の自治体の状況を参考にしつつ、今後とも制度の課題の把握に努め、県に対しましても、補助制度の在り方をはじめ、対象者の利便性の向上や手続の負担軽減が図られる医療費の現物給付化についても要望するなど、障害のある方々が地域で安心して暮らし続けられるよう支援に取り組んでまいります。

続きまして、二つ目の小・中学校の校舎乱入による暴行事件を事例とした当町の対策についての御質問につきましては、教育長から答弁いたします。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。
〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長（山田泰巳君） 小・中学校の校舎乱入による暴行事件を事例とした本町の対策についての御質問のうち、1点目の今回の事件を受けて見えた問題や課題について、立川市教育委員会や報道機関からの情報に基づき、お答えいたします。

今回の事件では、主に三つの課題が浮き彫りになったと捉えております。

一つ目の課題は、保護者との連携でございます。

事件当日、不審者を伴ったとみられる保護者は、児童間のトラブルに関して担任と面談されており、その直後に事件が発生したと伺っております。

面談の内容や経緯については公にされておきませんが、学校と保護者とのコミュニケーションにおいて、何らかの行き違いや納得を得るに至らない点が生じた可能性を示唆しております。

学校が保護者とどのように向き合い、信頼関係を築いていくべきか、保護者との連携の在り方を考える上で、重要な課題であると受け止めております。

二つ目の課題は、来訪者の管理と施設の防犯体制でございます。

今回、不審者の侵入を許してしまったという事実は、来訪者の入校管理と防犯機能を備えた施設整備の難しさにあると捉えております。

報道によれば、不審者がどこから敷地内に入ったのか分からないということですが、二つある通用門については施錠されてはいないということでした。

学校には、保護者や業者などが頻繁に出入りしておりますし、今回の事案も保護者と一緒に2人の男性が来訪しておりますので、職員も不審者かどうかの見極めは非常に難しかったことが推察されます。仮に、事務室を経由して校舎内に入るという決まりがあったとしても、校舎には、児童・生徒の出入口が複数ありますので、その全てを施錠してしまうことは、学校生活に支障を来すことになります。

したがって、職員の目が届かないところから不審者が侵入してしまうことを完全に防ぐことは難しいという入校管理上の課題があると言えます。

三つ目の課題は、教職員の対応力でございます。

各学校では不審者対応マニュアルを作成しておりますが、いざというときにマニュアルに沿った対応ができるかどうかは、安全確保に大きく影響していくことになります。

今回の事案では、不審者を発見した時点でその情報を伝達し、児童を体育館に避難誘導したり、各教室では机を出入口に移動させてバリケードを築き、ドアを施錠したりする措置が取られていました。また、警察にも連絡した上で、さすまたを使って侵入者を1階に誘導し、現行犯逮捕することができたということです。

被害を最小限に抑えるためには、教職員がマニュアルを理解し、実行する力を身につけておくことが必要不可欠であると同時に、緊急時に冷静かつ的確に行動できるようにしておくことが課題であると捉えております。

最後に、2点目のこのような事件を起こさないために必要なことと、3点目の今後の取組については、関連がございますので、併せてお答えいたします。

今回の事件で浮き彫りになった課題を踏まえ、このような事態を繰り返さないためには、保護者との信頼関係の構築、来訪者の把握と対応、不審者対応マニュアルの理解と実践の三つを推進していくことが必要であると考えております。

一つ目の保護者との信頼関係の構築につきましては、学校だよりなどを通じた情報発信に

よって学校の様子を広報していくとともに、授業参観や学校行事、PTA奉仕活動などで保護者が来校するときには、教職員から積極的に声かけすることでコミュニケーションを取るなど、日頃から気軽に話せる関係をつくっていくことが大切となります。

特に、児童・生徒間のトラブルなど個別の事案におきましては、双方の保護者に丁寧に説明するとともに、保護者の心情に寄り添い、きめ細かな対応をすることで、学校が安心して相談できる存在となるよう指導してまいります。

二つ目の来訪者の把握と対応につきましては、例えば、端末を活用して、その日の外部からの来訪予定者を周知しておいたり、見知らぬ人物が校舎内にいたときに、職員から話しかけて不審者かどうか確認したりするなど、日頃から危機管理意識を持って校舎内を動くことが大切だと考えております。

コミュニティスクールの導入とともに、地域の方が様々な形で教育活動に協力していただいておりますので、名札を首にかけていただくなど、不審者ではないことが分かるような対策を取ることも必要ですので、学校と協議しながら実効性のある対策を取ってまいりたいと考えております。

三つ目の不審者対応マニュアルの理解と実践につきましては、1点目の御質問で課題として答弁しましたとおり、不審者対応マニュアルについては全教職員が理解することにとどまらず、緊急時にはマニュアルに沿った行動を取ることができるようにしておくことが重要となります。

各学校にはさすまたが準備されておりますが、設置場所を把握しておくことはもちろん、その使い方について、実際に体験することによって身につけておくことが必要です。

今回の事件を受け、各学校では、警察と連携してさすまたを利用した防犯訓練をしたり、ビデオを見て実際にどのようにしたらよいのか研修したりする計画を立てております。

教育委員会といたしましては、各学校においてマニュアルが実効性のあるものとなるよう随時見直すとともに、人事異動によって教職員が入れ替わっていきますので、毎年度当初に、全教職員でマニュアルを確認していくよう、学校に指導してまいります。

児童・生徒が安全・安心の環境の下で学校生活を送り、成長できるよう、学校と連携して教育活動を推進してまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3番、大石裕之君。

○3番（大石裕之君） 御答弁ありがとうございました。

まず、重度障害者（児）医療費助成制度の拡充についてのほうから再質問をさせていただきます。

御答弁ありましたので、考え方は十分理解をしておりますが、まず、この重度障害者、障害者の方々の現在置かれている状況をどのように見ていらっしゃるのかなというのをお尋ねをしたいなと思っております。

障害者雇用制度の中で、企業で就労されている方々がいらっしゃいます。そういった中で、療育手帳を持っていいらっしゃる方、知的障害者の方なんです、その知的障害者の方の雇用率が一番低いというふうにも言われておまして、知的障害者の方が通所されている就労支援B型なんかのお話をさせていただきますと、B型での1か月の賃金がどれぐらいになるか

という部分で言うと、県の計画がございまして、目指すべき目標工賃月額を3万円ということで定めてはおります。

しかし、現実的な部分で言うと、計画の最終年度までに達成すべき目標が2万円ということになっておりまして、令和4年度の就労継続支援B型事業所における県平均工賃月額は1万6,866円というふうになっておりまして、目標工賃には当然届いておりません。特に、この就労継続支援B型の事業所の72%の事業所は平均工賃月額が2万円未満であり、61.1%は県平均工賃月額である1万6,866円にも届いていないというような現状がございます。

そして、今、申し上げたのは令和4年なんですけど、そして令和5年度には平均工賃月額の算定式が変更したことから、若干の月額、平均月額が上がっております。令和5年は2万1,713円ということで、1万6,866円からは大分増加しているということは言えるとは思いますが、これは算定式が変わったということであって、生活がこれによって物すごく楽になったかという、現実的にはほとんど変わらないという状況にいるということでございますが、そういった意味で生活環境は非常に厳しいということを、どのように現状、考えていらっしゃるか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

議員が今、説明していただいた就労の在り方につきましては、どのような状況に置かれているかにつきましては、具体的にこういう状況にあるということを明確にお答えするものは持ってはおりませんが、やはりその雇用制度の中で、その障害がある方がその方に合った雇用なのか、障害福祉サービスを利用するのか、そういった状況につきましては、就労の選択でありますとか、障害者の雇用ということで社会的に支援が進んでいるというふうには認識はしております。

その中で、議員が御指摘の知的障害のある方がどのような働き方をしているかというところで、賃金であるのか、工賃であるのか、それから一般就労の障害者枠での雇用であるかなどの状況の把握には至っておりませんが、その療育手帳の判定のAとBというところにつきましては、町長の答弁にもございましたように、Bの判定をされている方については大分幅があるというところで、どんな働き方をしているのかといったところは一概にはこのような働き方ということはなかなか言い表せないというふうに感じておりますが、当事者団体である家族会であったり、そういったところの方々ともお話を伺う機会がありますので、そういったところから把握に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、大石裕之君。

○3番（大石裕之君） 御答弁ありがとうございます。

医療費助成という部分のお金がしっかり負担してもらえそうな生活状況があれば、問題はないんですけども、先ほど私がお話したとおり、なかなか現状が厳しい。いろんな制度もありますから、そういった中で、何とかなっているんじゃないかというような御答弁でもありましたけれども、昨今、特に今の物価高騰、お米も大分値上がりして、ガソリンも、光熱費も、全ての生活用品が上昇しているというような中で、そもそも所得が低いということで、それだけ医療費の負担が重くのしかかっているという状況が、今、あると思います。

そういった状況の中で、結果として医療費も節約せざるを得ないというのがこの障害者の

方々の置かれている現状でありまして、受診回数を減らしているという事例も珍しくないというふうに聞いてございます。中には、両親が高齢で、もう老老介護状態となっていて、子供の障害者年金で暮らしているというような具体的なお話も聞かせていただいたりもしておりますが、なかなか制度の中でも苦しい状況の方はそれなりにいらっしゃるというように私は感じているんですけれども、こういった極端な例なのかもしれませんが、こういった方々がいるというような実態は町のほうでは把握はされていらっしゃいますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

議員が今、事例を挙げてお話ししていただいた、受診回数を減らしているだとか、医療費が重くのしかかっているだとか、そのために節約せざるを得ないといった具体的な内容については、先ほど、家族会の方々やそういった当事者団体の方々のお話の中からは、こういうことがあるといった具体的な事例としてはお聞きしてはおりませんが、そういった状況があるということについては、もしあるのならば、やはり把握をしなければいけないというふうに思っておりますので、そういった福祉の在り方を検討する委員会等もございますので、そういった委員会にはそういった団体の方々も委員として出席をしていただいておりますので、そういった機会の中でもお話が伺えればというふうに思っています。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、大石裕之君。

○3番（大石裕之君） ありがとうございます。

ぜひ、そういったいろんな把握に努めていただきたいということもございますし、また関係団体の方々にも、私からも、そういうお話を積極的にしてもらうようにお話はさせていただきたいというように思います。

先ほどから御答弁にもありましており、医療費の助成に関して、特にBのほうに関しては非常に幅があるというのは私も理解をしております。

私が今回、この質問をさせていただいて、療育手帳BのB1、B2、B3の方々全てに医療費の助成を拡充してほしいということを申し上げるつもりはなくて、まずは、B1からとか、段階的に考えていくということもいいんじゃないのかなというように考えております。B1ということになれば、対象者も絞られるという状況もございますし、状況を見ながら進めていく、今後の方向性を考えていくこともできるんじゃないかなというように考えておりますが、そういった手法も含めて、御答弁では県のほうで基本的には統一した制度をつくれというようなお話ではございましたけれども、やり方によって、町でもできることが十分あるんじゃないのかなと思っておりますが、その点について御答弁いただきたいと思います。

○議長（増田剛士君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

この医療費助成制度につきましては、県の制度から、県の補助2分の1をいただいているといった制度もございまして、町の、例えば、療育手帳Bの方々が今、置かれている状況、議員がおっしゃってくれた状況、それから、そもそもの医療費助成制度のいろいろな自動償還払いといったような、根本的になかなか手続が簡単ではないと言いますか、少し難しい部分があるという制度の現状もございますので、町として総合的に判断する必要があるとは思いますが、やはり他の自治体の上乗せ状況につきましても、それぞれ、療育手帳B1のみと

いうところもございますし、精神保健福祉手帳２級を所持している方も対象にしているところもある、といったように、町長答弁にもありましたように、制度の中の障害種別のバランスであったり、公平性を考えながら、制度については在り方を町としても考えていかなければならないというふうに考えておりますので、今後もそういった内容、状況を、いろんな情報を集めて、調査研究をしていくということが町の役割かというふうに思っております。

以上です。

○議長（増田剛士君） ３番、大石裕之君。

○３番（大石裕之君） ありがとうございます。

地域間格差が現状ある中で、逆に言えば、吉田町も選ばれる吉田町ということにしていければなというようにも思っておりますし、ほっておいても、この周辺でも焼津とか藤枝とか拡充をしているところが現実にある状況でございますので、私としては少しでも障害の程度に関係なく、必要な医療が最低限受けられるような状況をつくってあげることも私は必要なんじゃないかというように考えておりますので、そういった点も含めて、今後も当事者の方々ともしっかり議論をしていただいて、拡充に向けて進んでいけたらありがたいなと思っておりますので、この質問はここで終わらせていただきます。

では次に、教育委員会のほうの小・中学校の校舎乱入における暴行事件への対策について質問をさせていただきます。

今日は何か教育委員会に対する質問ばかりのような、大人気の教育委員会ということで、御苦勞、今回、されていると思いますが、今回、この乱入事件がありまして、私としても、こういったことがこれから出てくる可能性が高くなっているのかなというように感じている中で、今回、質問させていただくわけでございますが、御答弁の中にもありましたけれども、若干重なるところもありますが、質問させていただきます。

特にこの辺りですと、地震に対する避難訓練というのは十分にされているというふうに思いますが、この不審者侵入想定訓練というものは現在、まだされていないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

この不審者訓練につきましては、これまでも学校によって異なるところはありますけれども、全くやっていないというわけではなくて、マニュアルも整備してございますし、そういった訓練もやっているという事実がございます。ただ、今回の事件を踏まえまして、今年度は各校でしっかりやっていこうということで、７月、８月ぐらいに警察官をお招きして、訓練のほう、実施したいというふうに計画をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ３番、大石裕之君。

○３番（大石裕之君） ありがとうございます。

その訓練というのは、教育委員会は、関わり方として、具体的な指導とか方針を学校に示してやられているのか、それとも学校側がそういったことも含めて独断的に判断をして、開催をされるものなのか、そこら辺の教育委員会の関わり方を教えてください。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

現実、今回の訓練は学校のほうはこういった事件を受けて、自主的に計画したというものもございます。ただ、教育委員会としても、こういったことは必要であろうということで、先日、毎月、校長研修会というのを開いております。その冒頭にいつも、いろんなことをテーマにして教育長指導というのをやっているんですけども、先日、6月9日、これは事件後初の開催となったわけなんですけど、ここでも、やはり不審者侵入に関する指導というものを行っておりまして、過去に、平成13年に発生しました池田小学校の事件だったり、今回の立川市立第三小学校の事件の概要を振り返った上で、文部科学省からマニュアル等、静岡県からもそういったのが出ているんですが、そういうのを配付しながら、特に重要な点の再確認を行ってございます。

また、各学校で作成済みのマニュアルの実効性について、現実には不審者が侵入したときに活用できるマニュアルと、本当になっているのか問いかけるとともに、常に見直しし、改善していくことが大切だという指導もさせていただいております。

また、知識あっても、実際に行動できることが重要であり、訓練によって体験してみることが効果的という指導もさせていただいておりますので、教育委員会も一緒になってこういうのを進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 3番、大石裕之君。

○3番（大石裕之君） ありがとうございます。

学校の自主的な行動というものも重要だと思いますが、教育委員会が積極的に関わっていただくことで、より精度が上がっていくんだろうなというように思いますので、ぜひお願いをしたいなというように思います。

それで、答弁にもありましたとおり、不審者侵入の防犯の備品としてさすまた等も用意されているということでございますが、こういったものの点検、あと、さすまた以外にも、例えば、防犯スプレーみたいなものとか、いろいろ考えられるものがあるかと思うんですが、そういったものがどこにどう配置されていて、しっかりものとして存在するのか、使えるのかというような点検等はどのように、今、なされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

そういった防犯の設備につきましても、基本的には各学校で、特に年度当初というところになるかと思いますが、そういったマニュアルの振り返りと共にそういった点検も実施しているような状況になります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 3番、大石裕之君。

○3番（大石裕之君） 分かりました。

年度当初だけで足りているかどうかというのも課題としてはあるのかなとは思いますが、そこら辺は十分にやっていただきたいというふうに思います。

次にまいりますけど、今、御答弁でもありました2001年に起きた大阪教育大学附属池田小学校の事件、これを受けて、翌年の2002年に文部科学省では不審者侵入時の危機管理マニュアルを策定をされております。登下校時以外の校門の施錠を求めているというものでございますが、実際の判断は市町村の教育委員会とか、各学校に現実には委ねられているという状況だ

というのはお聞きをしております。御答弁にも若干ありましたが、確認にもなりますけれども、町内の小・中学校の対応は、この施錠に関してはどのような状況か教えてください。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

町内の各小・中学校、出入口がやはり複数あります。門扉がないというのも現実でございますので、そういったところで施錠ができないというところがございます。昇降口とかそういう出入口につきましても、やはり保護者の出入りもございますし、業者さんの出入り等もございますので、基本的には昼間は施錠はしていないというような状況になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 3番、大石裕之君。

○3番（大石裕之君） 施錠をしていないという理由等は、今、御答弁にもありましたとおり、いろいろとあるとは思いますが、私も個人的には、小・中学校の校門が施錠されて、閉められて、閉ざされた学び舎になるということがいいというようには正直考えてはおりませんでしたが、こういった事件が現実起こってきてしまっているという中でいうと、苦渋の選択も仕方ないのかなというように考えているところでございます。

私の事務所に先日、ある方がお越しになって、私がこの質問を教育委員会にしますということをお知りになられて、来所された方がいらっしゃいました。役場にも話したというふうにおっしゃっておいりましたので、お聞きになっていると思いますが、その方いわく、町内にもこんな人がいる、不審者がいる、危ない人がいるということで警察ともやり取りをしたということで、こんなことがあったという具体的なお話を聞かせていただきました。そういった意味で、やはりこの事件も含めて、小学校、中学校のそういった不審者侵入に対する関心が高いのかなというように実感をしたところでございます。

私も当然、町民の皆様、信用したいし、信じていますけれども、現状の対応策として性善説ではもう対応できないというような状況、社会的な状況があるのかなというように感じておりますし、危険はどこかに潜んでいるというように考えておくべきではないのかなというようには思います。

そういった意味で、施錠を今後は進めていかざるを得ない、いく必要があるのかなというように考えておりますが、今後に対する考え方というのは、教育委員会としてはどのような考えを持ってらっしゃるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

今回のこういった不審者事件に対応するために、対策としてはハード面、ソフト面いろいろなものが考えられると思いますが、まずは、各学校の現状を把握した上で、できるところから効果的な運用をやっていかねばというふうに考えていますので、そういったところを整理しながら、できることを進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 3番、大石裕之君。

○3番（大石裕之君） そのできることというのは具体的に言うと、こういったところ辺になるというお考えでいらっしゃいますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

今も現実、やっていますが、来訪者管理としましては名札の着用の義務であったり、身分証明書の提示、あとは記帳記録ですね。あと、必ず受付を通していただくとか、今できているんですが、事前予約制なんかというのも、今、きずなネットとか日頃の出欠報告とかしていただいているのがありますので、そういったので、今日、誰々が来るというような把握をするのも一つの策かと思っておりますので、そういうのを進めるとか、あと、防犯設備としましては、今、門扉等ない状況でありますので、その中でもできるようなことを検討していきたいというようなところでございます。あとは、不審者対応マニュアルを見直すというのも当然必要ですし、それに伴った訓練というのもしっかりやっていく。そういったところが対策として今考えているようなところでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 3番、大石裕之君。

○3番（大石裕之君） ありがとうございます。

私は、やはり学校側の対応というものの、訓練というものは非常に大事だし、重要だと思っております。ただそういう中でも、施錠ということもやっぱり考えていかななくてはならないのかなというように感じております。2001年の、先ほどから出ている、池田小学校事件で娘さんを亡くされたお父さんの言葉があります。「無施錠の利便性と児童の安全のどちらを優先すべきか。答えは明白だ」と。現状の不審者侵入の対策というのも、今、御答弁されたようなことは当然やっていただきたいとは思いますが、本当の意味で利便性を若干阻害したとしてもやらなきゃならんというようなことがあるのかなというように思いますが、その点について、ぜひ教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 子供の命を守ることというのは大前提の中で学校教育は進めていかなくてはならないだろうなというふうに思っています。

そうした中で、どうした対策を取るかということの中で、吉田町の4小・中学校については、門扉がどこにもついていないという状況があります。仮に門扉をつけたとしても、侵入はいろいろなところからできてしまうということがありますので、対応として考えられるとしたら、門扉ではなくて、校舎の出入口のところの施錠をどうするかということが検討課題になるのかなというふうに思っています。現実的には、校舎の外に出た授業等もあるので、出入りがありますから、施錠したとしても、一旦子供が出て、その後、また施錠をしてというような形を取らなくてはいけないということがありますので、このあたりをどういうふうにしていくかということは、学校の管理上の問題の中で、学校と協議をしながら、どうした対応が一番いいのかというところは考えていく必要があるかなというふうには思っています。

○議長（増田剛士君） 3番、大石裕之君。

○3番（大石裕之君） ありがとうございます。

本当に、子供たちの命を守ることが最優先だと思いますし、そのようにお考えいただいているというように思っております。

最後にお聞きしたいのが、現状の、そういう防止対策、施錠までまだ到達はしておりませんが、現状の防止対策で町内の小・中学校の児童・生徒の命を守ることができるというよう

に考えていらっしゃるかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

すみません、御質問の内容ですが、児童・生徒の命を守るという……

○3番（大石裕之君） ことが、現状の対策でできるというように考えているかどうかということなんです。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） ありがとうございます。

どこまでやればいいのかというのは、当然切りがないというか、突き詰めていけばいろんなことが考えられますが、教育委員会としましては、繰り返しになりますが、現状を把握した上で、効果的な運用について検討を行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 3番、大石裕之君。

○3番（大石裕之君） ありがとうございます。

違う視点からも一つお聞きしたいなと思います。

今の質問に対しての危機管理監の御答弁をいただければなと思いますが。

○議長（増田剛士君） 危機管理監、白井和幸君。

○危機管理監（白井和幸君） ありがとうございます。

私、防犯訓練を前職で実施していた経験から言うと、やはり対策の中で一番大事なのは防犯訓練だと思います。実際にマニュアルや机上で幾ら考えていても、例えばですけれども、日本刀を持った犯人が来たときに、人間誰しも体が動かなかつたり、そういうことがありますので、やはり訓練を充実していくことが一番の対策なのかなというふうに考えております。

あと、報道なんかでもされているとおり、安価な対策としては、先生が笛を持ったり、携帯電話を常に所持しているというのも、すぐできる対策としては有効だと思います。いずれにしても、先ほど来あるように子供の命を守るというのは一番重要なことですので、その辺にしっかりと対応していきたいと考えております。

以上です。

○3番（大石裕之君） ありがとうございました。

○議長（増田剛士君） 以上で、3番、大石裕之君の一般質問が終わりました。

◇ 八 木 栄 君

○議長（増田剛士君） 続きまして、11番、八木 栄君。

〔11番 八木 栄君登壇〕

○11番（八木 栄君） 11番、八木 栄です。

私は、令和7年第2回吉田町議会定例会一般質問において、先に通告してありますように、小・中学校におけるプール授業について質問いたします。

夏日も記録するような暑さに、プール開きを待っている子供もいることと思います。学校における水泳学習は、義務教育の教育課程に入っておりますが、最近はプール授業を中止するという学校のニュースも耳に入ってきます。プール授業を中止するのには、それぞれの自

治体において、いろいろな事情があることと思います。しかしながら、いざというときに命を守る手段にもなる泳力を身につけるのは、義務教育の重要な役目だと思います。

このようなことから、以下、質問いたします。

(1) プール授業の実施状況や効果は。

(2) 水泳指導の実施状況や課題は。

(3) 水泳授業の重要性やメリットは。

(4) 小・中学校プールの維持管理状況と今後の計画は。

(5) 今後のプール授業についてどう考えていくか。

以上が私の質問です。明確な御答弁をお願いします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、山田泰巳君。

〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長（山田泰巳君） 小・中学校におけるプール授業についての御質問のうち、1点目のプール授業の実施状況や効果と3点目の水泳授業の重要性やメリットについては、関連がございますので、併せてお答えいたします。

水泳の授業につきましては、文部科学省が定める学習指導要領において、小学校では、低学年、中学年、高学年で必修となっており、中学校においては、1年生、2年生で必修、3年生では選択して履修できるように規定されております。

また、扱う時数につきましては、他の運動領域とのバランスを考慮して、各学校で決めることができるようになっており、本町の各小・中学校における実施状況につきましては、全ての学年において6月から7月にかけて10時間程度を計画しております。

水泳を実施する効果やメリットにつきましては、全身運動であるという特徴から、体全体の筋肉をバランスよく使って体力や心肺機能の向上が図られること、さらには、水中という特殊な環境で体を動かすことにより、陸上では得られない平衡感覚や手足などをバランスよく動かす協応性の発達を促すという効果があると捉えております。

また、水に慣れ、水中でも自身の体をコントロールする能力を身につけることは、水難事故によって生命にかかわる危険から身を守る上で不可欠なスキルであり、安全確保につながる運動であることから、学ぶことの重要性は高いと考えております。

次に、2点目の水泳授業の実施状況や課題についてお答えいたします。

水泳授業の内容につきましては、小学校低学年では、水遊びの楽しさに触れ、水慣れを通して不安感を取り除き、潜ったり、浮かんだりする基本的な動きを身につけていくことが中心となります。

中学年になると、け伸びやばた足をしたり、呼吸をしながら手足を動かして進んだりしていくことを覚え、高学年では、クロールや平泳ぎなどの泳法を身につけていきます。

そして、中学校では、小学校での学習を基に、効率的に泳いだり、背泳ぎやバタフライに挑戦したり、ターンなどを学んだりして、高い技能を身につけていくことになります。

また、安全確保につながる運動として、背浮きの姿勢を崩さないように長く浮いたり、息を止めて浮き沈みをしたりすることも取り入れております。

課題といたしましては、安全管理と時数確保が挙げられます。

安全管理につきましては、30人余りの児童・生徒を1人の教員で担当するのは、十分に目

が行き届かなかったり、けがなどが発生したときにその処置や連絡、周りの児童・生徒への指示などが同時にできなかったりと、緊急時の対応が十分にできない危険性をはらんでおります。複数教員での対応が望ましいわけですが、人的な確保は大変厳しい状況でございます。

また、近年は、地球温暖化の影響により、気象条件が大きく変化しているため、熱中症警戒アラートが頻繁に発令されたり、突発的な雷雨に見舞われたりするなど、安全管理と同時に時数確保にも影響が及んでいる状況となっております。

時数確保につきましては、小学校の場合、1単位時間が45分ですので、プールと教室の移動時間や着替えの時間、十分な準備体操などの時間を考慮すると、30分程度の中で内容を扱うことになり、実際に水に入ってから活動する時間はさらに短くなってしまいます。

10時間程度の計画をしていますが、天候によってできなかったり、体調によって授業に参加できなかったりすることも考えると、技能を身につけるだけの十分な時間を確保することの難しさも課題の一つと言えます。

次に、4点目のプールの維持管理状況と今後の計画についてお答えいたします。

児童・生徒が安全かつ安心して水泳授業に取り組めるよう、プール施設の維持管理には細心の注意を払っております。

具体的には、シーズン中の日常管理といたしまして、塩素濃度や水温・気温の測定、浮遊物や循環ろ過機の稼働状況などの確認、シャワーの点検、プールサイドの清掃などを毎日実施し、衛生的な環境を保つように努めております。

プールは、消防用水としても活用されておりますので、シーズン終了後には、水をためた状態で管理しております。学校では毎月、施設の安全点検をしておりますが、水面が下がって水漏れの可能性などの異常を発見した場合は、学校と教育委員会で連携し、速やかに対策を講じることとしております。

今後、プールの老朽化による使用への影響も懸念される場所ですが、当面は、適切な維持管理に努め、使用を継続していく考えでございます。

最後に、5点目の今後のプール授業についてどう考えていくかについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、市町や学校によって、水泳授業を取りやめるという報道を耳にすることがございますが、学校指導要領におきましては、「適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができる」とされており、「扱わないことのできる条件としては、学校及びその近くに公営のプール等の適切な水泳場がない場合が挙げられる」と示されております。

本町では、現状において各学校のプールの使用が可能であり、体力の向上や生命を守るための重要な教育活動であると認識しておりますので、今後も水泳授業を継続していく方針でございます。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

再質問させていただきます。

一つ目に関連いたしまして、よく池へ落ちたり、川へ落ちたり、海へ落ちたりとかということがあって、服を着たまま、そういうことがあるということがありますので、着衣でプー

ルに入って、浮くことを養うというか、そういう授業というのはやっておりますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

議員おっしゃられました着衣泳授業、これは今、おっしゃられましたとおり、水難事故発生時の生存率を上げるとか、危機回避能力と安全意識の共生というあたりで効果があるものでございます。その実施状況につきましては、これまでもやっている学校はございます。また、今年度もそれを計画している学校もございます。そういった状況でございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

今、やっている学校があるというのは、吉田町内でやっている学校があるよということですか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

すみません、説明が不足しておりました。

町内の学校で実施している学校がございます。また、町内で計画している学校もございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

やっている学校は、具体的にどこの学校か教えていただいて、その効果というのがあるようなら教えていただきたいですが。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

特に力を入れてやっていたのは、住吉小学校になります。

その効果は、直接確認のほうはさせていただいてございませんが、目的に合ったような効果が得られているのではないかというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 一応、目的に合ったような効果が得られていると思うということなんです。ほかの中学校はあれですけども、小学校で、あと中央小学校、自彊小学校ありますが、そこもやるようにという、そういう考えはありませんか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

住吉小学校の学区につきましては、今年度は今、予定はないということですが、当然効果があるものでございますので、そういった呼びかけはしていきたいというふうに、ただ、着衣泳をやるにはいろんな課題もございます。特に、水質とか、そういった問題もございますので、住吉小学校では最終日にそれをやっているということで、その後使わないということとそれができているというのもございますので、そういうのを参考にしながら、また周知のほうはさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 最終日にやれば、水を汚してもというような感じで、1シーズン通して水を入れ替える時期があったら、その入れ替える前のときというか、そういうときでもいいと思うんですけどね。

課長がそういうことが大変いいなと思うなら、ぜひそれを勧めていただきたいと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

各学校でいろんな考えが、また条件があろうかと思いますが、こういった着衣泳というのはこういう効果が得られるというところで呼びかけのほうはしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 着衣でプールに入ることによって、実践的なことで、ちゃんとそれが見られるということでありますので、ぜひ、そういうことで小学生にはやっていただきたいなというふうをお願いをいたします。

次ですね、プールの授業を受け持つ教師ですね、その教師は水泳というものの指導をするための特別な研修とか、そういうものを受けてやっているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

中学校につきましては、教科担任制でございますので、体育の先生が指導していただいていますので、そういった技術等は持ち合わせているというふうに考えます。ただ、小学校に関しましては、そういった体育を担当されるという方もいらっしゃいますけれども、基本は学級担任が教えることとなりますので、どこまで水泳に関する技能、技術があるかというのはなかなか定かではございませんが、ただ授業を実施するに当たって、学習要領等も当然勉強はしていただいておりますし、また安全面につきましては全教職員がシーズン前に救命救急講習というのをやっていますので、そういうのを踏まえた上で、授業のほうに当たっていただいているという状況でございます。

以上でございます。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 三つ目のところですね。プール授業は生命にかかわる学習であり、水難事故から身を守るために必要だということで先ほど答弁にもありましたが、ほかに全身運動として、体力・運動能力を養うということも十分考えられるということで、先ほどそういう答弁ありました。そういうことで、時間的に先ほど年間約10時間ですか、ということでお聞きしましたが、シーズンの中で時間を取って、プール授業をやるというのはなかなか大変だと思いますが、もう少し全身運動とか運動能力に、先ほどの答弁にあったような形で、すごくいいということになると、もう少しやってもいいんじゃないかなというふうにも考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

水泳授業をどれぐらい取るかということは、学習指導要領上では、体育全体としては決められていますけれども、水泳に幾つの時間を割くべきかというのは、規定はされていないものですが、基本的には各学校の裁量となります。ただ、全国的におおむね10時間程度を水泳の授業に充てているというのが一般的でございまして、ほかの授業の兼ね合い等を考えますと、やはり10時間が適当というところで今、計画のほうをさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

あと、町のそれぞれの学校、1中学校、3小学校、このプールの設置というのはいつ頃になりますか。分かったらお願いします。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

各小学校でちょっと時期にずれはございますけれども、一番古いのが住吉小学校の昭和63年竣工でございます。一番新しいのが中央小学校の平成5年ということで、築年数で言えば31年から36年経過しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

それぞれの、今、住吉小学校と中央小学校を聞いたものですから、自彊小学校と吉田中学校はどうですか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

自彊小学校につきましては平成元年でございます。6年度末で築35年ということになります。吉田中学校につきましては平成3年、築33年ということになります。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 一般的にプールの寿命、耐用年数というのが大体一般的に30年ということで、調べてみたら載っていました。それでも、ちゃんとしたメンテナンスとかそういうものをしっかりやれば、45年から60年程度、使用が可能じゃないかということで載っていました。ステンレスのプールはさびないものですから、65年くらいは使えるということで載っていました。そういうことから、今聞いたプールは、一般的な年数というところについているものですから、今後、老朽化が結構進んでいるかどうかというのはメンテナンスの仕方、そのものがまだ使えるかどうかというはあると思うんですけれども、今後、新しくまた造り変えとか、そういう考えとか、計画とかそういうものはありますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

議員おっしゃられますとおり、一般的なプールの耐用年数は30年というところで、ただ、

適切な維持管理等で40年から60年使用できるというところで、当町としてもそこを期待しているというか、それに向けてやっているということでございます。やはり、毎年、いろんな維持修繕費がかかってございます。特に機器類の故障というのは、やはり構造躯体そのものよりも早いものですから、それは結構かかっているということと、あと、構造的にも令和5年度に吉田中学校でプール修繕を大きくやらせてもらっていますが、これは底面のジョイント部、コンクリート構造でございますが、継ぎ手の部分がどうしても弱くなってしまうというところで、そこを補修したということがございますが、そういうのを繰り返して、何とか長く使いたいというふうに考えています。そういった中で、今、新しくプールを造るという考えはございません。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

もうすぐプールのシーズンが始まるということになるんですけども、今ちゃんときれいに支度をしていかんと思うんですけども、今現在、小学校、中学校のプールで水漏れがあるとか、ろ過するような機械、そういうものにちょっと故障とか何かあるということはないですか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

やはり機器類は、先ほどもちょっと、躯体よりも早いというところがございます、昨年度も中央小学校におきまして、ろ過装置のフィルター交換とか、それまでもそういった機器類の修繕や交換というのは実施させていただいております。

また、躯体というところで、それが水漏れというところに係ってくるわけなんですけど、先ほど申し上げましたとおり、吉田中学校では令和5年度に大きい工事もやらせていただきまして、そういった水漏れに対応している。ほかの学校でもそういった事象は少なからず起きていますので、その都度、必要な修繕をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） くだいようですが、現状では別に異常はないよ、不具合はないよということでよろしいですか。現状では。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

不具合は生じています。ただ、その都度、それを改修しながら、活用しているという状況でございます。

以上でございます。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 今後のことになりますが、プールの修繕費用や維持管理費の負担、また熱中症対策や教員負担などにより、プール授業を廃止したということが、今、世間でいろいろ自治体の中であります。民間のスイミングスクールにそういうところは委託してやるということで、そうすると、年間のコストが安くなったり、あと、ちゃんとした水泳の専門

の指導員がいるものですから、言い方悪いですが、学校の授業よりもちゃんと水泳についてできるということがあって、ですけど、我が町にはそういう民間のプールをやっているところなくて、隣町はありますけれどね、そういうことで、なかなかそういうところがあって、そこへ移動するのにバスを借りて運行していくと、1時間の授業が2時間になっちゃうということがありましたけれども、それでもそういうところに行ったほうが、プールを新しく造り変えるよりも経費がかからないということで踏み切ったという自治体があるということで伺っております。

ですけども、我が町は先ほどお話にありましたが、老朽化が進んできても40年から60年使う予定でいるということでありますので、今後も現状を維持して、プール授業を続けていくと私はそう思っていますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

今議員がおっしゃられましたプール授業の今後の在り方につきまして、そういった民間委託であったり、集約化という考えもほかの自治体では事例としてございます。当然、そのメリットというのもございますが、議員もおっしゃられましたように、移動の時間とかコストとかスケジュール調整といった課題もございます。そういう中で、当町としましては、まだ今のプールが維持管理をしていけば使えるという状況にございますので、当面は現状を維持しつつ、今後のプール施設の劣化状況等注視しながら、それ以降の対策というのは考えていきたいというふうに考えます。ただ当面は現状維持という考えでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） あと、プールは屋根がないものですから、結構気温が高くなっちゃって、熱中症になりやすいということで、その辺について、何か対策っていいですか、あったら教えてください。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

施設の老朽化対策というところもそうなんですけど、今、議員がおっしゃられましたように、日よけ対策は学校からもそういった要望が現実、上がってございます。やはり、プールに日陰がないということで、熱中症対策、また見学者も中にはいますので、そういった児童・生徒に対して、そういった日よけが欲しいという意見もいただいていますので、そこは検討していかなければいけないところかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 自分が子供の頃は、プールサイドによく運動会で使うようなテントを張ったりしたような記憶もあるんですよ。今、そういうことをやっていきますということですけども、具体的に何か考えていることがあるかどうかということ、あったら教えてください。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

今、日よけ対策として具体的にどういったものを想定しているかというのはないわけでご

ざいますが、今、議員からテントといったような提案もいただきましたので、そういうのも踏まえながら検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 直接、プール授業に関係するか分からないですけども、夏休みのプールの開放ですか、この辺は僕ら子供のときのことを言っちゃあれかもしれないですけども、たしかプールに行くとスタンプをもらったような感じで、夏休みに何回行ったかという感じで、それも一応学校のほうでは授業ではないですけども、プールに来たかということを確認していたかと思うんですけども、そういうことで、学校プールの開放というのは現在どのようになっているんですか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

議員おっしゃられますように、以前は夏休みもプールを開放して、そういった判こを押して、児童・生徒がプールに親しむというような状況ございましたが、数年前から、当町の小・中学校におきましては、夏休み中のプールの開放は行っておりません。これはやはり夏休み中開放するということは、毎日の維持管理ということで教職員もそうなんですが、保護者にも当番制でそういった対応もしていただくというところがございまして、そういった負担軽減をする意味でも、今、夏休みのプール開放というのは廃止しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） せっかくプールがあって、夏休みにそれ使えないというと、授業だけで使って、ほかに使えないというと、シーズンオフが長過ぎちゃって、もったいないという気持ちもするものですから、もし、お伺いするんですけども、監視員というのは外部委託というか、監視員というか、それが水泳の指導員になるのかは分かりませんが、そういうものをつけて利用ということは全然考えられませんか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

今、議員がおっしゃられましたように、外部委託して、何とかそういった夏休み中のプールの開放の継続をという御意見でございますが、やはり外部委託するにはそれなりの費用も発生しますし、もともとは学校の施設ということで、やはり少なからず教職員とか保護者の負担というのも出てくることを想定しますと、今、夏休みの期間中にプールを開放するという考えはございません。

以上でございます。

○11番（八木 栄君） 了解です。

今、いろいろ質問させていただきましたが、再質問を含めて、お伺いしたことに答えていただきましたものですから、以上で終わりますけれども、最後に、プール授業によって子供たちが水と親しむことができ、水難事故に遭わないことを願ひまして、私の一般質問を終わります。

○議長（増田剛士君） 以上で、11番、八木 栄君の一般質問が終わりました。
ここで暫時休憩といたします。
再開は10時35分といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時31分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は10名です。
引き続き一般質問を行います。

◇ 楠 元 由美子 君

○議長（増田剛士君） 5番、楠元由美子君。
〔5番 楠元由美子君登壇〕

○5番（楠元由美子君） 5番、楠元由美子です。

私は、令和7年第2回吉田町議会定例会の一般質問におきまして、事前に通告してありますとおり、町の部活動改革の取組についてをお尋ねいたします。

文部科学省では、2023年度から2025年度までを改革推進期間とし、部活動改革の取組を進めております。2025年2月、スポーツ庁・文化庁有識者会議により改革の理念及び基本的な考え方が出され、地域移行から地域展開に変更され、原則、全ての休日学校部活動において地域展開の実現を目指す、2026年度から改革実行期間へ移行、費用負担の在り方や地方公共団体における推進体制の整備の課題などの中間取りまとめが出されました。

町は、令和5年3月に設置された、吉田町部活動の在り方協議会での協議、教育に携わる代表者、保護者などの意見を踏まえ、吉田中学校部活動の地域移行スケジュールを計画しました。さらに、地域クラブへの移行の基本的な考え方を「吉中生の「やってみたい・楽しみたい」に応える持続可能なクラブ活動」をタイトルとされ、①生徒の主体的活動、②楽しむ活動、③持続可能な活動の三つの柱としました。

また、教育委員会内に地域クラブ推進の事務局を設置、地域クラブ「よし活クラブ」開設準備を始めるなど今後の動きに期待をしております。ただ、文科省で紹介されている市区町村の取組事例を見ますと運営形態は様々であり、どのような展開ができるのか、生徒の主体性活動への創出、費用負担の在り方、中体連との関わりなどの課題が出てくるのではと心配しております。

以上を踏まえ、以下の点について質問します。

- (1) 地域クラブ推進の事務局の役割とは。
- (2) 吉田中学校の部活動は全て地域展開に変わるのか。
- (3) 地域展開への課題は。
- (4) 今後の中体連事業への参加と関わり方は。

以上が私の質問の要旨であります。明確なる答弁をお願いいたします。

○議長（増田剛士君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、山田泰巳君。

〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長（山田泰巳君） 町の部活動改革の取組についての御質問のうち、1点目の地域クラブ推進の事務局の役割とはについてお答えいたします。

本町では、現在の中学校2年生が来年度に部活動を引退する時期を境目として、地域クラブとなる「よし活クラブ」を開設し、休日の部活動から段階的に地域へと展開することを目指しております。

よし活クラブの事務局は教育委員会に置き、本年度から、コーディネーターの役割を担う会計年度任用職員を任用し、クラブ開設に向けて準備を進めております。

事務局の役割につきましては、クラブ開設の前後で異なり、開設に向けた準備段階においては制度設計を担い、開設後においては運営管理を担うこととなります。

制度設計の段階では、主に四つの役割があると考えております。

一つ目の役割は、クラブの運営マニュアルの作成でございます。

組織として円滑な運営をしていくためには、方針や活動の押さえなどを示した運営のよりどころとなるマニュアルの作成が必要だと考えております。

具体的な内容といたしましては、クラブ設立の趣旨や参加対象者、活動日や活動時間、学校との連携やトラブル対応など、運営に関わる基本的な事項を示していくことを想定しております。

二つ目は、指導者の確保でございます。

地域に根づいた持続可能なクラブ運営をするためには、指導者の確保が必要不可欠となります。まずは、休日の活動において持続可能な人材を確保していくことになるわけですが、現在、体育協会や文化協会に働きかけ、人材リストの作成を試みているところでございます。

三つ目は、経費負担の在り方の検討でございます。

クラブの活動におきましては、指導者報酬や協会登録費、大会参加費、消耗品等の購入費、会場使用料、傷害保険への加入費など、経費をどのように負担していくのかを考えなくてはなりません。持続可能な経費負担の在り方について、考え方をまとめていくことが必要となります。

四つ目は、学校・保護者・地域との連携でございます。

部活動から地域展開に移行していくに当たりましては、クラブの運営方針について、学校・保護者・地域と共有していくことが大切ですので、地域展開の方向性について丁寧に説明し、理解を深めていくことが必要であると考えております。また、当面の間、平日と休日で指導者が異なることとなりますので、コーディネーターが学校と協議しながら課題を洗い出し、よりよい運営方法について制度設計をしていく役割を担うことを想定しております。

クラブ開設後の運営管理につきましては、現段階では、各クラブの参加者の管理、活動計画の管理、指導者の勤務実績の管理、指導者研修、平日の地域展開に向けた準備などを想定しており、詳細については、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の吉田中学校の部活動は全て地域展開に変わるのかについてお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、吉田中学校の部活動は、本年度の2年生が部活動を引退する令和8年度中に、まずは休日の活動について、全ての部活動が地域展開していくことを目指しております。したがって、当面、平日は部活動として活動し、休日は地域展開していくこととなります。

なお、野球部とサッカー部につきましては、現在、牧之原市と合同チームを組んでおりますので、吉田中学校単独でのチーム編成ができるまでは、平日、休日ともに教員が顧問を務め、部活動として活動していくことになります。

また、地域指導者が見つからない部に関しましては、休日の生徒の活動機会をなくすわけにはいきませんので、指導者が見つかるまでは部活動として存続させることも検討していく必要があると考えております。

次に、3点目の地域展開への課題はについてお答えいたします。

部活動の地域展開は、地域の教育力を生かし、専門的な指導者による活動機会を生徒に提供していくことや教員の負担軽減などの効果が期待される一方で、その実現に向けて整理すべき課題が多岐にわたっていることも事実でございます。

大きな課題の一つは、指導者の確保でございます。

地域には、学生時代にスポーツ等の経験があり、体育協会や文化協会、スポーツ少年団などで活動している方がおりますが、現役で仕事をしておられる方は、時間的に中学生の指導に携わることが困難であったり、自分自身がプレーヤーとして活動を楽しんでいるために指導者としては希望しなかったりするなど、現在吉田中学校にある部活動の全ての種目等の指導者を確保することは、難しい状況にあります。

教員の中には、兼職兼業によって休日の指導を望んでいる場合もあるわけですが、教員には人事異動がございますので、継続的な指導という点では課題となります。退職教員や保護者、地域の企業に勤めている方など、広く人材発掘に努めていく必要があると考えております。

二つ目は、経費負担の問題です。

1点目の御質問の事務局の役割でもお答えしましたとおり、クラブの運営に当たりましては、指導者報酬や傷害保険への加入費などの経費が必要になるわけですが、特に、指導者報酬につきましては、時間単価をどのように設定するのか、公費負担なのか、受益者負担なのか、双方で負担するのか、といった方向性を決めなくてはなりません。

経費負担の在り方につきましては、国の実行会議でも最大の課題として議論されており、公費負担においては、国、都道府県、市区町村で支え合うことや、受益者負担では、国において金額の目安等を示すことを検討する必要があることなどが、最終取りまとめに示されております。

今後、国の動向を注視しつつ、町としての方針を決定していかなければならないと考えております。

その他にも、平日と休日の指導者の違いによる連携、大会やコンクール、練習試合などへの対応、トラブル発生時の対応等の課題もございますので、運営マニュアルの作成に併せ、対応策を検討してまいります。

最後に、4点目の今後の中体連事業への参加と関わり方についてお答えいたします。

部活動の地域展開という全国的な動きの中で、中体連大会の運営も見直しされてきており、

令和５年度以降、参加条件を規定した上で、クラブチームの大会参加が認められるようになりました。

中体連大会につきましては、現在のところ廃止という方針が示されているわけではございませんので、今後も実施されることとなりますが、本町におきましては、当面の間、平日の部活動と休日の地域クラブが並行して実施されることとなりますことから、中体連大会参加について、学校として登録するのか、クラブチームとして登録するのかということも今後の検討事項になってまいります。

中体連大会や中文連の吹奏楽コンクールなどは、これまで、中学校における部活動の最後を締めくくる大会やコンクールとして、生徒が目標にしていまいりましたので、中体連や中文連の今後の動向を注視するとともに、本町が推進するよし活クラブが円滑に運営できるよう努めてまいります。

○議長（増田剛士君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

５番、楠元由美子君。

○５番（楠元由美子君） ５番、楠元です。

今、教育長より御答弁をいただきました。ありがとうございます。

吉中生にとって、よりよい部活動改革につながるために、再質問をさせていただきます。まず、質問(1)の再質問です。

先ほど、地域クラブ推進の事務局の役割を、準備段階、開設後の役割を説明をいただいたところではありますが、もう少し、運営マニュアルの作成が今後あるので、どこまで、今、明確なのかは分かりませんが、少し確認したいと思います。

全国的に取り組む地域スポーツクラブの活動の体制の例としまして、ホームページ等で事例集を確認しますと、１、市区町村とスポーツ団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部が連携する体制、２として総合型地域スポーツクラブ、３として民間事業などが運営する体制と様々ございます。吉田町としてはどのような体制で進めていくような方針で、今、お考えでしょうか。お願いします。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

今、議員御質問の運営形態と類型ということでございますが、これはスポーツ庁の運動部活動の地域移行等に向けた実証事業の中の区分と思われます。その区分の中では、今、おっしゃられましたように、市区町村運営型、地域スポーツ団体等運営型、その他とございますけれども、当町が今、進めている類型は、Ａの市区町村運営型のうち、Ａ－１に分類されます地域団体・人材活用型、これは町の教育委員会が地域の団体や地域の指導者と連携して運営する形で実施する、そういったものになります。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） ５番、楠元由美子君。

○５番（楠元由美子君） ５番、楠元です。

町が考えている連携する体制というものを今、確認しました。

まず、体制を構築するために、先ほど主な事務局の役割として、事務局がそちらを取り組むような予定ではいるとは思いますが、実際、連携するところが幅広いようなイメ

ージがあるんですが、これを事務局側で1人、今、会計年度任用職員さんが対応しているような形ですけれども、その方1人が関わるのか、それとも何人かのグループを持って対応するのか、その辺はどういうふうなイメージでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

先ほど申し上げましたように、これは教育委員会のほうで進めていくわけですが、今、議員がおっしゃられましたように、その役割としては、コーディネーターの方もそれに関わることは当然でございますが、コーディネーターだけではなく、制度設計という段階では学校教育課の中の職員もこれを担当しながら、一緒になってやっていくというようなことになります。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、楠元由美子君。

○5番（楠元由美子君） ありがとうございます。

それで、今、まだ、これから運営マニュアル等の作成から始まっていくという答弁がございました。5月15日に吉田町の公式LINEにて、よし活クラブ開設に向けての準備の御案内がありました。実際、このよし活クラブというものがどのような活用を町が目指しているのか、先ほど一応開設の予定のスケジュール等は答弁の中でありましたけれども、このよし活クラブはどのような活用をされる予定でいるか、お願いします。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

よし活クラブは、いわゆる地域クラブの当町が名づけたものがよし活クラブということでございますが、これが今後当面は休日の部活動に代わるものとしてやっていくものということになります。

その内容につきましては、それこそそれが運営マニュアルの中に入ってくるわけでございます。運営マニュアルにつきましては、今、案のところを作っておりまして、この後、7月29日に今年度の第1回吉田町部活動の在り方協議会を予定しているんですけれども、そこで最初に提示のほうをして、議論を開始していきたいというふうに考えてございます。

今の、現時点での素案でございますけれども、その内容としましては、よし活クラブの当然のことながら趣旨、経緯ですね、このよし活クラブのコンセプト、コンセプトとしては今までにもうたってございますが、生徒の主体的活動、楽しむ活動、持続可能な活動というのがコンセプトになろうかと思えます。具体的には、その後の運営方針というところになるんですが、ここでは細かく、事務局はどこなのか、参加対象は誰なのか、種目、加入、経費とか場所とか、いろんなものがこのところに要素として入ってございます。こういったものを作って、よし活クラブというものはこういうものだよというのをこれから作っていくという状況でございます。

最終的には、来年の2月頃にはそれを決定したいというふうに考えて、今、進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、楠元由美子君。

○5番（楠元由美子君） 5番、楠元です。

ありがとうございます。

そうしますと、このよし活クラブというものは、ホームページというか、そういったところでの御案内を主なものとするような活用になるというようなイメージでよかったですでしょうか。このよし活クラブというホームページみたいなのを開設して、そこに今後関わる部活動とかの紹介、活動時間、そういったものが載せられたものが載ってくるようなものなのか、そこに併せて指導者の紹介、また募集とか、そういったものまで含んだものになるのか、もう少し具体的に分かったら教えてください。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

このよし活クラブというのは、来年度の3年生が引退する時期をめどに、今、開設のほう考えています。マニュアルはその前の、先ほど申し上げましたように、来年の2月ぐらいには決定したいというふうに考えていますが、実際に運営を開始するのは来年の夏ごろになるかと思います。その後は、そのよし活クラブの運営については、ホームページか、どういうふうに周知であったり、運営をしていくかというのはまた今後の検討課題となるんですが、それまでについては、必要に応じて、このよし活クラブというのは今、こういう方向で進んでいますというの周知のほうはさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、楠元由美子君。

○5番（楠元由美子君） 5番、楠元です。

よし活クラブの開設に向けての内容は少し理解したところであります。

では、先ほど、課題等が出てくる中で、指導者の確保の方法がなかなか全国的にも課題になっているわけなのですが、こちらのところ、先ほど、事務局の役割として、準備段階の中で運営マニュアルの作成もそうですけれども、指導者の確保も役割として担っているわけなんです。今、ここで答弁の中で示されているところは、体育協会、文化協会に働きかけて、人材リストの作成を試みているところであるというふうなお話があったわけなんです。実際、令和5年度に町が吉田中学校活動の地域移行スケジュール案として示している中で、体育協会、スポーツ少年団、文化協会との意見交換を実施されておりますけれども、そういったところで、こちらの活動に参加していただけるような協力が少し理解をされたのか、そのときの、もし意見交換のところで出た御意見等が分かりましたら、お願いします。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

在り方協議会につきましては、令和5年度、令和6年度それぞれ3回実施しておりまして、その中の議員がおっしゃられた一つの会議の内容だと思われそうですが、申し訳ございません、その会議の具体的な内容までは把握ができてございません。申し訳ございません。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 今、議員おっしゃられたのは、体育協会の所属している人たちと文化協会の所属している人たちと意見交換をしたときに、どのような意見が出たかというようなことでよろしいですかね。

実際、私はそこには参加していないんですけれども、報告を受けている内容の中では、協会に所属してやっている人たちというのは、自分自身がプレーヤーとしてやりたいという思

いが強いというところで、指導者としてというようなところでぜひ手を挙げたいというような声というのは実際には上がってきていない状況かなというふうに思います。特に、仕事の絡みがあったりして、平日的にはなかなか難しいというようなところがあります。

スポーツ少年団の指導者と、私も個人的にやり取りをしたときには、指導に対して興味はあるんだと、ところが、スポーツ少年団を指導していると活動日が同じようなところになってしまう、休日に指導するというような形になってしまうので、なかなか関わるのが難しいというようなところで、そうした意味で、今、協会等の代表者、まとめ役の人たちと話をしたんですが、広く活動している皆さんの中に希望している方もいらっしゃるかもしれないので、そうしたところを広く声を拾えるかどうかというところが、今後、指導者確保につながっていくのではないかなというふうに思っています。

○議長（増田剛士君） 5 番、楠元由美子君。

○5 番（楠元由美子君） 教育長、ありがとうございました。

今、スポーツ関係の指導者の方の御意見かなとは思いますが、文化協会に関しては何か前向きな御意見はどうだったのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 文化協会の方とも話をしているんですが、やはり同様に、文化協会の方も中学生の指導というのはなかなか難しいかなと。ただ、文化協会の活動の中に一緒に入ってやることというのは全く可能であるということです。文化協会の方たちの活動時間あたりが平日の昼間だったりしていると、なかなか子供の活動の時間と一致しないというところがあるものですから、そのあたりが一つの課題にはなってくるかなというふうに思っています。

○議長（増田剛士君） 5 番、楠元由美子君。

○5 番（楠元由美子君） ありがとうございます。

そういった中で、令和5年の第1回吉田町部活動の在り方協議会の中で、部活動の状況説明を見ました。こちらでは、弓道部については、地域に活動の場があり、指導者もいるので、移行する体制ができているとの説明が示されております。実際、既に移行されているかと思いますが、弓道部の指導者への報酬、活動費の確保などについて、どのような解決がされていたのか、御理解いただける中でお願いします。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君） 生涯学習課でございます。

今、弓道部につきましては、体育協会の中で、7年度から一緒に活動するような形になっています。6年度までは一応弓道部としては中学校の部活で存続していきまして、7年度からは体協の弓道部として一緒にやるような形になっています。今の中では、指導者報酬は払っていないという形で運営をしているような形でやっております。同じ夜間に実施しているというものになります。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5 番、楠元由美子君。

○5 番（楠元由美子君） 5 番、楠元です。

ありがとうございます。

今、弓道部の現状ですね、地域移行にはスムーズに移行できたものの、活動ももちろん確

保できた、その中で弓道部の指導者の方への報酬についてはまだ課題があるというような答弁をいただきました。それについて、町として何か働きかけを必要と考えるのか、その辺はどう思いますか。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君） 生涯学習課でございます。

今言ったのは、報酬に対して町から働きかけをするかどうかということでしょうか。

○5番（楠元由美子君） 先ほどの答弁では、指導者への報酬は払っていないというふうに答弁されたので、そこに関しての……

○議長（増田剛士君） 発言を求めなさい。

5番、楠元由美子君。

○5番（楠元由美子君） 先ほどの答弁の中で、弓道部の指導者への報酬は支払っていない現状であるということを理解しました。それに対して、町はどのように考えるのか、今後何かしら、そこに対して、この現状をそのまま継続することが町としてはいいと思っているのか、その辺も含めてお願いします。

○議長（増田剛士君） 生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君） 生涯学習課でございます。

すみません、先ほど説明ちょっと足らなくて、平日の活動については施設使用料、中学校の指導として中学生を指導しているので、使用料はかからないので、月謝はかかっていなくて、報酬も発生していないという形になります。現在は、体協の活動の中で、施設使用料を払ってやっていくので、そこのところについてはどのような形でやっているかは、報酬をいただくのか、施設使用料の中の分担として中学生に負担いただくのか、そこは体協の弓道部の中でやっていくので、そこについては費用については、今現在は把握はしておりません。

以上です。

○議長（増田剛士君） 5番、楠元由美子君。

○5番（楠元由美子君） 5番、楠元です。

現状は、教えていただいてありがとうございます。

実際、今後、ほかの部活動に関しても地域移行への展開を町が進めるに当たって、先ほども課題として挙がっています指導者への報酬というのも挙がってきておりますので、弓道部の現状ももう少し調査研究されて、よりよいし活クラブの中で指導者へのそういった報酬もある程度保障されるような仕組みをお願いしたいと思いますが、何か例えば、こういった地域移行で既に他市町では移行がスムーズに行われている自治体もございます。そういったところの視察等もされているのかなとは思いますが、その辺も含めて、町として今後取り入れたいような取組事例とかがございましたら教えていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

この経費負担というのは課題の一つで、大きいところでございます。それにつきましては、今議員が申されましたように、視察というのも教育委員会で行っているという過去もございます。また先ほど申し上げましたスポーツ庁の運動部活動の地域移行等に向けた実証事業の資料の中にも、そういった経費も含めていろんな事例が紹介されているのも確認はしてござ

います。こういうのも含めまして、繰り返しになりますが、マニュアルの中に、先ほど弓道部の話も出ましたが、各競技によってそれぞれ条件とかいろいろ違いますので、各競技ごとに、統一するところも当然あるかと思いますが、競技ごとにそういった活動費というところをどうするかというのを検討する必要があるかと思います。

今、具体的にこういった方向というのはまだ具体的なものはお示しできる段階ではございませんが、また国のほうの最終取りまとめにつきましてもその経費負担については、ある程度国のほうからも示さなきゃいけないという考えもあるということですので、そういうのを踏まえながら、予定どおり、来年の2月を目指して、そういったところを整理していきたいという段階でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、楠元由美子君。

○5番（楠元由美子君） 5番、楠元です。

国のほうがいろいろと示していない部分もある中、町としてどこまで確定できるのかというのは難しいのは重々分かってはおるところでありますけれども、どうしても心配なところが、指導者への報酬、活動費、また、その休日地域クラブにも加入するとすると、平日の部活動プラス休日の地域クラブの保険に二つに加入しなければならない、受益者の負担が多くなる。また、生活環境によってそういった休日の地域クラブへの関わりが難しい生徒も出てくるのではないかというふうに心配しております。

現在、我が町では出産に関わる子育て支援はとても充実していると認識しております。ただ、成長に合わせた子育て支援が薄いと感じる町民の声もあります。生徒の持続可能な活動につなげるためにも公的負担というのをある程度充実させていただいて、継続的な子育て支援をしていただきたいと強く要望しますが、そのあたりは町はどう考えますか。

○議長（増田剛士君） 議員、外れています。趣旨が外れています。子育て支援の質問じゃないんですね。そこは気をつけてください。

5番、楠元由美子君。

○5番（楠元由美子君） 失礼いたしました。

国のほうでも有識者会議による中間取りまとめで、どうしても受益者負担はもちろんなんですけれども、公的負担も必要ということを示しているものもあります。そういったところも含めて、町として、今後、国が示すそういった負担の在り方を確認しながら、考えていかれるとは思いますが、例えば、この中間取りまとめの中で、費用負担の在り方等で企業版ふるさと納税ですとか、ガバメントクラウドファンディングなどをはじめとした寄附等の活用も組み合わせしていくことも重要というふうな示しもされております。町はこのような組合せについて、どのように考えますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

経費負担につきましては、受益者負担という考えもある中で、公的負担というののも必要ではないかというふうにも考えてございます。ただ、その具体的については、議員が今おっしゃられましたそういった寄附金とかも活用するというのも一つ例としてあるのは承知しておりますので、これは教育委員会だけのものではありませんので、関わる場所を連携しながら、そういったものも含めて検討していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、楠元由美子君。

○5番（楠元由美子君） ありがとうございます。

ぜひ、そういったものも検討していただきながら、誰もが関わりやすいような地域クラブ「よし活クラブ」にしていきたいと思いますとお願ひしたいと思います。

それで、先ほども課題の中でもございましたが、平日と休日の指導者が異なることで、指導の仕方が異なる、それによって生徒の活動意欲に変化が生じるのではと心配しております。そういった培った技術が生かされないような活動の場になっては本末転倒だとも思いますし、そういった指導者同士の連携がとても大切だと思いますが、そのあたりを町は今後、どのような連携が必要だと考えておりますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

平日の部活動と休日の地域クラブとで指導者が変わるというのは十分想定されることでございます。これについては、当然のことながら、懸念としてあるわけでございますが、大会参加や練習試合について連絡を取り合える体制を構築していくのはもちろん、指導方法の相違により生徒が混乱しないよう、お互いの指導者で連携、調整が必要だというふうに考えてございます。これにつきましても、先ほど申し上げましたマニュアルの項目として、運営方針の中で連携というところをつけて、部活動とクラブにおける指導方針の共有というあたりで整理していきたいというふうに考えてございますので、これはコーディネーターを中心にそういったものも整理していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、楠元由美子君。

○5番（楠元由美子君） 5番、楠元です。

了解しました。

それで、まず、幾つかの課題に関わる団体さん等の意見を踏まえ、いろいろと出されているのではあるんですけども、実際、吉田町として関わる生徒たちの意見も反映されているかどうか、その辺をお願いします。また、併せて、今まで対象となる生徒へのアンケート等を行ってきたのか、お願いします。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

アンケートにつきましては、例えば、今回、「よし活クラブ」という名称を決定させていただいたわけなんですけど、これは何回か、教職員、児童・生徒、保護者と皆さんにアンケートを取って、聞いた結果でございます。このクラブ名称の決定方法以外にも、恐らく、この地域移行に関するアンケートも行っているかと思うんですが、すみません、そこまで私のほうで把握できてはございません。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 今、資料を持ち合わせていないので、数値的な話はできないんですけども、この移行に関しては、子供たちがどういうふうに考えているのか、保護者がどういうふうに考えているのか、一応今、来年度の夏以降ということが一つの目標値にしている

んですけれども、そこに関わってきそうな小学校の高学年から中学生を対象にしながら、もし、そうした地域クラブができたときに、それに参加したいと思いますとか、そうしたアンケートというのは過去にやっております。すみません、今、データ持ち合わせていないので、具体的な数値は申し上げられなくて申し訳ないですけれども。

○議長（増田剛士君） 5番、楠元由美子君。

○5番（楠元由美子君） 5番、楠元です。

例えば、近隣の市町とかですと、そういったアンケートを取られた結果等をホームページとかで見ているようなデータが上がっていたりとかするんですけれども、吉田町はそういったものが上がってきてないものですから、実際、この移行に関する、実際関わる児童たちの思いが組まれているのか心配したところではあります。が、アンケートは行っている、それに伴ってその辺の意見を反映しながら、今後進めていかれるということによろしかったでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

アンケートの結果については、先ほど申し上げました「よし活クラブ」の名称の決定方法につきましてはアンケート結果も公表のほうはしてございます。

ほかのアンケートになるんですけれども、毎年TCPトリビンスプランに関するアンケートということで、教職員、保護者を対象に行っているアンケートもございます。これは一部きずなネット等で概要版も公表しているというのものもあるんですけれども。そういった中で、現時点では教職員を対象にやったアンケートの中でこういった地域移行に関する考えというのはアンケートを公表しているというのがありますけれども、また今後、そういった意見も聞きながら、必要に応じてそういった公表はしていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、楠元由美子君。

○5番（楠元由美子君） 了解しました。

いろいろな保護者の考え方ももちろんあると思うんですけれども、やはり子供の性質によって、既に小学校からかなりいろいろなクラブで活動されているお子様だったりですとか、中学校に入学した際にそういった活動に参加するような考え方の児童とかいろいろとあると思います。やはりどうしても町の動き、町の方向性がある程度見えてこない中で、国、メディア等の情報で保護者の方もすごく混乱することもあると思います。保護者への十分な説明は常に必要だと考えております。

令和6年11月22日、小学校6年生の保護者への説明会を行っているというようなホームページで町の情報として見ました。そのときの参加者からの質問、また何か有力な情報というか、保護者の思いというもので何か気になったところがありましたら紹介いただけますか。

○議長（増田剛士君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 特に、その日に質問が全体の中で出てきたというようなことは私のところには報告は入っておりません。

○議長（増田剛士君） 5番、楠元由美子君。

○5番（楠元由美子君） 5番、楠元です。

了解しました。

いろいろとタイムリーな内容となってくると思います。先ほど毎年TCPトリビンスプランの報告も紹介、そういったのも兼ねて、皆さんからの御意見も聞くようなお話をさっきいただきました。ぜひ、保護者の方の御意見も重々聞いた上で、よりよいものにつなげていただきたいと思います。

次に、質問(4)の再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中でも、中体連の登録に関する答弁がありました。そのあたりの説明等も、やはり保護者の中では十分な説明がないとなかなか御理解できないとも考えるのですが、そういった説明に関して、町のほうではどのように今、行われているのでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

今の御質問は、中体連の動きについて保護者のほうにどのように周知されているかという御質問でよろしいですか。

○議長（増田剛士君） 5番、楠元由美子君。

○5番（楠元由美子君） ありがとうございます。

中体連の動きもそうなんですけれども、中体連に参加するに当たって、ごめんなさい、言葉が足りませんでした。学校の部活動に登録しているか、もしくは地域クラブに登録しているかによって、中体連への参加に弊害が出てくるような答弁もあったかと思うんですけれども、そのあたりの保護者への説明等、どのように進めておりますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

具体的に、地域クラブ「よし活クラブ」として活動している競技クラブが中体連にどのように関わっていくかというのは、来年度以降の話になります。今は、まだこの地域クラブというのは設立されておりませんので、まだそういった動きについて保護者等に説明しているということはありません。ただ、現実、地域クラブというよりは、今、クラブチームですかね、生徒の中にはそういったところに加わって、今、活動されている方がいらっしゃると思いますので、そういう方がそのクラブチームを通じて、今回、中体連とかにも参加するというお話は聞いています。それは学校のほうで調整されているというふうに思います。具体的には来年度以降の話になりますので、また今後検討していきたい、その周知も含めて、検討していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、楠元由美子君。

○5番（楠元由美子君） 5番、楠元です。

今の件は了解したところでありますが、例えば、団体競技ですね、こちらで一つの学校でチームが組めなかった場合、今年度から合同チームとして、練習等も参加されていると思うんですけれども、そちらのチームが中体連に参加することは可能なのでしょうか。また、参加可能な場合の参加チーム名などに学校名がどのように関わってくるようになっておりますか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

中体連の大会も流動的と申し上げますか、年度ごとにいろいろ今後も変わっていくことが

予想される中で、今年度の大会で申し上げますと、まず、野球部でございますが、これは今、牧之原市と合同でやっております。もうそろそろ始まってくる頃だと思いますが、令和7年度志太榛原支部中学校総合体育大会というのがあるんですけれども、野球部はそこに合同チームとして「牧之原市吉田」というチーム名で参加するというふうに聞いてございます。また、サッカー部につきましては、同じく牧之原市と合同でやっているんですけれども、合同チーム「相良/榛原/吉田」というチームで参加するというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、楠元由美子君。

○5番（楠元由美子君） 団体競技におきまして、参加される学校名もある程度考慮した名称で参加できるということで安心したところであります。ただ、今後ですね、今現在、吉中の中の部活動において、中体連がなくなる競技とかも、今後ルールの変更がこれから行われる可能性もあるのかもしれませんが、今現在で、なくなる競技があるのかどうかお願いします。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

御質問の御確認をさせていただきたいと思うんですけれども、中体連も全国大会から県大会、その下の中部大会、志太榛原大会とございますが、全般を通してということで、その競技がなくなる、なくなるというのは、全国的なお話でよろしいでしょうか。

○議長（増田剛士君） 5番、楠元由美子君。

○5番（楠元由美子君） 気持ち的には、全国的な競技から、この近隣での大会のみに収まるような競技になっていくのか、その競技によって、全国大会まで関われるような中体連もあったかと思うんですけれども、その辺はどういうふうな方向性が分かりますでしょうか。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

全国的なお話ですと、公表もされてございますが、令和9年度以降、現行の20競技から9競技を削減した11競技で継続する方針が告示されています。取りやめされる競技としましては、水泳、ハンドボール、体操、新体操、ソフトボール男子、相撲、スキー、スケート、アイスホッケーというふうに公表のほう、されてございます。現実、この中で静岡県大会、その下の大会というところでございますが、今年度で申し上げますと、今、志太榛原支部中学校総合体育大会を吉田中学校としましては、先ほどの合同チームでございますが、野球、サッカーのほか、ソフトボール、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バスケットボール、剣道まで参加、また、中部地区のほうには陸上が参加しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5番、楠元由美子君。

○5番（楠元由美子君） ありがとうございます。

あと、中体連外しまして、文化系の活動に関しての大会への参加についても、今までもそういった活動、先ほど吹奏楽部に関しての紹介はありましたが、例えば、美術部ですとか、そういったところの活動に関してのそういった発表の場というものは今までも存在していたのでしょうか。

分かる範囲で大丈夫です。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

文化系の文化部についてですけれども、当然吹奏楽部は様々なコンクールだとか、いろんなイベント等で発表はあるかと思います。美術部につきましても、その作品を何かコンクールに出すというのは当然あるかと思いますが、具体的なものは把握してございません。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5 番、楠元由美子君。

○5 番（楠元由美子君） 5 番、楠元です。

これは町の考えをお聞きしたいんですけれども、そういった大会とかでの発表の場もちろん必要なんですけれども、今、お話をしました美術部ですね、例えば、今、町の中で、各地区、文化祭というものを開催をされているんですけれども、そういったところに中学校の美術部の作品を発表の場とすることも一つの活動の広がりかなとも思うんですけれども、その辺は町としては、地域との関わりの中での活動の場を広げるとか、そういったものに関して町はどう考えますか。そしてまた、その子供たちの活動の意欲を高めるための取組として、文化関係の部活動に関して何か行っているものがありましたらお願いします。

○議長（増田剛士君） 学校教育課長、田邊 誠君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（田邊 誠君） 学校教育課でございます。

今、文化系のそういった、美術部とか吹奏楽部は、今これだけのものを、こういったものに参加しているというような資料は持ち合わせてございませんが、当然今議員がおっしゃられましたように、当然、生徒が目的を持って、活動するにはそういったものが当然必要になります。そういった成果を示すものが必要なものについては、必要に応じて検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（増田剛士君） 5 番、楠元由美子君。

○5 番（楠元由美子君） ありがとうございます。

今、町の部活動改革の取組について、いろいろと質問をさせていただきました。まだ、これから開設するマニュアル作成等も踏まえての中、答弁するにもなかなか難しい中、いろいろと答弁いただきありがとうございました。

スポーツ系の運動部に関しての取組に関しては比較的に見えやすいんですけれども、文化系の部活動に関しての今後の移行というものもすごく読めないところもありますので、ぜひ子供たちの活動の場が狭くならないような地域の特性を生かして、また、我が町には小さな理科館もございます。そういった場所の活用も踏まえて、コーディネーターさんにいろいろな方々とつながっていただいて、よりよいものにつなげていただきたいと思います。

町の考えだけでなく、とにかく生徒の思いを一番に考えた体制づくり、また保護者への御理解を兼ねた周知を十分に行っていただいて、生徒の新しいことへの挑戦、自らの特技を生かす、競技力の技能の向上、心身の健康づくりなどにつながる活動で、吉中生がスポーツ、文化において、吉中生から偉人が生まれて、吉田町に明るい話題が多くなるようなことを祈って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（増田剛士君） 以上で、5 番、楠元由美子君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
御協力ありがとうございました。
本日はこれをもって散会とします。

散会 午前 11 時 31 分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（増田剛士君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会15日目、最終日であります。

本日は、4番、盛 純一郎君から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は10名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議案審議に入ります。

初めに、一般会計補正予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。

審議については、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。

引き続いて、予算に関する議案を除くその他の議案審議を議案番号順に行います。

それでは、審議に入ります。

◎議案第39号の討論、表決

○議長（増田剛士君） 日程第1、第39号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第1号）
についてを議題といたします。

これから第39号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の討論、表決

○議長（増田剛士君） 日程第2、第41号議案 令和7年度吉田町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから第41号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士君） 日程第3、第38号議案 吉田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いします。

質疑はありませんか。

12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） 山内です。

前回、全協でいろいろ説明いただきました、その人数の算定であるとか、今回の処理能力の問題ですね。

処理能力に関しては、これは普遍的な話ですので質問はありませんけれども、まず、人口の1万4,700人から1万2,296人、この中で、まず説明いただいたのがこの数字を出す根拠として、令和2年の国勢調査を基にして推計されたものの、令和5年12月の地域別、市町村別推計結果が公表されていると。この基になるのが、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基にした話ですね。

ここで、聞きたいのは、まず令和8年で下水道の事業、新しく終わります。そのときに令和13年まで、その13年という意味はどういう意味を持っているのでしょうか。

お願いします。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

議長に申し上げます。

ただいま議員から御質問いただきましたが、本議案に関する論点を明確にしたいと存じますので、吉田町議会基本条例第11条第2項に基づき、反問権の行使を許可願います。

○議長（増田剛士君） 許可いたします。

上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

許可をいただきましたので、議員にお尋ねをいたします。

議会初日の詳細説明でも申し上げましたとおり、本議案は、既に県知事との協議を終えて変更した事業計画の数値と、変更前の事業計画の数値が載ったままとなっている条例を整合一致させるための改正を議会にお願いをしている議案でございます。計画人口や処理能力の数値の妥当性を御審議いただくものではございません。

数値の算出根拠につきましては、先の全員協議会において議員から御質問をいただき、既にお答えをしております。

事業計画の変更については、下水道法第4条に事業計画を変更するときは「あらかじめ、政令で定めるところにより、都道府県知事に協議しなければならない」と定められておりますので、我々も昨年度、静岡県知事と協議をし、令和7年3月25日付で協議を了す旨の通知、つまり、この内容でよいと確認したという通知をいただいていることは、詳細説明の中で申し上げておりです。

したがって、本議案中の計画処理人口と1日最大処理能力の数値は、法が定める協議の相手方である県知事によってその妥当性が確認され、変更が確定された事業計画の数値を挙げているものでございますが、ただいまの議員の御質問は、その数値を問う御質問でございましたので、私には議案の審議内容と論点が違うように聞こえました。

吉田町議会会議規則の第51条には、「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない」と定められておりますので、私は今、御質問への答弁に窮しております。

そこでお尋ねをいたしますが、本議案を御審議いただくにあたり、先ほどの御質問は何をお聞きになっておられるのか、恐れ入りますが論点を明確にさせていただきたいと存じます。

○議長（増田剛士君） 12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） 今、その論点に関しては、これから聞こうと思っていたことです。

まず、論点として、確かに県知事が認めた。ただ、県知事は認めた中では、吉田町の下水道事業そのものが8年で終わるわけですね。新しくこれから拡大するのはね。そうすると、その拡大をするのが8年だよ。そこに何で13年が、そのときに県知事に会うときに13年という数字を出したんですか。要するに、逆に言うと、一番私が心配したのは、県知事が認めているとかそういう問題じゃなくて、13年を出したことによって、ひょっとしたら8年で終わる工事を13年まで伸ばすんじゃないかと。その怖さがあったものですから聞いたわけです。

○議長（増田剛士君） 議員。

論点ずれています。

○12番（山内 均君） 何ですか。論点とは。

○議長（増田剛士君） 今の議員のおっしゃる論点がずれている。

13年まで伸ばすとかという話は一切出てございませんので、そこはちゃんと御理解いただきたいと思います。

○12番（山内 均君） 違う。

○議長（増田剛士君） 違わない。

○12番（山内 均君） 議長。それに関しては違うと思います。

私はそういうことを懸念していて、そういう数字が出てくこと自体が無理があるんじゃないかと。おかしいんじゃないかと思います。それで、これから反対討論やりますけれども、令和8年でこれから新しく事業が終わりますね。それと令和2年から予測を出す間に、令和2年のこれは国勢調査を基にしていると。令和2年の国勢調査ですよ。議会の、下水の中での話じゃないですよ。国勢調査から基に出すと。そうすると、国勢調査の中ではずっと下がっていくから、その数字が出ていますね。そうすると令和8年で拡張する工事が終わります。それ以上は下水道人口というのは、もう入る人だけで増えていかない。減り方の心配がここに出ているような減り方ではないと思うんですよ。

私、それがあるものですから、そういう13年というものはどういう意味なのかと。聞くの当然じゃないですか。そういう論点じゃないですか。県知事が認めたから質問してはいけないというのは、それはとんでもない話ですよ。民主主義ですから。私は、だからそうなんです。だから、そのときに13年という意味はどこにありますか。誰か教えていただけることがあれば教えていただきたい。

要するに言いたいことは、令和8年で工事が新しく終わります。その中に新たに下水の事業を始めながら、例えば白鷺団地でも五十何人、70人くらい入るわけでしょう。そういうのはなくなるわけですね。それはいいですよ、それは。なくなっていくですよ、当然。止まるわけだから。だから新しく入る水洗人口はなくなるじゃないですか。そうすると、人口の割合だけでこれを論じることにはできないと思いますね。私はそういう解釈をするんです。だから言っているんです。だからお聞きしています。その13年というものは、統計の取り方の問題ですか。そうであればしょうがない。でも意図がなければそれはそれでいいですよ。私の心配はそこなんです。下水道によって物すごい不公平を感じているでしょう。それを聞いたかった。それをこれから私は求めていって回答を欲しいんですよ。反論でも何でもないですよ。

○議長（増田剛士君） そうすると議員は、この数値の変更はよくないと。そのままでいいというお考えですか。

○12番（山内 均君） そうじゃないです。

○議長（増田剛士君） 今回の改正理由、るる説明がありました。そうした中で、この数値にもう疑問を持っているんだったら今までどおりでいいじゃないかという話じゃないんですか。

○12番（山内 均君） それは違います。全然違います。

○議長（増田剛士君） この数値の算定の仕方がもうそもそも違うからこれは駄目だという話ですか。

○12番（山内 均君） そうではなくて、今言った重要な部分が入っていますかということです。それを持ってやらないことには予測でしかないじゃないですか。予測というものは責任ある政策は出せないんですよ。

○議長（増田剛士君） 予測についてですが、今、議員のおっしゃることも予測ですよ。議員なりの予測と先ほど言いましたよね。だから予測に予測の話をしているだけですよ。

○12番（山内 均君） 令和8年度で終わるでしょう。そうすると、もう数字がぴたっと出るわけじゃないですか。出るでしょう。その中に入っている人の。その数字を基にして、こ

れからやっていきますよ。令和8年以降はやってしかるべきかということを、私は当たり前のこととして感じていますので、それをお聞きしたかったです。意味は分かりますか。分らなかったら別になくても構わないんですけども、それを聞きたいです。

○議長（増田剛士君） それなりの数値をもって知事のほうにお伺いを出して、知事のほうも吉田町さんのこの数値に関しては、妥当であるということで許可をもらってきたという話ですよ。そもそも論がもう駄目だという話ですよ、今、議員が言っているのは。

○12番（山内 均君） そうかもしれないですね。その懸念を欲しいのは令和8年以降に、今言ったみたいに、令和8年以降は全部終わりますから、一件一件全部出るわけですよ。

○議長（増田剛士君） 何が出るんですか。

○12番（山内 均君） 入っている人。中の人口。人口によって、入っている人、入っていないの、戦略会議で、約3割の方が中に入れていないと。約じゃ困るんですよ、罰則規定がありますからね。だからそれを皆さんで、それは吉田町のためですよ。

○議長（増田剛士君） だから約じゃ駄目なんで、これはもう本当に細かく、1万2,296人となっていますよ。

○12番（山内 均君） それは人口統計でしょう。だから統計学とはそんなものなんですよ。だから私やらなかったですけども。統計の中で言っているのか、現実的に実際の数字でやって、責任ある政策を持っていくのか。

○議長（増田剛士君） そうすると、8年まで待たなきゃいけないですよ。

○12番（山内 均君） 来年ですよ。

○議長（増田剛士君） 来年であっても何年であっても。全てのことをそのように考えていくと、その年にならないと分からない、数字が出てこないということになりますよ。

○12番（山内 均君） 違います。違います。

○議長（増田剛士君） そのために推計というものがあって、やっているんですよ。

○12番（山内 均君） 水道料金を頂いているでしょう。水道料金は関係ない人からもらっていないでしょう。白鷺団地とあとどこかのを、もうそれで終わりのようなことを言っていたじゃないですか。出ているはずですよ、それは。それやらなきゃ駄目だと思います。だから言っているんです。何か異論ありますか。どうですか。

○議長（増田剛士君） 当局側は全てそのような統計をもって数字を弾き出しております。それに対して、それは推計であるから認められない、分からないという議論であると、何も答えることはできないと思いますよ。

○12番（山内 均君） 私が言っているのは、全てが推計の話をしているわけじゃなくて、来年度、令和8年、要するにもう今年の段階で分かりますよ。分かった段階で、令和13年度までその数字を引きずっていくのではなくて、8年の前で、もう7年、今年やって、来年の当初には全部出ますよ。一番問題は入っていない人も出るわけですよ。今まで言わなかったですけども、罰則規定の中でやっているものですから、そういう罰則規定で、国は下水道に関しては、何もしないでやったらいけないということになっていますよ。

簡易水道であるとか港湾であるとか、一部の人たちに税を積み込むような施策は駄目だという、国交省は出しています。昔のね。それに基づいてやっているわけですよ。我々がやることは絶対町民の人たちの利益でしょう、福祉でしょう。こんなのやっていたら福祉にならないじゃないですか。そこでやっていたら。実際の数字をもって、そしてその数字を基に検

証をして、実際の状態の中から出てくる政策こそ正しい政策だと思っています、私。それをやっていただけますか。そのために聞いています。

こんな予測でやったときに絶対正しい政策ですよと誰か言えますか。言えないと思うんですよ。それを聞いたかった。それを私の中では問題にして、いろいろ言われましたよ。この数字はこういう数字だよと。だから当たり前なんだと、みんなね。違うんですよ、見方。

逆に言うと、13年まで予測をしてやっていますけれども、令和8年で終わって全てが見える、令和8年の本当が見えた段階で架空の数字になるわけでしょう。そうすると、県知事は何でこんなに分らんかという話になるじゃないですか。私はそこを心配しているわけです。

○議長（増田剛士君） 議員は、この案件、下水に関しては実際の数字じゃないといけないよ、ほかのものは別にいいよというお考えですか。

○12番（山内 均君） それは違います。ほかのことは言っていない。

○議長（増田剛士君） ほかのものは推計でもいいけれども、これだけは絶対に……。

○12番（山内 均君） 全て駄目です。推計では駄目です。

○議長（増田剛士君） これだけは駄目だと。

○12番（山内 均君） 全て駄目です。推計では駄目です。

推計では、推計なる無責任な……

〔「議長、進行で、質疑の時間だからちゃんとした質疑をしてくださいよ。これを終わってください。今、演説を聞いている時間じゃないですから」の声あり〕

○議長（増田剛士君） はい。では、質疑をお願いします。

課長のほうから論点を整理して、論点は何ですかという。

○12番（山内 均君） 論点は今言っていたその出てきた数字の根拠に対して、私はそういう今言ったような不安定なものがあると、不確定なものが出てきたときには、現実的に8年できれいになった中に、全部出てきますよ、きれいに出てきますよ、0.0000%まで。その中でやっているときに、何でああいう回答。反問権で全然構わないんですけれども、そういうものが欲しいんですか。それを聞きたいんです。何で13年なんですか。

○議長（増田剛士君） 上下水道課長、お答えできますか。

上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

お答えすること自体、論点とはずれているかと思いますが、誤解を解いていただくためにお答えいたします。

令和8年とおっしゃっておられるのは、管渠の新しい整備を令和8年に終わるということでありまして、事業はそのままずっと永続をしていきます。処理場の施設の更新もしますし、管渠がこの後古くなっていけば、またいずれ更新のときが来ます。ですので、公共下水道事業としての位置づけは、その間ずっと持ち続けなければいけません。そのためには、この事業計画というのをずっと延伸していく必要があります。379ヘクタールで全体区域の面積というのは変えませんが、その時点その時点で、人口も7年先を見て推計をしますし、その人口から排出される汚水量でもって、処理場に必要な施設的能力というのを推計し続けなければなりません。公共下水道としての位置づけがなければ、補助金も引っ張れませんし、起債を起こすこともできませんので、事業計画というのはずっと先々を見て延伸し続ける必

要があるということでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） すみませんね。

補助金が出るとか出ないの話じゃなくて、私が言っているのは、令和8年でそういう数字が出るじゃないですか。出ますよね。そうすると、その実際の数字を基にして、出てくる政策が、責任を持った政策が出るじゃないですかと言ったんです。予測でやって今言った中で、そういう事業するのは分かっていますよ。つながっていくことは当たり前の話なので。そんな子供じみたことを言っているわけじゃなくて。

○議長（増田剛士君） 議員。簡潔に質疑をお願いします。

○12番（山内 均君） 言っている、さっきから質疑。

○議長（増田剛士君） 簡潔をお願いします。

○12番（山内 均君） 簡潔にしたじゃないですか。令和8年で終わって、全てが出たときに、その数字に関しては13年という意味はどういう持って思っていますか。13年にはまた変わってくるでしょうという話です。そのときはどういう対処するんですかという話ですよ。

○議長（増田剛士君） 12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） だから、急な話だものですから、本当は執行部の方に返事をいただいて、町の考え方とはこうなんだというものを、しっかりしたものを出していただきたいんですけれども、それはそれで、私としては今言ったこれから正しいものをつくる、公平な公正な、皆に福祉に、町民の福祉に対して大切なものができる、することが、それに向かってもうちょっと調整するべきものは調整したらいいんじゃないですかということを言いたいんですよ。理事、どうですか。

〔「数字の変更だけじゃないですか、これ」の声あり〕

○12番（山内 均君） 違いますよ。数字の変更じゃないです。

○議長（増田剛士君） 発言を求めてください。

〔「どんどん進めてください」の声あり〕

○12番（山内 均君） 返事をいただきたいです。

○議長（増田剛士君） だから本議案の質疑にはなっていないんですよ。

○12番（山内 均君） 何で。

○議長（増田剛士君） 何でって、分からないあなたがおかしい。

12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） 質疑ですよ、これ。あなた方は、県が認めたから、まあ、それでいいじゃないか、数字が出たから。じゃ、この数字をもって全部これからの施策につながっていくわけでしょう。

○議長（増田剛士君） 先ほどから言っているように、この議案、変更点について、疑義があるという中で、今の話ですよ。それで、答弁はありましたよね。それに対して、御納得できなかったら反対すればそれで結構です。

12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） 答弁ないですよ。反論も、反問権が今出ました。答弁ないです。

○議長（増田剛士君） 説明から、全協から何からずっとしていますよ。先ほども言いまし

たよ。

○12番（山内 均君） 多分違うんでしょうね、見方が。見方がずれているだけなんですよ。

○議長（増田剛士君） だから全く論点がすれ違ってしますので、これ以上やっても話は平行線です。

○12番（山内 均君） 議長に聞きたいのは、あなたが考える論点って何ですか、そうすると。この数字の。

○議長（増田剛士君） 議案に対するものです。

○12番（山内 均君） 議案の数字でしょう。下水道人口の数字でしょう。

○議長（増田剛士君） これまで説明に対して御理解いただけないんだったら、それはそれでもう反対討論だけで結構だと思います。

○12番（山内 均君） これはもう外の、町の人たちに聞いてみますから。それ出しますので、それはしっかりやります。ただ、僕は一つだけお願いしたいのは、課長とこうやって、課長がどう考えているのか知らないけれども、私に敵意を持ったりするのは一向に構わない。私はそうじゃないんです。

○議長（増田剛士君） そのような話をこの場でするものではございませんので。

○12番（山内 均君） そう見えるからですよ。ただし、言いたいことは、町の福祉のために何をするかという、私は何をするかということだけ言いたいです。それに向かってやっているだけの話ですので、だからこれ以上、私は反対討論して、その反対討論が正当であるかどうかは職員の方が判断すればいいだけの話だから。

以上、そういう形でやります。

答えはなっていなかったということで確認をいたします。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

12番、山内 均君。

〔12番 山内 均君登壇〕

○12番（山内 均君） 12番、山内 均でございます。

私は、令和7年度吉田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。

令和7年6月、吉田町議会定例会に議案提出された吉田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年吉田町条例第22号）の一部の改正は、第2条第3項第2号の中の「1万4,700人」を「1万2,296人」に改め、同条第3号中「7,300立方メートル」を「5,900立方メートル」に改めるというものであります。

吉田町下水道事業の計画処理人口を1万2,296人とする根拠の説明があった。最新の報告は、令和2年の国勢調査を基にして推計されたもので、令和5年12月に地域別、市町村別の推計結果が公表されている。これによると、吉田町の人口は令和2年度の2万8,468人から

令和13年度では2万6,558人になると推測されている。令和2年度を100とすると、93.3%になる。そこで、下水道区域内の人口も同様に減少するものとして、令和2年度の区域内人口1万3,178人に93.3%を掛けて1万2,296人と推定し、これを計画値であると説明された。

しかし、吉田町の下水道事業は、令和8年度の379ヘクタールで新規の下水道事業は終わる。令和8年度以降は、下水道事業の新たな計画拡大はない。令和8年度以降は、公共下水道事業に関する確実な実態が得られる。実態を調査し、人口推計などの推計からではなく、吉田町が管理する水道や下水道使用量などの情報から町がデータ管理を行い、それらを基本に事業計画や問題解決策などを研究していただきたい。

推計からは推計でしかない。実態が問題解決策を導き出すと考えています。確実な情報から下水道事業の独立採算制や、下水道区域内の未接続などの重要な問題解決対策を考えていただきたい。

水洗化に求めるものは、吉田町の良好な住環境及び水環境の保全と、平等な事業運営である。

以上、第38号議案 吉田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論といたします。

○議長（増田剛士君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

8番、大石 巖君。

〔8番 大石 巖君登壇〕

○8番（大石 巖君） 8番、大石 巖です。

第38号議案 吉田町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の意見を申し上げます。

本議案は、下水道事業計画の変更に伴う条例の改正であります。

令和6年度から13年度の事業計画について、静岡県に協議をし、3月25日に了とする通知を受けて、条例第2条の3、下水道事業の経営の規模を、計画処理人口を「1万4,700人」から「1万2,296人」へ、1日最大処理能力を「7,300立方メートル」から「5,900立方メートル」へと変更する内容であり、事業計画の変更に条例内容を合わせた議案というふうに理解をするものです。

汚水処理ビジョンによりまして見直しをし、下水道区域を379ヘクタールに変更した後の令和13年度の処理人口や処理能力についての推計は、直近の国勢調査に基づく吉田町の推計人口を基としておりまして、適正な規模と理解をいたします。

その上で、山内議員の意見には、こうした観点とは違う発言がありました。推計人口、処理能力を実勢の規模と比べて過大に見積もった場合、処理施設などへの過剰な投資となることから、推計には根拠となる資料と慎重な判断が大事です。

長期にわたる事業でありまして、生活環境の向上、そして河川等の水質保全を図るためにも、そして経営の安定や町民負担軽減策など、一層の努力をお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（増田剛士君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。

では、採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増田剛士君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士君） 日程第4、第40号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第42号の質疑、討論、表決

○議長（増田剛士君） 日程第5、第42号議案 令和7年度可搬式排水ポンプの取得についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

これは説明を伺ったとき、設置とか移動に関しては、外部に委託するというお話でありました。この頃の豪雨とかそういうのも、时期的にいつということではなくて、突然起きたりするものですからね。そういう中で、この委託してやってくれる業者が365日24時間、お正月であっても連休中であっても、それがほしいざというとき、それはそこに設置して、ちゃんとした機能を果たせるようなことができるかどうかということをお伺いします。

○議長（増田剛士君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

設置ができるかというようなお答えかと思います。

これにつきまして、当町におきまして、災害時における応援協定のほうを町内の建設関係の事業者さんと結んでおります。吉田町災害復旧支援会という会でございます。こちらの間におきまして、緊急時におけます連絡体制の構築のほうができておりますので、その中で対応のほうをしていくということを考えているものでございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○11番（八木 栄君） 11番、八木です。

ただいま、災害協定を結んでいるということ、大体建設業の関係だと思いますが、私のほうは必ずそれでやってくれますかねという質問なものですから、そういう中で必ずできるよという返事が欲しいですけれども。

○議長（増田剛士君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

その中のいらっしゃる、議員も御存じかとは思いますが、事業者さんのほうはその災害復旧支援会のほうに加入されているところ何社もございますので、その中で対応のほうをしていただけるということで、町のほうもそちらのほうにお願いするということで。

すみません。対応が可能かどうかということですね、可能ということで考えてございます。

以上です。

○11番（八木 栄君） 了解です。

○議長（増田剛士君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） 私も同じような立場で、同じような考え方でちょっとお聞きします。

今、各業者がその対応をしていただけるということで、それで特に、買うことに関してはもう一切反対するものではありませんけれども、大雨とかそういうものは、順番に来るわけじゃなくて一時的にきますよね。一時的に、同時に、80ミリの雨が降るわけですね。そうすると、今言った対応されている人たちも同時に動くことになるんですよ。だから私の言いたいことは、それで効率的かどうか。

ちょっと余分のことを言ってしまうかもしれませんが、もし効率的に、そして本当に町のことを考えるのであったら、いずれにしてもユニック、もしくはクレーンでないとあの大きな1.02トンの発電機は使えませんね。

一番いい方法、合理的な方法としては、買っちゃったらどうですかという意見なんです。それによって、そうすると大雨の対応もできる。例えば、地震のときのテントを運ぶ、物を

運ぶ。もちろん大雨のときの土嚢を積み込む。そういうのも迅速に有益にできるわけですね。これから起きてくることは、気候変動の中で本当に起こってきますので、そういう意味で、そういうものを合理的な中で買って、そうして運用を十二分に発揮できる状況をつくっていただきたい。せっかく買うんですから。そういうのはどうですかと思ったんですけれども。

○議長（増田剛士君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

現在、可搬式排水ポンプにつきましては、事業者さんのほうにお願いをさせていただいて運用ということを考えてございます。

議員のほうから購入はどうかというようなお話だと思いますけれども、こちらにつきましては、まず購入するに当たりましては、もちろん購入費もかかりますし、その後の維持、管理というところもかかってくるところでございます。

そういうところも踏まえまして、現時点では、その車両のほうを購入するというところの考えはございませんけれども、今後、運用する中で車両の利用であるとか、今、議員のほうがおっしゃられていましたが多利用ですね。ほかのところ、他の災害のときとか、何かのときに使えるんじゃないかというようなことがお話にございましたので、そういうものが多くあるということが想定されるのであれば、今後検討のほうも必要ではないかというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（増田剛士君） 12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） 今、答弁いただきましたように、皆さんが使い方であるとか、状況を大体分かって発言していただいていると思うんですよね。その中で、これ以上言いませんけれども、そういうものを合理的に、一番有効に使うためには、私としては買って、そしてそれを全てのものに使うような方法を取っていただければと思います。

ただ、これは議論ではなくて、お願いというか私からの提案になりますけれども、八木議員もそうだと思いますけれども、そういう提案になりますので、ぜひ提案として受け入れていただきたいと思います。

以上です。

○議長（増田剛士君） 本議案は、この排水ポンプの購入に係る契約に関するものでございます。

それについて質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（増田剛士君） 日程第6、発議案第3号 町長の専決処分委任事項の指定についての一部を改正する指定についてを議題といたします。

本案について、議会運営委員会委員長、10番、平野 積君の趣旨説明を求めます。
10番、平野 積君。

〔議会運営委員会委員長 平野 積君登壇〕

○議会運営委員会委員長（平野 積君） 10番、平野 積です。

発議案第3号 町長の専決処分委任事項の指定についての一部を改正する指定について。

町長の専決処分委任事項の指定について（昭和63年3月24日吉田町議会議決）の一部を改正する指定を別紙のとおり制定する。

令和7年6月16日提出。

吉田町議会議長、増田剛士様。

提出者、議会運営委員会委員長、平野 積。

それでは、発議案の趣旨説明を行います。

このたび、より効率的かつ円滑な議会運営を目指すため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき指定した町長の専決処分委任事項の指定を見直し、本指定に所要の改正を行うものです。

続いて、改正文を読み上げます。

町長の専決処分委任事項の指定についての一部を改正する指定。

町長の専決処分委任事項の指定について（昭和63年3月24日吉田町議会議決）の一部を次のように改正する。

第3項を次のように改める。

第3項、町が加入して組織する一部事務組合及び広域連合に係る関係地方公共団体の数の増減又は名称変更及びこれらに伴う規約変更に関する協議（執行機関及び議会の組織の変更、経費の支弁割合の変更その他重要な事項は除く。）に関する事。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

改正後の第3項に示しているように、町が加入して組織する一部事務組合及び広域連合に係る関係地方公共団体の名称変更を町長の専決処分事項に加えるものです。

説明は以上です。

○議長（増田剛士君） 説明が終わりました。

これから発議案第3号についての質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

平野議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長（増田剛士君） 日程第7、請願第1号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書採択に関する請願を議題といたします。

本請願につきましては、総務文教常任委員会へ付託し、委員長から請願審査報告書が提出されております。

初めに、この請願について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、八木 栄君。

〔総務文教常任委員会委員長 八木 栄君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（八木 栄君） 総務文教常任委員会の委員長、八木 栄です。

令和7年3月3日に議長から総務文教常任委員会に付託されました、請願第1号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書採択に関する請願について、報告いたします。

令和7年3月13日、委員会が開催されました。

協議内容は、吉田町会議規則第88条に、委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができると規定されていることから、当委員会に付託された請願第1号について、紹介議員の出席を求め、同請願書の説明を受けることに決定されました。

また、あわせて、審査の参考とするため、学校教育課長の出席が要求されました。

審査は初めに、請願の紹介議員である福世義己議員から説明を求め、次に質疑を行いました。審査が不十分なため、継続して委員会で審査することに決定されました。

令和7年6月6日、委員会を開催しました。

議場において、委員6名出席の下、請願第1号について継続の審査を行いました。

質疑は前回の委員会で終わっているため、討論を行ったところ、議員より、1の校務のDX化による業務効率化や業務内容の見直しを進めるなど、さらなる働き方改革の推進を強力に支援するとなっているが、吉田町では校務のDX化を進め、業務の見直しを行い、残業時間が抑制されている。

次に、2の教職調整額を直ちに引き上げるとともに、時間外勤務を抑制するための法整備を進める。これについては、教職調整額を上げることは決まっており、方法等について議論を進めている状況である。

このようなことから、吉田町において、請願の内容が適正でないと考え、反対します。との反対討論がありました。

ほかに討論がなかったため、以上で討論を終結し、採決に入りました。

採決の結果、請願第1号について、全会一致で不採択と決しました。

以上、総務文教常任委員会に付託されました、請願第1号の審査の結果と概要の報告いたします。

以上で、当委員会に付託されました、請願第1号に係る審査についての報告を終了します。

○議長（増田剛士君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大石 巖君。

○8番（大石 巖君） 8番、大石です。

今、委員長から報告があった内容の点で、今年の3月13日に、私も当時、総務常任委員会の委員でしたので、その中での討論を行いました。

委員長の報告のとおり、学校教育課長にも意見をしていただきましたが、教職員組合から提出された意見書の中身について、吉田町の状況が反映をされていないんじゃないかというような意見もありましたし、また、私としましては、この教職員組合というのは、子供たちの教育条件の向上あるいは教職員の待遇改善ということを目指す団体ですので、そうした団体の目的に沿ってぜひ一緒に努力をしたいなというふうに私も思うわけですが、そうした議論の結果、紹介議員を介しまして、その教職員組合に意見書の内容について、もう少し吉田町の内容を反映した内容で修正をしてもらえないかというような打診をしたらどうかというような意見になりました。

その結果について、教職員組合のほうからどういうふうな回答があって今の結論になったのか、教職員組合のほうから何の回答もなかったのか、あるいは意見書の内容を変えてほしいとかそういうような意見があったのか、それについて、ちょっと分かりましたら答弁をお願いしたいと思います。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○総務文教常任委員会委員長（八木 栄君） 私が総務文教常任委員会の委員長に就きましたのは、5月の臨時議会の後です。その前のことは議事録を読んだ限りしか分かりませんので。

3月で、前総務文教常任委員会が出たことによって、紹介議員に対して、そういうことで請願を出した方に対して、ちゃんとしたものでということ、問合せをしてあるということ、伺ってありましたが、この期間、一言も連絡がなかったものですから、継続審査ということで、ちょっと宙ぶらりんという言い方はあれですけども、ずっとそういう形になっておりましたので、今回きっちりしたいと思ひまして、私のほうでは採決をしました。

ということで、今言われたような内容の変更とか、そういうことは、私に対しては一切ございません。

○8番（大石 巖君） 了解です。

○議長（増田剛士君） 12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） 今の大石議員の問答を聞いて、一つ感じたことがあります。

今の総務文教常任委員会での結論を出したわけですね。その中に彼がいたわけでしょう。それはやはり民主主義ですから、その中で決めたものがここに反映されなきゃいけないんじゃないですか。

○議長（増田剛士君） 質疑をお願いします。

○12番（山内 均君） 質疑ですか。だからそういうことですよ。それでいいですかということ。

○議長（増田剛士君） 委員長報告に対する質疑をお願いします。

12番、山内 均君。

○12番（山内 均君） 今、もう1回確かめます、そうしたら。やはり総務文教常任委員会で訂正をお願いしたのに対しては、その訂正なるものに対しては、反応というのはなかったわけですか。再度お伺いします。なかったわけですね。それをお伺いします。

○議長（増田剛士君） 11番、八木 栄君。

○総務文教常任委員会委員長（八木 栄君） 一切ございませんでした。

○12番（山内 均君） 了解。

○議長（増田剛士君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） これで質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

これから、請願第1号について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

これから採決に入ります。

この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、この請願について採決いたします。

請願第1号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書採択に関する請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（増田剛士君） 起立多数です。

したがって、請願第1号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書採択に関する請願は採択することに決定いたしました。

◎吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙

○議長（増田剛士君） 日程第7、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙について行い

ます。

この件につきましては、吉田町牧之原市広域施設組合議会の吉田町選出議員が1名欠員したことに伴い、町長から補欠選挙の実施について依頼がありました。

したがって、ここでは1名の補欠選挙を行います。

初めに、吉田町牧之原市広域組合議会議員の選挙の方法についてですが、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に、3番、大石裕之君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました3番、大石裕之君を吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3番、大石裕之君が吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に当選されました。

ここで、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に当選されました3番、大石裕之君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（増田剛士君） 日程第9、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって組織することとされております。

このたび、市長から選出すべき議員のうち3人、市議会議員区分から選出すべき議員のうち3人、町議会議員から選出すべき議員のうち1人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、町議会議員区分において選挙すべき定数を超えましたので、投票による選挙が行われるものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人を決定することとなりますので、吉田町議会会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の

報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りします。

選挙結果については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを広域連合に報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを広域連合に報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に7番、蒔田昌代君及び8番、大石 巖君を指名します。

候補者氏名表と投票用紙を配ります。

〔候補者氏名表と投票用紙の配付〕

○議長（増田剛士君） 候補者氏名表及び投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

7番、蒔田昌代君及び8番、大石 巖君、点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（増田剛士君） では、3番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（増田剛士君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。

7番、蒔田昌代君、8番、大石 巖君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（増田剛士君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票数10票。有効投票のうち、笠井政明君8票、平野正紀君2票、以上のとおりであります。

○議長（増田剛士君） ここで訂正を行いたいと思います。

先ほどの請願第1号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書採択に関する請願は採択と、私、申し上げてしまいましたが、不採択といたします。

訂正しておわびいたします。

請願については不採択でございます。

委員会の結果については可決です。

◎議員派遣について

○議長（増田剛士君） 日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定いたしました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（増田剛士君） 日程第11、議会閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員会委員長から避難所運営マニュアル作成についての所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から観光振興策についての所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によってお手元に配付したとおり、議会閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 以上で、令和7年第2回吉田町議会定例会の全ての日程が終了いたしました。

閉会に当たり、町長から御挨拶いただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 御苦労さまでございました。

○議長（増田剛士君） ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（増田剛士君） 令和7年第2回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月2日以来、15日間にわたり諸議案の審議をいただきました。

本日ここに全ての議事が終了し、おかげさまをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く感謝申し上げます。

最後に、各議員の、また町当局の皆様の御健勝を心から御祈念申し上げ、閉会の御挨拶いたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（増田剛士君） 以上をもちまして、令和7年第2回吉田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時06分